京都市消防局

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

明日に伝えるかけがえのない京都

事業概要

事業概要　目次

継続事業ピックアップ

文化財を災害から守るまちづくり・ひとづくり

文化財を災害から守るまちづくり・ひとづくり

京都市消防局では，文化財を火災等の災害から守るため，様々な防火・防災対策に取り組んでいます。ここでは，その中でも全国で類を見ない，京都市独自の取組のうち，『文化財防災のためのひとづくり』として「文化財防災マイスターの養成」及び「文化財市民レスキュー体制の確立・育成」の 2 事業と，『文化財防災のためのまちづくり』として東山区清水・弥栄地域における「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を紹介します。

文化財防災マイスターの養成

■　文化財防災マイスターの概要

文化財社寺等は，広大な敷地を有し，参拝者や観光客等が多い反面，社寺等の関係者は少数であるため，いつ発生するか分からない災害に対して，初動対応の可能な人を養成する必要があります。

このため，文化財愛護の精神が高く，日頃から文化財社寺等を訪れる機会が多い観光ガイド等を対象に，平成 22 年度から消火訓練や救急訓練を含めた講習を実施しています。講習修了者には「文化財防災マイスター」修了証，応急手当用資器材を配付しており，防火・防災の知識を身に着けた「文化財防災マイスター」として，普段の観光等の仕事をされている中でも，文化財社寺等の参拝者や観光客の安心安全を守るとともに，文化財の保護に協力をいただいています。

■　文化財防災マイスター研修

研修対象者	観光ボランティアガイド，観光タクシー運転手，観光バスガイド等	
実施場所	京都市消防活動総合センター	
研修内容（6 時間）	救急講習（3 時間）	AED の使用方法を含めた心肺蘇生法を中心とした応急手当の講習（普通救命講習）
	防火講習及び訓練（3 時間）	災害発生時の初動活動や文化財防火に関する講義
		社寺に設置の防災施設の使用方法

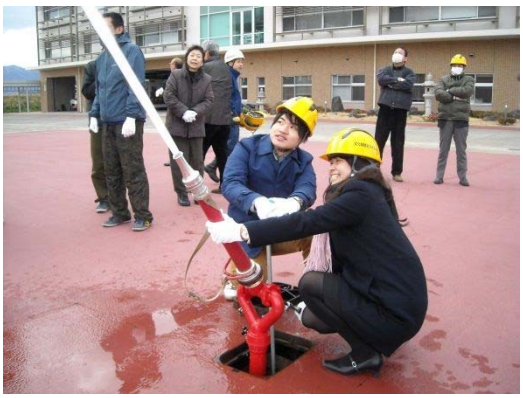

放水銃の取扱訓練

普通救命講習

■　文化財マイスターフォローアップ研修

「文化財防災マイスター」となってから 3 年以上を経過した方には，習得された防火防災の知識や応急手当の技能を維持向上していただくために，「文化財防災マイスターフォローアップ研修」を実施しています。

文化財市民レスキュー体制の確立・育成


文化財市民レスキュー訓練（光福寺）

「文化財市民レスキュー体制」とは，京都市消防局が従前から進めてきた「文化財の関係者と地域の住民とが相互に協力して，文化財を火災から守る体制」をもとに，具体的な行動計画を策定して体制の整備を図るもので，文化財保護法制定 50 周年の節目であった平成 12 年度から推進している事業です。

国宝や重要文化財等の建造物や美術工芸品等を有する社寺等について，個別に防火管理の状況災害時における活動体制等を調査した結果，地域住民等による協力が必要と認められた社寺等を文化財市民レスキューの対象とし，文化財個別の状況や地域の実情に応じ，文化財社寺等の関係者と地域住民とが相互に協力できることを話し合い，文化財を火災等から守るための体制を構築します。

確立されたレスキュー体制には，活動に必要な器材を配分するとともに，文化財関係者や消防隊等との合同訓練や研修等を行い，自主的かつ自立的な取組を進めています。

■　育成指導

文化財を火災から守るため，地域住民と文化財関係者が連携することにより，平常時の火災予防や災害発生時の消火，通報，文化財の搬出等の初動活動がより迅速に実施できる「文化財市民レスキュー体制」の育成指導等を行っています。

現在は，市内 238 箇所の社寺等において文化財市民レスキュー体制が構築されており，より確実な体制を築くため，文化財市民レスキューによる文化財の搬出訓練，放水訓練，災害図上訓練(DIG)等を実施するとともに，自主的，自立的な活動を進めています。

■　文化財市民レスキュー体制の活動

災害発生時の活動	平常時の活動
火災の発見と出火場所の確認	・普段の備え 連絡体制の確認 防災施設の取扱方法の確認 火災予防の話し合い 災害時における相互応援の検討
召集と応召	
１１９番通報	
初期消火	
搬出活動	
避難誘導	・火災の警戒 祭礼等の警戒 敷地内の巡回
情報伝達	
応急救護活動	



文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために，大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成 18 年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開し，平成 23 年度末には 1,500 ㎥級耐震型防火水槽(2 基)，送水用動力ポンプ，配水管(2,060m)，市民用消火栓(43 基)，消防隊用消火栓(20 基)，延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し，運用を開始しています。

また，平成 22 年度には，文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」が結成されました。年 1 回一斉放水訓練を実施し，有効に活用できる地域住民を育成するとともに地域の絆を強固にし，地域防災力の向上を目指しています。

■　整備内容（平成 18 年度～平成 22 年度）

1，500 ㎥ 級 耐震型防火水槽	特　徴	・25mプール 5 個分に相当する水量を備えた全国最大規模の防火水槽 ・縦 41m×横 14m×深 3.5m ・2 基設置
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園地下 ・東山区清閑寺下山町清水寺子安塔西側地下
送水用動力ﾎﾟﾝﾌﾟ庫	特　徴	・ﾎﾟﾝﾌﾟ能力 最大 6,000ℓ/分 ・配水管の水圧を一定に保つため，管内の減圧を感知し自動制御する機能を有する。 ・自家発電設備があり停電時でも連続 6 時間稼動が可能
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園内
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ製配水管	特　徴	・従来の配水管より優れた耐震性能を備え，近年発生した大地震で被害が極めて少ない実績を持つ。 ・2,060m敷設されている。
	設置場所	・一年坂，二年坂，産寧坂，八坂通，松原通（清水坂），高台寺南門通，下河原通など
消　火　設　備	市民用 消火栓	・43 基設置 ・ホース（30m）の延長が容易で，放水の操作を手元で簡単に行うことができる。
	消防隊用 消火栓	・19 基設置 ・地下式
防災器材の配備		・防災意識及び防災能力の向上を図るため，ヘルメット，レスキューセット，テント等の防災器材を地域に配備

杉材を使用し，景観に配慮した市民用消火栓

地域に配備した防災器材

公園の地下に整備した耐震型防火水槽

日本瓦，砂壁，桧羽目板張等，景観に配慮した送水用動力ポンプ庫

東山山麓文化遺産防災水利システムの概要

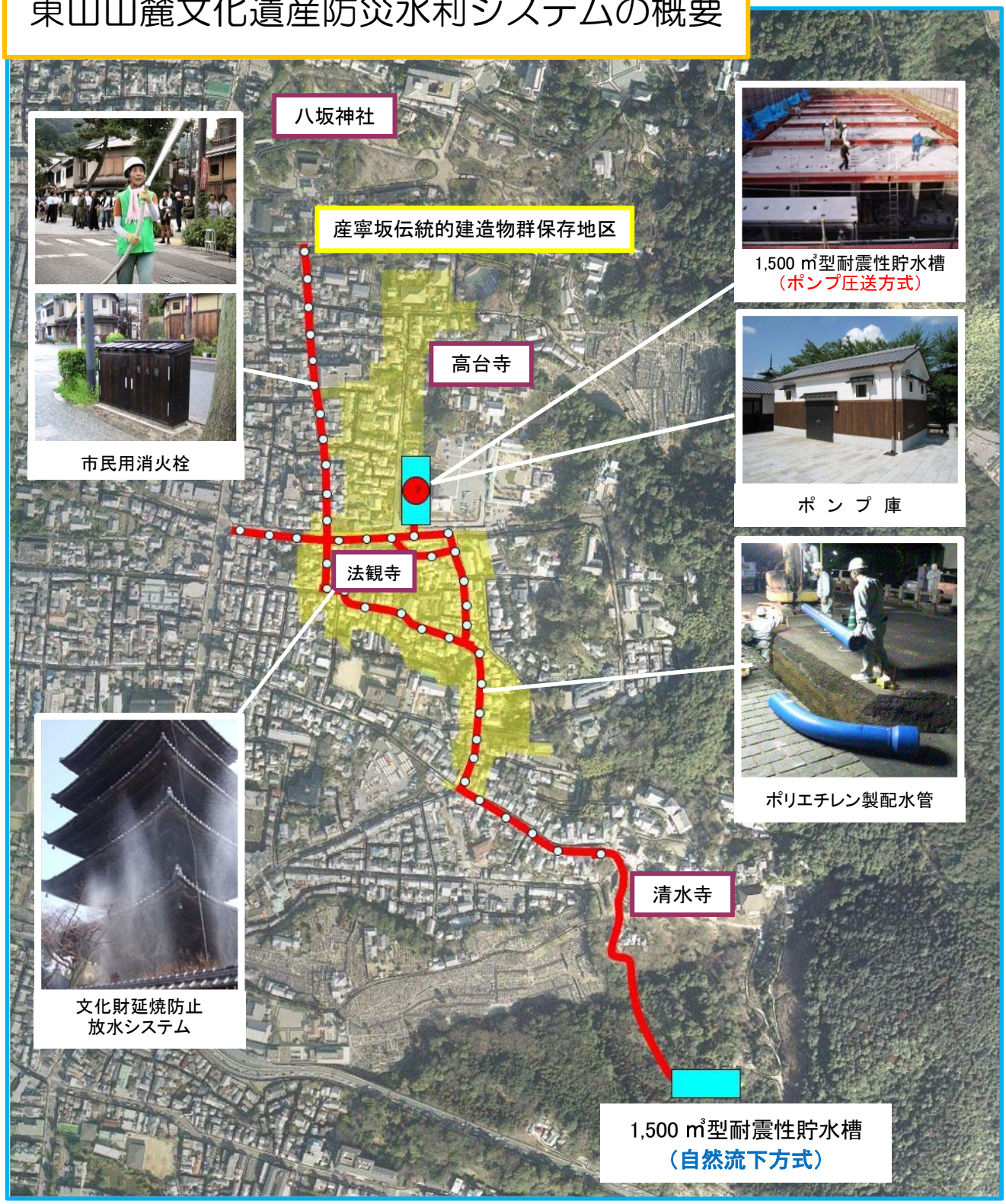

大容量の防火水槽から耐震性に優れた配水管を地域一帯に敷設し，誰もが使える市民用消火栓を多数配置することにより，地域住民の防災力を最大限にいかし，文化財とその周辺地域を火災から守る，全国でも類を見ない事業です。

事業概要ピックアップ

緊急消防援助隊の派遣状況

緊急消防援助隊の登録・派遣状況

■　派遣部隊の登録状況

緊急消防援助隊は，阪神・淡路大震災を教訓に全国の消防機関による応援を速やかに実施するため，平成７年に創設されました。平成 16 年４月には，消防組織法の改正により法律に基づいた部隊となり，平成 29 年４月現在では，全国 5,826 部隊（重複含む。）が登録されています。

京都市においては，消防ヘリコプターを運用する航空小隊や都道府県隊をまとめるための指揮支援隊をはじめ，消火・救助・救急小隊など，多くの部隊を登録し，大規模災害に備えています。

※　平成 29 年４月現在の登録隊数
（複数部隊への重複登録を含む。）

- 指揮支援隊…　３隊
- 京都府大隊指揮隊…　１隊
- 統合機動部隊指揮隊…　１隊
- 消火小隊…　12 隊
- 救助小隊…　２隊
- 救急小隊…　５隊
- 通信支援小隊…　１隊
- 後方支援小隊…　８隊
- 特殊災害小隊…　３隊
- 特殊装備小隊…　11 隊
- 航空小隊…　２隊

計…49 隊




■　派遣状況　（京都市の緊急消防援助隊の出動状況（平成29年7月現在））

京都市消防局では，消防庁長官の求め・指示により，創設以来８回出動しています。

1	**【平成 15 年十勝沖地震】出光興産北海道製油所原油タンク火災に伴う警戒活動** 平成 15 年 10 月 13 日～22 日（10 日間） 北海道苫小牧市 ３隊７名派遣 〔指揮隊１，消火隊２〕   消防庁出典
2	**【平成 16 年７月福井豪雨】浸水家屋に取り残された住民の救助活動等** 平成 16 年７月 18 日～19 日（２日間） 福井県月見４丁目，５丁目 12 隊 52 名派遣 （指揮支援隊２，京都府指揮隊１，消火隊１，救助隊３，救急隊１，後方支援隊３，航空小隊１）  

3	**【ＪＲ西日本福知山線列車事故】列車事故に伴う情報収集活動** 平成 17 年 4 月 25 日　兵庫県尼崎市 1 隊 5 名派遣〔航空小隊〕（ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
4	**【奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故】土砂崩れによる車両埋没事故に伴う指揮支援活動等** 平成19年1月30日　奈良県吉野郡上北山村 2隊7名派遣〔指揮支援隊1，航空小隊1〕 （ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
5	**【平成 19 年能登半島地震】地震被害に伴う指揮支援活動等** 平成19年3月25日～26日（2日間）　石川県金沢市，輪島市 3隊15名派遣〔指揮支援隊2，航空小隊1〕 （指揮支援活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
6	**【平成 19 年新潟中越沖地震】地震被害に伴う情報収集活動** 平成19年7月20日～23日（4日間）　新潟県新潟空港，柏崎 1隊5名派遣〔航空小隊〕 （救急搬送活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
7	**【東日本大震災】津波被害に伴う救助活動等** ・　陸上隊　宮城県本吉郡南三陸町 平成 23 年 3 月 11 日～4 月 13 日（34 日間）延べ 159 隊，495 名派遣    ・　航空小隊　山形県，長野県，宮城県，福島県 平成23年3月11日～18日，3月18日～25日，4月1日～5日，4月10日～14日（20日間） 延べ4隊，20名派遣    ・　福島第一原子力発電所 平成23年3月27日～31日（5日間）　延べ11隊，40名派遣   

8	**【平成 28 年熊本地震】地震被害に伴う情報収集や要救助者の検索活動等** ・　陸上隊　熊本県熊本市，南阿蘇村 平成28年4月16日～22日（7日間） 延べ46隊，126名派遣    ・　航空小隊　南阿蘇村 平成28年4月16日～17日（2日間） 延べ1機，4名派遣   

事業概要ピックアップ

国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊
ワッペン

京都市消防局では，海外において大規模な災害が発生した場合に消防機関の高度な資機材や技術を活用した捜索救助活動等を実施する「国際消防救助隊」に，11 名の救助隊員を総務省消防庁に登録しています。

総務省消防庁は，国際消防救助隊を昭和 61 年の発足から現在まで，世界各地の被災地に 19 回派遣しており，京都市消防局はそのうち 4 回の派遣実績があります。

■ 台湾地震

平成 11 年 9 月に台湾中央部で発生した地震では，救助隊員 4 名（中隊長 1 名，隊員 3 名）を派遣しました。

地震発生日時	平成11年9月21日(火)2時47分(日本時間)
震源地／規模	台湾中央部付近／マグニチュード7．7 （米国地質調査所発表）
被　　害	死者2,375名，負傷者10,002名
派 遣 期 間	平成11年9月21日～9月28日 （8日間）
派　遣　先	台中県，南投県，台北直轄市及びその周辺
派 遣 人 数	国際消防救助隊員46名
任　　務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活 動 内 容	8市町村(市・郷・鎮)の17現場で32回出動，85カ所検索 8名発見，7名救出 （生存者はなし）

■ アルジェリア地震

平成 15 年 5 月にアルジェリア民主人民共和国ブーメルデス県ゼンムリ市付近で発生した地震では，救助隊員 2 名（隊員）を派遣しました。

地震発生日時	平成15年5月22日(木)3時45分(日本時間)
震源地／規模	ブーメルデス県ゼンムリ市付近／マグニチュード6．7 （米国地質調査所発表）
被　　害	死者2,266名，負傷者10,000名以上
派 遣 期 間	平成15年5月22日～5月29日 （8日間）
派　遣　先	首都アルジェ東方約50kmのブーメルデス県ゼンムリ市内
派 遣 人 数	国際消防救助隊員17名
任　　務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活 動 内 容	ゼンムリ市内の6階建てホテル倒壊現場の捜索及び救助活動 6名発見，6名救出(内生存者1名救出)

■　モロッコ地震

平成 16 年 2 月にモロッコ王国アル・ホセイマで発生した地震」では，救助隊員 1 名（隊員）を派遣しました。

地震発生日時	平成16年2月24日(火)11時27分(日本時間)
震源地／規模	アル･ホセイマ／マグニチュード6．4 （米国地質調査所発表)
被　　害	死者628名，負傷者926名
派 遣 期 間	平成16年2月25日～3月1日 （6日間)
派　遣　先	モロッコ王国北東部ホセイマ付近
派 遣 人 数	国際消防救助隊員7名
任　　務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活 動 内 容	タマント等の4地域を視察(救助活動サイトの確認)等

■　ニュージーランド南島地震

平成 23 年 2 月にニュージーランドクライストチャーチ市近郊で発生した地震では，救助 3 名（小隊長 1 名，隊員 2 名）を派遣しました。

地震発生日時	平成23年2月22日(火)8時51分頃 （日本時間)
震源地／規模	クライストチャーチ市近郊／マグニチュード6．3(推定値)
被　　害	死者181名 （うち邦人28名)
派 遣 期 間	第1次：平成23年2月22日～3月 3日 （10日間) 第2次：平成23年2月28日～3月 8日 （9日間) 第3次：平成23年3月 5日～3月12日 （8日間)
派　遣　先	ニュージーランド南島クライストチャーチ市
派 遣 人 数	国際消防救助隊員33名 （第 1 次：17名， 第2次：8名， 第3次：8名)
任　　務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活 動 内 容	倒壊したＣＴＶビルの捜索及び救助活動 国籍・身元不明の複数の遺体を発見

事業概要ピックアップ

全消会・消防庁 消防研究発表作品

京都市消防局では，消防研究発表会で発表された作品の中から毎年，全国消防協会主催の『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』と総務省消防庁主催の『消防防災科学技術賞』へ応募しています。

なお，『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』には，全国消防長会東近畿支部で行われている，東近畿消防研究発表会で支部長から推薦を受けた作品のみが応募されます。

■ 近年受賞した作品紹介（抜粋）

年度	受賞	タイトル	内容
平成27年	総務省消防庁優秀賞	積載型静電気拡散性オイルパンの開発について	導電性のコンテナとフィルムを用いることで，ガソリン等の流出時に発生する静電気を拡散させるとともに，コンテナと路面等の接触による火花の発生をなくすことで，出火の危険性を減らし，持ち運びも容易にする研究を行ったもの。
平成27年	全国消防協会優賞	マスキングシートを活用した財産保護活動について	塗装作業等に用いられるマスカーを使用することで，火災現場での水損及び汚損防止活動を速やかに行うことが可能となる研究を行ったもの。
平成26年	全国消防協会最優秀賞	部隊長のための「シミュレーションシート」&「シミュレーション動画」の作成とその効果	実火災を模擬したシミュレーション訓練を行うことで，経験不足を克服できるように，シミュレーションシートとシミュレーション動画を作成し，効果を検証したもの。
平成26年	総務省消防庁優秀賞	道路狭あい地域における消防戦術について～逆引きによる消火栓への水利部署に関する検証～	狭あいな道路で消防車が消火栓までたどり着けないときに，消火栓からホース何本までなら車両まで送水が可能かの検証を行ない，道路狭あい地域における消防活動の問題や困難性を抽出し，解決策の検討及び検証を行なったもの。
平成25年	全国消防協会最優秀賞	面体着装時の無線音声を明瞭にするマイクロフォンの改良について	面体着装時に無線発信をする場合，面体シールドで音声が減衰してしまい聞き取り辛いことがあったため，ハンドセットにカバーを取り付けることにより，シールド面に密着できるようにし，音声を明瞭化する研究を行ったもの。
平成25年	全国消防協会最優秀賞	検査員の技能向上を目的とする情報共有システムの構築について－過去の情報資産を活用した効率のよい手法－	ベテラン職員の大量退職により，予防業務の質の低下が考えられるため，若手職員への指導を補完し，予防経験の浅い職員が自ら学び，積極的に活用できるツールとして，情報共有システムの構築について考察したもの。

■　受賞作品写真紹介（抜粋）

●　積載型静電気拡散性オイルパンの開発について

現在使用しているオイルパン　　研究作品の折りたたみ状況及び展開した状況

●　マスキングシートを活用した財産保護活動について

マスカー

マスカーを使用しての養生

●　道路狭あい地域における消防戦術について

狭隘路に進入した消防車両

逆引きによる水利部署

●　面体着装時の無線音声を明瞭にするマイクロフォンの改良について

面体着装時の音声の減衰イメージ

■　受賞歴一覧

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	S50	機器	自動ガス遮断器の研究試作について	優賞
			シャッターの破壊方策について	努力賞
			非常用進入窓の実態について	努力賞
	S51	機器	大型はしご車のはしご先端位置確認燈の設置について	秀賞
			化学泡使用後における消泡剤の活用について	秀賞
		論文	子どもの火遊びの心理について	努力賞
			広告マッチの行方調査	努力賞
	S52	機器	消防用ホースの差込式結合金具の改良について	秀賞
			既設のガス風呂釜に設置できる空だき発見器及び防止器について	秀賞
			電熱式感知器加熱試験器の試作について	優賞
		論文	桧皮ぶきの燃焼について	優賞
			たばこによる可燃物の着火実験結果	優賞
			板ガラス破損時における飛散の実態と対策について	努力賞
	S53	機器	ろうあ者用火災感知器の考案について	秀賞
			天ぷら鍋の改良について	優賞
		論文	幼児の防火指導について	秀賞
			たばこによる寝具の着火性	努力賞
	S54	論文	消防自動車等の視界と（死角）と安全運行について	努力賞
	S55	機器	救助検索棒の試作について	秀賞
			赤色表示灯の改良について	秀賞
			煙感知器試験器の試作について	努力賞
			誘導灯の非常電源の定期自動点検機器の開発について	努力賞
	S56	機器	警報装置付「天ぷら揚箸」の試作について	優賞
		論文	静電気除去対策について	努力賞
	S57	機器	大型はしご車の梯上等高所活動時の墜落防止装置の試作について	秀賞
			改良型安全ベルトの試作について	優賞
		論文	身体障害者に対する防火指導の一方策について	秀賞
			油なべ火災用消火剤に関する一考察について	優賞

全国消防協会	S57	論文	簡易な間仕切壁等によるスプリンクラー散水障害について	優賞
全国消防協会	S58	機器	移動式ホースラックの考案について	秀賞
			自動火災報知設備の非火災報防止装置の試作について	優賞
			吸水シートの試作について	優賞
		論文	防ぎょ活動と体力について	最優秀賞
			水損防止に対する一考案について	秀賞
			安全な「しみ落とし用溶剤」の開発について	優賞
	S59	機器	ミニュチア油なべ火災実験器の試作について	秀賞
			電気ストーブに可燃物が触れた場合に通電を断にするための方策について	優賞
		論文	虫による煙感知器の非火災報防止対策について	最優秀賞
			スピーカーの耐熱性向上の一方策について	秀賞
	S60	論文	地中埋設配管の腐食防止に関する研究について	優賞
	S61	論文	イメージ・トレーニングの効果	最優秀賞
			洞道，ダクト等の火災における消火方法の考察	優賞
	S62	機器	石油ストーブ用カートリッジタンクの改良について	優賞
			閉鎖不良防火戸の修正が出来るヒンジの開発について	優賞
		論文	火災シミュレーションを取り入れた防火指導の一考察	最優秀賞
			屋内消火栓音声案内装置の試作及びその効果について	秀賞
			病院における避難計画評価方法の考察について	優賞
	S63	機器	水圧回転式乳化処理機の試作について	優賞
		論文	火災発生時におけるコンピューターによる水利選定の一考察について	最優秀賞
			高齢化対策としての装備の軽量化とその効果について	秀賞
			訓練用泡混合装置の試作について	優賞
	H1	機器	高所及び低所における救助器具の応用開発について	優賞
		論文	必要ポンプ台数を決定するための方策（シミュレーション手法）について	最優秀賞
			災害現場活動における活動筋群の研究と消防ウエイトトレーニングについて	秀賞
	H2	機器	消火シミュレーターの開発について	秀賞
		論文	火災危険予知シミュレーションビデオの開発について	最優秀賞

全国消防協会	H2	論文	災害現場用ゴム長靴のフィット化について	優賞
	H3	機器	常時閉鎖式防火戸開放警報装置の開発について	秀賞
			ｴﾏｰｼﾞｪﾝｼｰｺｰﾙ（自動警報発信）の試作について	秀賞
		論文	防火戸における色彩学的考察	秀賞
	H4	論文	災害現場活動等に対する教育用ビデオの作成について	秀賞
	H5	機器	防煙防火ロールアップスクリーンの試作	最優秀賞
			空気呼吸器の改良について	秀賞
			MULTIFARIOUS　CASE　対応型誘導灯の試作について	優賞
		論文	防火戸の閉鎖障害排除の考察について	最優秀賞
	H6	機器	階段用搬送具の開発について	秀賞
		機器	電気ストーブに可燃物が接近した場合の安全装置の開発について	優賞
		機器	てんぷら鍋火災実験器の改良	優賞
		論文	マニュアル検証訓練（４項関係）の実施方法に係る一方策について	最優秀賞
	H7	論文	大規模建築物等の工事における火災危険度評価と防火診断に関する研究	秀賞
	H8	論文	ガソリン流出事故に対する一方策について	優賞
総務省消防庁	H9	論文	大規模事故における救急搬送シュミレーションの実施について	優秀賞
			「地域社会の防火･防災力の向上に関する研究」=木造密集地域の危険度評価体系の確立と検証=	優秀賞
全国消防協会		機器	住宅用防災機器の普及方策と器具の試作	優賞
		論文	外国の方々に分かる消火器使用方法の表示と訓練	優賞
総務省消防庁	H10	論文	木造共同住宅に対する火災予防対策について	優秀賞
			文化財(美術工芸品）の防火・消防活動対策に関する考察	優秀賞
		機器	操作要領の絵文字化（消防用設備等の標識・操作要領表示の改良）	優秀賞
全国消防協会			高所活動用ホース固定器具の開発について	優賞
		論文	住宅用火災警報器の普及並びに設置場所に関する一考察	秀賞
総務省消防庁	H11	機器	ラリンゲアルマスク固定補助器具の開発について	優秀賞
			災害現場活動靴の改良	優秀賞

総務省消防庁	H11	論文	都市型水害用インスタント水のうの開発	優秀賞
			残存危険物の測定方法にかかる研究について	優秀賞
			出火危険を防ぐための高齢者が使いやすい差込みプラグの改良について	優秀賞
全国消防協会		機器	鉄扉等の鋼製扉の効率的な開放方法について	秀賞
		論文	熱・煙複合光電式スポット型感知器による非火災報対策について	最優秀賞
			救命処置時の説明のあり方と接遇要領の一方策	秀賞
総務省消防庁	H12	論文	文化財を火災から守るために仏像等の文化財搬出・防災対策に関する研究	優秀賞
			初期消火効力の向上策に関する研究	優秀賞
全国消防協会		機器	持運びが便利な危険物実験装置及び収納ケースの試作について	優賞
			サージカルテープカッターの試作について	優賞
		論文	ゲーム手法等を取入れた防火及び自主防災指導について	優賞
総務省消防庁	H13	論文	環境にやさしい油流出事故の処理方法について	優秀賞
			中高層建物におけるサイホン現象を利用した水損防止について	優秀賞
			水損防止に関する一方策	奨励賞
全国消防協会		機器	伸縮自在型救助用当て木の試作について	優賞
		論文	広域的災害時における初期の自主防災活動要領について	秀賞
総務省消防庁	H14	論文	パソコンで作る幼児の防火教育用「ビデオ絵本」の作成について	優秀賞
全国消防協会		機器	障害突破式防火設備の開発について	秀賞
		論文	現場活動における高酸素濃度ガスの効果について	秀賞
			スクープストレッチャーの冷たさが傷病者に与える影響についての一考察	優賞
総務省消防庁	H15	機器	（※西京消防団）傾斜矯正付小型動力ポンプ用台座の開発	優秀賞
			ダンプカー等から土砂を直接投入できる土のう作成機の試作について	優秀賞
		論文	視覚障害者用、手の平感覚による避難誘導装置の考察	奨励賞
			小学生を対象とした普通救命講習について	奨励賞
全国消防協会			発光物質（ゲル状）を活用した危険ゾーン明示についての考案	優賞
総務省消防庁	H16	論文	高所から低所への放水体形について	優秀賞

全国消防協会	H17	論文	事業所における応急手当の向上についての一考察	秀賞
		機器	防火水槽の蓋を容易に開放できる器具の開発について	優賞
総務省消防庁			可搬式小型動力ポンプソーラー補充電の考案（試作）について	優秀賞
		論文	大人に対する防火広報に用いるパネルシアターの作成とその有効性について	優秀賞
			「春夏秋冬，車を降りた時の静電気を一年を通じて測定した結果」とその活用の一考察について	優秀賞
			化学泡消火器の訓練指導用薬剤についての考察	優秀賞
全国消防協会	H18	論文	簡易にできる油分検出及び数値化による分析方法について	秀賞
			筒先進入技術等の伝承の一方策について	優賞
		機器	住宅用火災警報器の設置推進用説明キットの作成について	秀賞
総務省消防庁			ホースラインや歩道の段差等を安全に乗り越え可能なホースカーの改良	優秀賞
			聴覚障害者用住宅火災警報器の付属装置の開発について	優秀賞
		論文	ガスこんろの過熱防止装置と天ぷらなべ火災に関する考察	優秀賞
			防火かるたを活用した子どもワークショップの手法について	優秀賞
			住宅用火災警報器は高齢者世帯にどこまで有効か	奨励賞
	H19	論文	ゲーム感覚を取り入れたタウンウォッチングについて	優秀賞
			より迅速かつ的確な放水活動を行うための「トレーニングシートの作成」について	優秀賞
	H20	論文	潜水検索時の安全策の考察について	優秀賞
			文化財の搬出計画に関する考察-文化財セーフティカードと文化財トリアージタッグを活用した搬出活動-	優秀賞
全国消防協会	H21	機器	要救助者等のプライバシー保護用シートの作製について	最優秀賞
			担架使用時の体のずれを防止する器具「マルチ式フットストッパー」の試作について	秀賞
			救急指導アイテム「胸骨圧迫補助シート」の試作について	秀賞
			筒先の角度を容易に変えることのできるホースの開発について	優賞
総務省消防庁		論文	観光ガイドによる文化財の震災対策に関する考察 -観光ガイドは文化財のバイスタンダー-	優秀賞
			救急活動における接遇についての一考察	優秀賞

全国消防協会	H22	論文	「外国語対応救急活動シート」の改良について	優賞
		機器	救助ロープ用投下袋を活用した乳幼児用縛帯の試作について	秀賞
			光を発するマーキング災害現場対応「可変式マーカー」の試作について	秀賞
総務省消防庁		論文	事業所における住宅用火災警報器の設置促進に関する考察 -住宅用火災警報器の 100%設置を目指して-	優秀賞
全国消防協会	H23	論文	緊急走行の実写動画を活用した運転技術教育資料の作成	優賞
			義務化後における住宅用火災警報器の設置指導に関する考察　－壁設置の強調による未設置世帯の解消－	優賞
		機器	ガンタイプノズルの安全性・利便性を向上させる改良について ～放水形状・放水量の各調整部分にグリップ等を付加～	優賞
総務省消防庁			水難検索棒の試作について	優秀賞
	H24	論文	ホースの曲折が放水量に及ぼす影響に関する実験と考察	優秀賞
			救命講習のあり方についての一考察	優秀賞
			連結送水管への効果的な中継体形に関する考察と実証実験	優秀賞
			防災管理義務対象物における容易性・実効性を高めた防災訓練の開発とその実施結果～スーパーＤＩＧ～	優秀賞
全国消防協会	H25	論文	検査員の技能向上を目的とする情報共有システムの構築について－過去の情報資産を活用した効率のよい手法－	最優秀賞
		機器	面体着装時の無線音声を明瞭にするマイクロフォンの改良について	最優秀賞
総務省消防庁		論文	水深が浅く狭小な用水路におけるホースバッグを活用した吸水活動及び表面流速の簡易計測により流量を導出する方法について	優秀賞
			水流式排煙装置を活用した文化財保護戦術の構築	優秀賞
全国消防協会	H26	論文	部隊長のための「シミュレーションシート」＆「シミュレーション動画」の作成とその効果	最優秀賞
総務省消防庁			道路狭あい地域における消防戦術について～逆引きによる消火栓への水利部署に関する検証～	優秀賞
			予防業務における人材育成の変革：新任建築検査員が的確に検査を実施するためのチェックリストを核とした教育ツールの構築	優秀賞
全国消防協会	H27	論文	マスキングシートを活用した財産保護活動について	優賞
総務省消防庁		機器	積載型静電気拡散性オイルパンの開発について	優秀賞

継続事業

警防体制

消 防 体 制

指揮隊，消防隊等の部隊は，火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため，訓練により技術の練磨を重ねるとともに，科学的知識の習得にも努め，災害の発生に備えています。

部隊の出動は，災害の種別と状況に応じて，あらかじめ出動する部隊数を計画し，災害現場の近くにいる部隊をコンピュータが瞬時に選定して出動させることにより，現場へ到着する時間の短縮を図るとともに，出動した部隊は災害現場において，装備を最大限に活用して，人命救助，消火，延焼防止など，被害軽減のため迅速，的確な防御活動を展開しています。また，災害の規模や状況により，消防航空機隊を出動させ，地上の部隊への情報提供を行うとともに，総合的な指揮機能と高度な救助能力とを併せ持つ本部指揮救助隊(スーパーコマンドレスキューチーム)を出動させ，大規模災害や特殊災害発生時における的確な情報処理や指揮統制を行うなど，防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

■ 災害出動計画

出動計画		出動部隊数等							対象災害等
		出動区分	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	航空機隊	累計	
火災出動計画	基準建物火災出動計画	第1出動	3	6	1	1		11	建物火災については，一般的な住宅等と4階建以上の中高層建物に区分し，それぞれの燃焼規模，延焼危険及び人命危険等に応じて，第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し，出動させる。
		第2出動		5	2		1	19	
		第3出動	1	5				25	
	中高層建物火災出動計画	第1出動	3	6	2	1		12	
		第2出動	1	6	1		1	21	
		第3出動		5				26	
	危険物火災出動計画	第1出動	3	11	3	1		18	消防法で定める危険物を運搬する車両や，危険物を貯蔵し，又は取り扱う一定規模以上の施設で発生した火災に対して，第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し，出動させる。
		第2出動	1	5	1	1	1	27	
		第3出動		5				32	
	地下火災出動計画	第1出動	3	9	3	1		16	地下鉄構内や地下駐車場等の地下空間で発生した火災に対して，第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し，出動させる。
		第2出動	2	6	1	1		26	
		第3出動		5		1		32	
	特別消防対象物出動計画	計画部隊数							病院，百貨店等の人命危険の高い対象物や文化財対象物等の火災に対して，その燃焼規模等に応じ，第1～第4の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し，出動させる。
	林野火災出動計画	計画部隊数							林野火災に対して，その燃焼規模等に応じ，第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	名神高速道路等火災出動計画	計画部隊数							名神高速道路等の高速道路上で発生した火災に対して，第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	その他の火災出動計画	状況に応じた必要部隊数							火災とまぎらわしい通報の受信や煙の発見若しくは火災等の発生が予測される場合又は車両等の火災の場合に，その状況に応じて必要な部隊を出動させる。
救急救助出動計画	救急通常出動計画	1隊							救急隊1隊で対応が可能な救急事故に対して，災害現場付近にいる救急隊を選定し，出動させる。
	救急特命出動計画	状況に応じた必要部隊数							複数の救急隊による対応又は救急隊と救急隊以外の部隊との協同活動が必要な救急事故に対して，災害現場付近にいる必要な部隊を選定し，出動させる。
	救助特命出動計画	状況に応じた必要部隊数							救助事故に対して，現場付近にいる部隊から，救助隊等の必要な部隊を選定し，出動させる。
	集団救急救助出動計画	第1出動	3	4	3	7	1	18	重症者を含む5名以上の傷病者が発生又は発生するおそれがある集団事故に対して，第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し，出動させる。
		第2出動	1	5		6		30	
		第3出動		4	1	5		40	
	名神高速道路等救急救助出動計画	計画部隊数							名神高速道路等の高速道路上で発生した救急事故又は救助事故に対して，第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	名神高速道路等集団救急救助出動計画	計画部隊数							名神高速道路等の高速道路上で発生した重症者を含む5名以上の傷病者を伴う集団事故に対して，第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
特殊災害出動計画		第1出動	4	10	4	2		20	放射性物質や毒劇物，高圧ガスなどによる特殊災害に対して，第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊(特殊災害対策車等の計画部隊を含む。）から計画数を選定し，出動させる。
		第2出動	1	7	1	2	1	32	
		第3出動	1	5		2		40	
名神高速道路等トンネル特殊災害出計画		計画部隊数							名神高速道路等のトンネル内において発生した火災等の災害に対して，第1～第3又は第4の出動区分で計画部隊を出動させる。
その他の災害出動計画		状況に応じた必要部隊数							都市ガス等の漏洩，消防法で定める危険物の流出，水害等の災害に対して，その状況に応じて必要な部隊を選定し，出動させる。

※名神高速道路等とは，名神高速道路，京滋バイパス，第二京阪道路，京都縦貫自動車道及び阪神高速８号京都線をいう。

特殊警備計画と特殊災害対策等

文化財建造物やホテル，百貨店，病院など多数の人を収容する一定規模以上の建物，大規模な祭典等には，災害防御活動を困難にする様々な要因があるため，出動する部隊の種類及び部隊数，指揮活動と部隊活動，非常召集等を事前に計画し，防御活動の最適・確実化を図ることにより，大規模・特異な災害に対しても迅速・的確な活動が行えるよう万全を期しています。また，必要な車両，装備等の充実を図るとともに，指揮者・隊員に対する専門的な教育訓練を実施しています。さらに，関係者に対して必要な行政指導を行うことにより，災害の抑止及び拡大防止等に総合的に取り組んでいます。

■　特別警備計画

● **特別消防対象物警備計画**

人命危険が高い大規模建築物や社会的影響が大きい文化財建造物等に対する個別計画です。

● **消防警備計画**

大規模な伝統行事，祭典，スポーツ行事その他の集団的行事，又は広範囲に及ぶ道路の通行止などに伴う活動障害が予測される場合，さらには，特異な連続放火等の事案に対処するために樹立する計画です。

■　特殊災害対策等

● **特殊災害対策**

危険物施設やタンクローリーなどの危険物災害，地下鉄や地下駐車場などの地下災害，放射性物質や毒劇物，高圧ガスなどによる特殊災害は，広範化・特殊化が進み，災害防御活動を一層困難にしています。これらの災害に対しては，各種の分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置，赤外分光法による危険物質同定装置）等を装備した特殊災害対策車，有害ガスを除去する大型ファンを装備した特別高度工作車，化学防護服等を装備した化学車，救助工作車及び消防車を出動させる体制を構築しています。また，各種の情報処理機能（映像伝送装置，衛星携帯電話など）等を有する災害現場指揮支援車を出動させ，関係機関との連携の充実と現場指揮支援の強化を図っています。

特殊災害対策車

● **集団救急救助事故対策**

列車・バス等の大量輸送機関の事故，危険物・ガス等の漏えいや爆発，大規模工作物の倒壊などの災害で，応急救護拠点を早期に開設することを主目的とする高度救急救護車を導入するなど，局地的に多数の傷病者が発生した場合の対策強化を図っています。

● **中高層建築警備対策**

中高層建築物には，濃煙や高熱の充満，避難に長時間を要する等の困難性があるため，防御要領の作成，警防訓練の実施や装備の充実を図っています。

● **文化財警備対策**

国宝建造物や世界文化遺産の建造物を特別消防対象物に指定するとともに，美術工芸品の搬出については，文化財セーフティカードや文化財タッグを活用した活動要領を作成しています。

消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は，市内に 28,677 基設置（平成 29 年 4 月 1 日）されており，あらゆる地域に対して消火活動が行える体制を整備しています。

特に，震災時に必要となる消防水利については，地域ごとの水利必要量を算定し，震災消防水利整備計画を策定して計画的な設置を進めています。この計画では，年次計画により耐震型防火水槽・防火井戸の設置を進めるとともに，京都市防災水利構想に基づき関係部局との協調を進めることにより，効率的な水利の開発，設置を行っています。これらの水利に対しては，消防車等による水利調査や点検を定期的に行い，適切な保全に努めています。

障害排除対策

駐車等による消防水利の障害，緊急出動中の消防車等に対する避譲義務違反，消防警戒区域内への立入りなど消防活動上の障害排除については，消防隊員等による現地指導，消防車等による巡回パトロール，関係機関との合同パトロール，防火講習会等を通じての市民啓発，消防水利標識の整備を行うほか，火災等の発生に際しては警戒整理班の出動等，積極的な障害排除対策に取り組んでいます。

消防活動体制

■ 災害時の消防活動体制

● 災害活動組織

平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため，災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を，また，消防署に局警防本部の統制の下に管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに，局警防本部及び署警防本部にそれぞれ災害活動を実施する消防隊等の部隊を配置しています。

● 活動態勢

災害活動組織は，小規模な災害から大規模な災害まで対応できるよう，局警防本部及び署警防本部の活動態勢について，平常時の活動態勢から消防の総力による活動態勢までを，災害の規模，態様に応じて逐次，増強することとしています。

なお，人員等を増強する必要があるときは，勤務時間外の職員の非常召集を実施することとしています。

■ 震災時の消防活動体制

震災時には，同時火災の多発，建物倒壊等による救助事故の多発，多数の傷病者の発生など，膨大な消防活動が予想されることから，震災に対する特別な警防態勢の基準として京都市消防震災警防規程を定め，地震発生時には直ちに震災警防態勢を発令し，即応することとしています。

震災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
初動震災警防態勢	市域に震度 4 の地震が発生した旨の気象庁発表があったときに発令し，その時に勤務する全職員により，初期の活動態勢を確保する。
第 1 号震災警防態勢	初動震災警防態勢時に震災が発生し，局本部長が第 1 号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し，職員・団員(各々一部)を召集し，部隊等の増強を図る。
第 2 号震災警防態勢	初動震災警防態勢又は第 1 号震災警防態勢時において震災が発生し，局本部長が第 2 号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し，職員(局 1/2，署 1/3)・団員(1/2)を召集し，警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第 3 号震災警防態勢	市域に震度5弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表があったとき又は初動震災警防態勢，第1号震災警防態勢又は第2号震災警防態勢時に震災が発生し，局本部長が第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し，職員・団員を全員召集し，消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- 消防ヘリコプター及び消防バイクの運用
- 高所カメラ（京都ホテルオークラ，比叡山，小塩山，東部山間，周山，京都市消防活動総合センター）及び災害情報画像伝送システムの運用
- 大規模災害情報共有システム及び即時災害情報収集システムの運用
- 無線中継車及び震災対応型司令車の運用

平常時の地震災害に向けた取組
- 震災警防訓練の実施
- 耐震型防火水槽等の設置
- 防災水利構想に基づく，震災時における消防水利の整備に向けた取組

■ 水災時の消防活動体制

水災に対応するために敷く特別な警防態勢の基準として，京都市消防水災警防規程を定め，水災規模に応じた水災警防態勢を発令し，対処します。

水災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
水災警戒警防体制	気象庁が市域に大雨又は洪水に関する気象注意報を発表したときに発令し，平常の警防態勢で対処する。
第１号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨，洪水又は暴風に関する気象警報を発表し，局本部長が必要と認めたときに発令し，職員・団員(各々一部)を召集し，部隊等の増強を図る。
第２号水災警防態勢	市域において局地的に水災が発生し，拡大するおそれがある場合で，局本部長が必要と認めたときに発令し，職員(局 1/2，署 1/3)・団員(1/2)を召集し，警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第３号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨又は暴風に関する気象特別警報を発表し，局本部長が必要と認めたとき又は市域における水災の状況等から，局本部長が必要と認めたときに発令し，職員・団員を全員召集し，消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- 都市型水害対策車の運用
- 災害現場に対応した水防工法等の実施
- 気象状況等水災活動に必要な情報収集活動
- 大規模災害情報共有システムの運用
- 人命の救出救護等の水災活動
- 関係機関との連携

平常時の水災害に向けた取組
- 水防用器材等の点検整備
- 水災害対応訓練施設を活用した訓練の実施等

多目的ローダー及び都市型水害対策車

支援体制

支援体制には，平常時の活動支援と大規模災害時の後方支援があり，これらの役割は京都市消防活動総合センターが担っています。同センターでは，平常時においては災害現場指揮支援車，空気充填照明車，大型除染システム車などによる活動支援や消防車両の点検整備，活動器材の備蓄などを行い，地震などの大規模災害時には支援車Ⅰ型，資器材搬送車，燃料補給車などが出動し，活動器材や燃料の補給をはじめとする，様々な活動支援を行います。

応援体制

■　**隣接市町との相互応援**

本市に隣接する 11 の市町との間では，消防相互応援協定を締結し，火災や救急・救助事故が発生したときには，必要に応じて消防隊等を出動させ，お互いに応援し合うことになっています。

■　**京都府内全市町村との相互応援**

大規模な火災，地震や台風などによる大規模災害のほか，特殊な消防活動を要する災害等が発生した場合は，隣接する市町村による応援よりも，更に広い地域からの応援が必要となります。そこで，京都府内の全ての市町村と消防一部事務組合の間において，消防相互応援協定を締結しています。

■　**近隣の大都市間の相互応援**

大地震などでも同時に被害を受ける可能性が少なく，また，都市が持つ災害危険なども共通するところがあることから，名古屋市，大阪市，堺市，神戸市と本市の間において，災害防御活動全般にわたる消防相互応援協定を締結しています。

■　**消防広域応援体制**

全国の消防機関相互による援助体制として，平成 7 年に緊急消防援助隊が発足し，市町村，都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用が図られており，本市でも緊急消防援助隊に登録し，必要な部隊の派遣体制を整えています。

受援体制

地震等の大規模災害時には，近隣府県から緊急消防援助隊が京都市に応援出動してきます。これら緊急消防援助隊だけでなく，様々な協定に基づく応援部隊を集結させ，受け入れる一大拠点が京都市消防活動総合センターです。同センター内の消防学校本館 4 階の作戦情報室には，消防局の指揮命令の中枢である消防指令センターに直結した情報通信ネットワーク端末機を備えており，ここに受援本部を設置し，応援部隊の管理や効果的な部隊運用を行います。また，同センターの後方支援機能をいかして，活動に必要な資器材や燃料の補給，車両や器材の緊急修繕等を行い，長期にわたる災害活動を支えます。

東日本大震災時に緊急消防援助隊「四国隊」及び「九州隊」が現地へ向かう中継地点として使用

救 急 体 制

京都市消防局では，市内の全救急隊に救急救命士を配置し，メディカルコントロール体制(医師による医学的な観点から，救急救命士等が行う救命処置等の質の確保及び評価を行い，更なる救命効果の向上を図るための体制)の下，救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

■ 救急救命士

救急救命士は，心肺機能停止状態の傷病者に対し，医師の包括的指示下での自動体外式除細動器による除細動，医師の具体的指示の下に行う静脈路確保のための輸液，器具(食道閉鎖式エアウェイ，ラリンゲアルマスク又は気管内チューブ)を使用した気道の確保及び薬剤投与など，高度な救急救命処置を行うことができます。

京都市消防局では，平成５年７月から救急救命士の業務を開始し，現在，消防署や消防出張所に配置された高規格救急車に救急救命士が乗り組み，24 時間体制で活動しています。

● 救急救命士の沿革

平成　3 年 4 月	救急救命士法の制定
平成　5 年 7 月	京都市消防局における救急救命士業務の開始
平成 15 年 4 月	救急救命士施行規則の一部改正（平成 15 年 3 月）が施行され，包括的指示により救急救命士による除細動が実施可能となった。
平成 16 年 7 月	救急救命士法施行規則代 21 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の改正（平成 16 年 3 月）が施行され，気管挿管が実施可能となった。
平成 18 年 4 月	救急救命士法施行規則の一部改正（平成 17 年 3 月）が施行され，心臓機能停止状態の傷病者に対し薬剤投与が実施可能となった。
平成 21 年 3 月	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正（平成 21 年 3 月）が施行され，アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が自己注射可能なアドレナリン製剤（商品名：エピペン）を交付されている場合，救急救命士による当該アドレナリン製剤を用いた薬剤投与が実施可能となった。
平成 26 年 10 月	救急救命士法施行規則の一部改正が施行（平成 26 年 4 月）され，心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液，血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が実施可能となった。

■ ＡＥＤを使った救命処置の拡大

平成 16 年７月１日から，非医療従事者(医師，看護師，救急救命士以外の者)によるＡＥＤ(自動体外式除細動器)の使用が認められました。心室細動による心機能停止状態になると，除細動の実施が 1 分遅れるごとに生存退院率が 7～10%ずつ低下すると言われており，救急車の到着までに，その場に居合わせた市民によるＡＥＤを含めた応急手当が非常に重要となってきます。平成 17 年度から従来の心肺蘇生法等にＡＥＤの取扱いを加え，救命講習の受講を広く市民に参加勧奨し，いざというときに応急手当のできる人づくりに取り組んでいます。

救急車の配置器材

分　　類	品　　名
観　察　用	体温計 血圧計 聴診器 検眼ライト 生体情報モニター 携帯型血中酸素飽和度測定器 血糖測定器
呼吸・循環 管　理　用	手動式人工呼吸器 自動式心マッサージ器 携帯用人工呼吸器一式 電動式吸引器 経鼻・経口エアウェイ マギール鉗子 喉頭鏡 自動体外式除細動器 食道閉鎖式エアウェイ ラリンゲアルマスク 気管内チューブ 輸液セット アドレナリン ブドウ糖
創　傷　等 保　護　用	三角巾 滅菌ガーゼ 滅菌アルミシート 陰圧式固定具 頸部固定用副子 スクープストレッチャー ロングボード
保温・搬送用	ストレッチャー 毛布 ターポリン担架 ディスポシーツ 保育器
感染防止用	サージカルマスク，N-95 マスク ゴーグル シューズカバー 感染防止衣 車内消毒器 患者搬送用アイソレーター

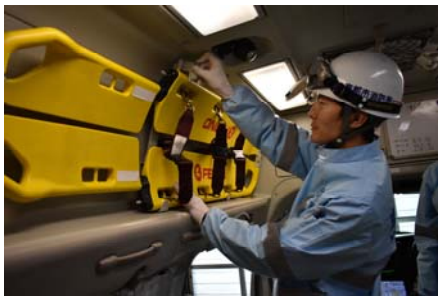

携帯型血中酸素飽和度測定器


血糖測定器


手動式人工呼吸器


自動式人工呼吸器


携帯用人工呼吸器


電動吸引器


自動体外式除細動器


生体情報モニター


陰圧式固定具


スクープストレッチャー


ロングボード

京都市救急教育訓練センター

文部科学省・厚生労働省令「救急救命士学校養成所指定規則」により，平成5年に救急救命士養成所として指定を受け，京都市救急教育訓練センターが開設されました。

平成25年には，厚生労働省に移設の承認を受け，より充実した救急教育・訓練の設備を有する京都市消防学校へ移設しました。

指定基準に従い，35名の受講生を収容する普通教室，実践的なシミュレーション訓練を行う訓練用救急自動車を配備した実習室，教育上必要な機械器具・模型標本，図書室及び視聴覚器材一式等が設備されています。また，医師を含む専任教員を配置するとともに，各医科大学，救命救急センター，医療機関から講師を派遣していただいています。

平成 5 年度から救急救命士の養成を開始し，平成 28 年度までに 765 名を養成したほか，救急課程(救急隊員資格取得教育)及び現任救急隊員教育の実施施設としての機能を果たしています。

医療機関との協調

関係医療機関と定例又は随時に協議を行い，救急救命士が 24 時間いつでも特定行為に対する指示を受けられる「京都救命指示センター」への医師の派遣をはじめ，傷病者の受入れ体制確保など，救急業務の円滑な実施について連携を深めています。

さらに，平成 8 年 1 月に京都府医師会と締結した「集団救急事故発生に伴う医師等の協力に関する協定」について，平成 24 年 4 月に祇園地域で発生した集団救急事故を踏まえて見直しを行い，医師の協力要請を迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えています。

救 助 体 制

火災をはじめ交通事故や水難事故から人命を救助する活動は，消防の最も重要な活動です。京都市においても，人命を損なう各種の災害に的確に対処し市民の生命を守るため，救助隊，救急隊，更には航空機隊等が相互に連携を強化し，一体となって日々，救助技術の練磨に努めています。

また，国内外で震災等の大規模な災害が発生した場合には，緊急消防援助隊や国際消防救助隊を派遣する体制をとっており，電磁波探査装置等の高度な救助用器材を装備しています。

救助体制

火災現場で逃げ遅れた人，交通事故により車両内に閉じ込められた人，列車事故により電車の下敷きになった人，工場等で作業中に機械に挟まれた人，集中豪雨等により倒壊した家屋の下敷きとなった人等の救出に備えて，救出活動に専従する 6 隊の救助隊と救助活動を兼務する 6 隊の消防隊に様々な救助用器材を装備させて市内の各消防署に配置するとともに，都市型災害に備えて大型はしご車やクレーン車等を配置し，市内各地域において直ちに即応できる体制をとっています。

さらに，より高度な救助能力を持つ本部直轄の本部救助隊（スーパーレスキュー）を配置しており，電磁波探査装置，二酸化炭素探査装置等の高度探査装置やＮＢＣ災害に対応する特殊災害対策車，大規模災害，特殊災害時に他の関係機関と情報を共有し，活動の調整などを行う現地指揮本部や，現場指揮本部等として運用する災害現場指揮支援車，トンネル火災等において大型ブロアー装置により濃煙や熱気排除を行うほか，救助事故等の際に高圧水流で様々な対象物に対して火花を出さずに鉄板を切断するウォーターカッター装置を搭載した特別高度工作車等を配置し，震災等の大規模災害やＮＢＣ災害など特殊で困難な救助活動にも対処できる体制を整えています。

人命救助救援協約締結団体

多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合等には，団体を挙げて救急救助活動に入れるようあらかじめ警備計画を樹立しているほか，特殊機械や技術等について民間協力団体と人命救助に関する協約を締結しています。

■　協約締結団体

株式会社 日本サルベージ・サービス，社団法人 日本溶接協会京都府支部，京都地下水有限会社

救助用器材

■　救助隊の主な救助用器材

器　材　名　称	用　　途
三　連　は　し　ご	はしごを伸ばすことにより，建物の 2，3 階に逃げ遅れた人を救助する。
油圧式ジャッキ	油圧により最大 20 トンの力で重量物を持ち上げ救助する。
エンジンカッター	エンジン駆動によりカッターディスクを回転させドア等の切断を行い救助する。
大型油圧スプレッダー 大型油圧切断機	事故車両のドア等を最大 7 トンの力で開放し，28 トンの力で切断し救助する。
マット型空気ジャッキ	空気圧でマット型のバッグを膨らませ最大 60 トンの重量物を持ち上げ救助する。

■　本部救助隊（スーパーレスキュー）の主な救助用器材

器材名称	用　　途
画　像　探　索　機	ＣＣＤカメラにより，地中の内部状況をモニターに映して生存者を探査する。
地中音響探知機	音響及び振動センサーにより地中の生存者の音を探査する。
電磁波探査装置	電磁波によりがれき等に生き埋めになった生存者の呼吸等の動きを探査する。
二酸化炭素探査装置	二酸化炭素やアンモニアを高感度で検知し，がれき下等の生存者を探査する。
水　中　探　査　装　置	水中の映像をモニターに映し出し，水中の行方不明者を探査する。
地　震　警　報　器	地震による初期微動を感知し，本震が到達するまでの時間を探知する。

■　京丹後市土砂崩れ災害　（平成 18 年 7 月 19 日）

京丹後市長からの要請を受けて京都府広域消防相互応援協定に基づき，人命救助活動のために，梅雨前線の集中豪雨に伴う土砂崩れ現場へ本部指揮救助隊等を派遣したもので，電磁波探査装置や画像探索機等の高度救助資機材を活用し，要救助者の検索活動を実施しました。

◇　電磁波探査装置

ライフディテクター

レスキュースキャン

◇　画像探索機

簡易画像探索機

画像探索機Ｉ型

航 空 体 制

京都市消防航空隊の概要

所在地　　伏見区横大路千両松町
　　京都消防ヘリポート
編　成　　航空隊長以下 16 名
　　ヘリコプター　2 機
　　（ひえい号，あたご号）
体　制　　24 時間運航体制

型式 / 諸元	エアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 ドーファンⅡ
主要寸度	
最大全長	13,68m
ローター直径	11,94m
最大全高	3,80m
最大離陸重量	4,300ｋｇ
エ ン ジ ン	ターボメカ社製アリエル 2Ｃ×2 基
最 大 出 力	851 馬力×2 基
最大乗員乗客数	14 名
最大航続時間	3 時間 40 分
最大速度（時速）	175 ノット（324 km）
装　　備	ホイスト，カーゴスリング，ＧＰＳ装置，ウォーターバケット（545 ㍑），拡声装置，リペリング装置，自動操縦装置，計器飛行装置，サーチライト，防振可視カメラ，赤外線カメラ，ヘリテレビ電送システム，エアコン，ＴＣＡＳ（空中衝突防止装置），機外消火用タンク（900 ㍑），ワイヤーカッター（安全装置），動態管理システム，衛星電話，救助資器材

■任　務

- 火災，水難及び山岳遭難等の航空救助活動，救急活動
- 自然災害や大規模災害等における上空偵察，消防隊等の誘導及び物資や消防装備等の空輸
- 林野火災における上空からの情報収集と空中消火活動
- ヘリテレビ電送装置による災害現場映像の現場指揮本部及び消防指令センター等への電送，衛星地球局，ヘリサット（直接衛星通信システム）を利用しての国や他の地方公共団体への映像配信
- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊航空部隊としての活動

林野火災における空中消火活動

ヘリテレビ電送システム

緊援消防援助隊集結地（熊本空港）

京都市消防航空隊の沿革

年	月	内容
昭和 47 年	3 月	京都消防ﾍﾘﾎﾟｰﾄ完成
	4 月	消防航空隊発足,「きょうと号」配備
	7 月	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰによる初めての救急患者搬送を実施
昭和 48 年	7 月	林野火災において初めての空中消火活動を実施
	9 月	「四都市消防航空相互応援協定」締結(京都,大阪,神戸,名古屋)
昭和 63 年	2 月	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ,管理棟,格納庫の拡充整備
	4 月	「きょうと 2 号」配備(2 機体制)
		ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰﾃﾚﾋﾞ電送ｼｽﾃﾑ運用開始
平成元年	12 月	「京都府広域消防相互応援協定」締結
平成 4 年	4 月	「あたご」配備(「きょうと号」後継)
		「きょうと 2 号」を「ひえい」に名称変更
		心電図電送ｼｽﾃﾑ運用開始
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災に派遣(～3 月,延べ 75 回)
平成 8 年	2 月	「近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定」締結
	4 月	「四都市消防相互応援協定」締結(京都,大阪,神戸,名古屋)
平成 16 年	1 月	京都府と「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」締結
	7 月	緊急消防援助隊として福井豪雨災害に派遣
	10 月	台風 23 号被害に伴い京都府北部地域へ派遣
平成 17 年	4 月	新「ひえい」配備(「ひえい」後継機)
	4 月	兵庫県 JR 福知山線脱線事故へ派遣
平成 19 年	1 月	奈良県吉野郡土砂災害へ派遣
	3 月	能登半島地震へ派遣
	6 月	舞鶴市紡績工場火災へ派遣
	7 月	新潟県中越沖地震へ派遣
平成 20 年	4 月	救急救命士配置
平成 22 年	4 月	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ夜間灯火運用開始
平成 23 年	3 月	東日本大震災へ派遣
	8 月	総務省消防庁から無償使用制度により新「あたご」配備(「あたご」後継機)
	9 月	24 時間運航開始
		台風 12 号被害に伴い和歌山県へ派遣
平成 24 年	8 月	京都府南部豪雨に伴い宇治市へ派遣
平成 25 年	4 月	「あたご」ﾍﾘｻｯﾄｼｽﾃﾑ運用開始
平成 26 年	4 月	京北消防ﾍﾘﾎﾟｰﾄ運用開始
平成 28 年	4 月	平成 28 年熊本地震へ派遣

消 防 の 通 信 施 設

消防指令システムと通信機器による災害対応

最新のコンピューターと通信技術を駆使し，119 番通報受付から出動隊の編成，出動指令，現場支援，災害の収束まで統括して処理する総合的なシステムです。迅速・確実な出動態勢を確保するとともに，あらゆる災害に対する消防対応力を高め，被害の軽減と救命効果の向上を図っています。

消防指令センター

消防指令システム

■　主な特徴

●　**災害の種別に応じた部隊を瞬時に編成**

消防指令センターでは，消防車や救急車の位置や活動状況をリアルタイムに管理しており，119 番通報の位置情報を通知する装置や位置情報から地図を検索して災害地点を迅速に把握する装置などを設置し，各装置が連動しながら災害現場へ直近順に適切な部隊を出動させる自動出動指定装置を運用しています。これらは，119 番通報受信時に通報者からの通報内容を聴取中でも，出動部隊の指令を行うことができ，受信から出動までの時間の短縮を図っています。

●　**消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有**

消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有するため，車載端末装置や現場指揮支援システム等を活用しています。

車載端末装置		出動中の部隊へ迅速な情報提供を行うため，指令情報や現場付近の地図，消防水利，建物の情報，病院情報などの情報を伝送することができ，消防車や救急車等に搭載しているもの。
現場指揮支援システム	指揮本部支援端末	災害現場指揮本部等において，安全で的確な現場活動を支援するため，消防指令センターや各指揮者との情報共有，消防ヘリコプターからの映像等の確認，各指揮者の活動を把握することができる端末を配備しているもの。
	指揮者用携帯端末	
	救急活動支援端末	救急病院の受入状況の確認・検索機能を有し，救急現場において，傷病者の観察結果を指令センターに送信することで，医療機関への搬送時間の短縮を図るため配備しているもの。 端末には，外国人観光客に対応する多言語翻訳アプリも導入しているもの。

車載端末装置

指揮本部支援端末

指揮者用携帯端末

救急活動支援端末

■　大規模災害時の対応

地震等の大規模災害が発生した際には，消防指令システムと大規模災害情報共有システム，即時災害情報収集システムが情報を集約するとともに，必要な情報を効果的に使用することで災害対応に役立てます。また，消防指令センター内の可動式パーテーションを開放し，隣接する指令作戦室と一体化するなど，通常災害から大規模災害対応へスムーズに移行することで，的確な活動方針等の作戦の立案，消防隊等の編成や重点配備を確保します。

大規模災害情報共有システム	多数の災害情報等を局本部と消防署所間で共有するシステムであり，共有する情報は項目ごとに担当部署へ送信され，対応状況がリアルタイムに更新される。
即時災害情報収集システム	局本部から発信する調査依頼メールを受けて，京都市内居住の消防職員が，携帯電話メールにより市内の被災状況等を局本部へ送信することにより，情報収集を行うことができるもの。

（大規模災害時）
可動式間仕切り
パネルを開放

■　災害受信

119 番通報では，NTT の一般加入電話をはじめ，携帯電話，PHS，IP 電話から受信しています。

また，高齢者や身体に障害がある方等からの 119 番通報として，あんしんネット 119 や京都市 Web119, 消防ファクシミリを活用し通報することもできます。

これらは，位置情報通知システムにより，通報時の住所や位置情報を消防指令センターのディスプレイに表示することができます。

消防指令センター ディスプレイ

あんしんネット 119（緊急通報システム）	高齢者や身体に障害のある方等が利用し，通報できるシステムで，機器のボタンを押すと通報できるもの。（本体ボタン，ペンダント型，枕元のそれぞれの押しボタンがある。）
京都市 Web119	聴覚，言語機能又は音声機能に障害のある方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し通報できるシステムで，観光等で京都市を訪れる聴覚障害者等も利用することができるもの。(GPS 機能付きの携帯電話からの通報については，通報者の位置情報が把握できる。)
消防ファクシミリ	聴覚，言語機能又は音声機能に障害のある方が所定の様式を用いて，ファクシミリで通報できるもの。

緊急通報システム

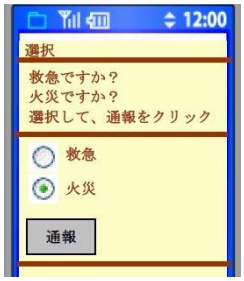

Web119 通報画面

通信機器

■　有線系設備

消防電話や一斉指令電話等は有線回線を使用し，消防指令センターや消防署所間等の通信を行っています。

消　防　電　話	消防局と消防署所間及び消防署所相互間で日常業務等の通信を行うための電話で，消防局，消防署本署間は有線回線(3 回線)で，消防出張所は有線回線(2 回線)で通信を行っているもの。 ※ 消防局及び消防署は無線回線(3 回線)も有している。
一 斉 指 令 電 話	消防指令センターから各消防署所へ音声による出動指令や，消防署所への駆け付け通報等があった際に消防署所から消防指令センターへ指令電話による災害受信連絡を行うもの。 消防局と消防署(本署・分署)及び消防出張所間については専用回線で通信を行っている。
業務 OA 系光回線	消防局と各消防署所間のネットワークを構築する回線で，データ指令，消防業務及び消防局のグループウェアに使用しているもの。
救 急 専 用 電 話	消防指令センターと救急告示病院との間で受入交渉等の必要な情報交換を行うもので，専用線(各病院 1 回線)で通信を行っているもの。

■　無線系設備

●　多重無線

消防局本部，消防活動総合センター及び各無線中継所を結ぶ多重無線ネットワークを構築しています。回線のループ化を図り，システム全体の信頼性を強化しています。

消防局・消防活動総合センター間通信回線	消防局本部と，大規模災害時に受援本部となる消防活動総合センターとの災害映像及び消防電話用回線として活用している。
消 防 救 急 無 線 接 続 回 線	無線中継所に設置している消防救急無線基地局の接続回線(アプローチ回線)として活用している。
高 所 カ メ ラ 映 像 伝 送 回 線	無線中継所に設置している高所カメラの映像伝送用回線として活用している。
防 災 行 政 無 線 接 続 回 線	防災危機管理室（行財政局）が運用する防災行政無線基地局の接続回線等として活用している。

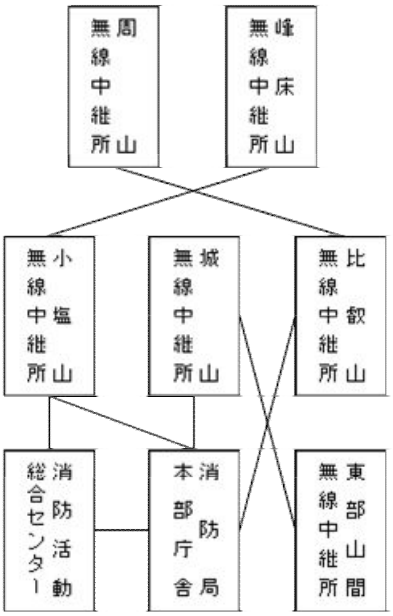

多重無線ネットワーク図

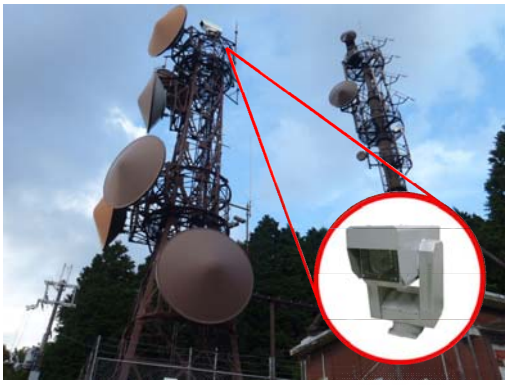

無線中継所及び高所カメラ

京都市消防局	消防活動総合センター	比叡山
東部山間	小塩山	周山

高所カメラ設置箇所

● 消防救急無線

災害現場等で活用する消防救急無線は，消防車両等と消防指令センター間の指令管制や指揮情報用として，13 のチャンネルを使用しています。消防局本部庁舎の基地局に加え，東部山間無線中継所，周山無線中継所，峰床山無線中継所，比叡山無線中継所等にも基地局を設置し，ほぼ市内全域での無線通信が可能となっています。また，大規模災害等における他の機関との通信用として，4 つのチャンネルを実装しています。

活動波 1 ～ 9	京都市消防局の専用電波（主に消防用）
活動波 10 ～ 13	京都市消防局の専用電波（主に救急用）
主運用波 1	京都府内の他消防機関との共通の電波
統制波 1 ～ 3	全国の他消防機関との共通の電波

● **その他の現場無線**

署活動用無線	火災等の災害現場内での隊員相互の情報連絡用として使用しているもの。 用例　隊員 A「放水はじめ」　→　隊員 B「了解」
防災相互通信用無線（防災相互連絡波）	災害発生時に，自衛隊，警察等の防災関係機関が情報連絡を行うために設けられた無線（周波数）である。　※　防災相互連絡波（警察，自衛隊等防災関係機関との共通電波）
ヘリテレビ電送用無線	消防ヘリコプターにテレビカメラを搭載し，カラー映像及び赤外線映像を消防指令センター及び災害現場指揮本部へ伝送するもので，映像用及び連絡用の電波を使用している。 地震等の大規模災害，山林火災及び救助・救急事故等に出動し，迅速，的確な情報把握，消防活動の効率化及び災害の規模に応じた市民の避難誘導等に活用するもの。

■ **衛星通信**

無線中継車	山岳等の消防用無線不感地域において無線中継車を活用し，災害現場と消防指令センター間を衛星回線ネットワークを使用して，無線通信を行うことができる。
ヘリサットシステム	ヘリテレビの映像をヘリコプターから衛星に直接送信することができるヘリサットシステム（ヘリコプター衛星通信システム）を設置している。山岳部等で電波が遮られることなく送信することができる。
航空無線	消防ヘリコプターとヘリポート，消防指令センター，航空管制塔及び他の航空機との間において，運航上の情報連絡を行うことができる。
災害情報画像伝送システム	地震等の大規模災害発生時における高所カメラ等の災害状況映像を，地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用して総務省消防庁，京都府庁，他都市の消防本部へ送り，即時応援体制を確立するためのシステム。比叡山，東部山間，小塩山等の高所カメラやヘリテレビからの映像は，消防局屋上の衛星地球局から送信できる。

無線中継車

ヘリサットシステム

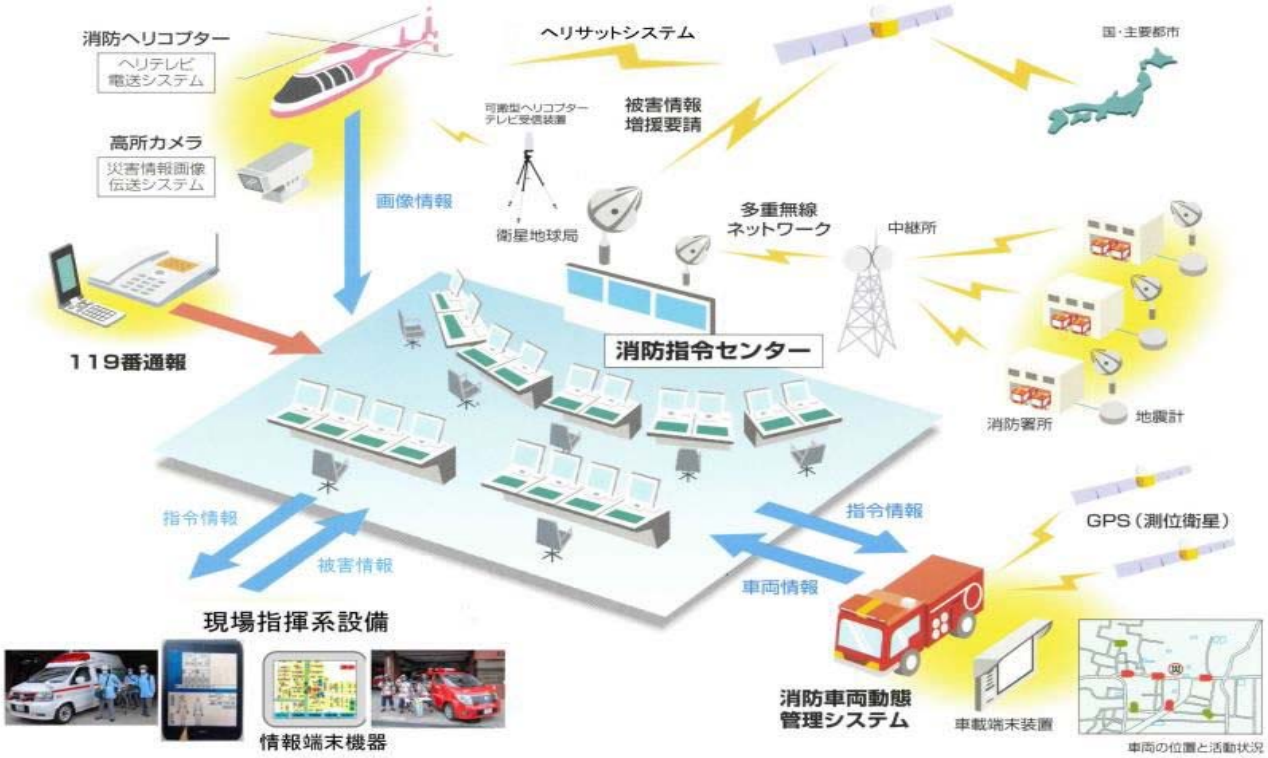
消防ヘリコプター
ヘリテレビ
電送システム
高所カメラ
災害情報画像
伝送システム
ヘリサットシステム
国・主要都市
可搬型ヘリコプター
テレビ受信装置
被害情報
増援要請
画像情報
衛星地球局
多重無線
ネットワーク
中継所
119番通報
消防指令センター
消防署所
地震計
指令情報
被害情報
指令情報
車両情報
GPS（測位衛星）
現場指揮系設備
情報端末機器
消防車両動態
管理システム
車載端末装置
車両の位置と活動状況

消防通信施設概要図

火災予防

住宅防火の推進と火災予防の取組

住宅防火対策

消防局では，住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し，消防職員の住宅等への訪問や，町内会等を対象にした防火防災教育訓練などを通じて，市民生活の安全の確保に努めています。

■　住宅用火災警報器の設置及び維持管理

万一の火災に早く気付き，知らせる“住宅用火災警報器”は，全ての住宅の寝室・階段・台所に設置する必要があります。

市内では，住宅用火災警報器の設置が進むにつれ，火災を未然に防いだ事例や火災の被害を小さく抑えることができた事例が増加しています。

住宅用火災警報器の設置が義務となった平成 18 年から 10 年が経過したことから，交換を含めた設置後の適正な維持管理について指導するとともに，あらゆる機会を活用して未設置世帯（一部設置世帯を含む。）に対する粘り強い是正指導を行っています。

火災予防運動等

消防局では，春・秋の火災予防運動をはじめ，文化財防火運動や各種の防火運動を実施し，市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては，関係機関や事業所等の協力を得て，防火・防災行事を開催するなど，防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実 施 期 間 等
危険物安全週間	6 月第 2 週　（日～土）
夏の文化財防火運動	7 月 12 日～ 7 月 18 日
秋の火災予防運動	11 月 9 日～ 11 月 15 日
年末防火運動	12 月 20 日～12 月 31 日
文化財防火運動	1 月 23 日～ 1 月 29 日
春の火災予防運動	3 月 1 日～ 3 月 7 日

放火火災対策

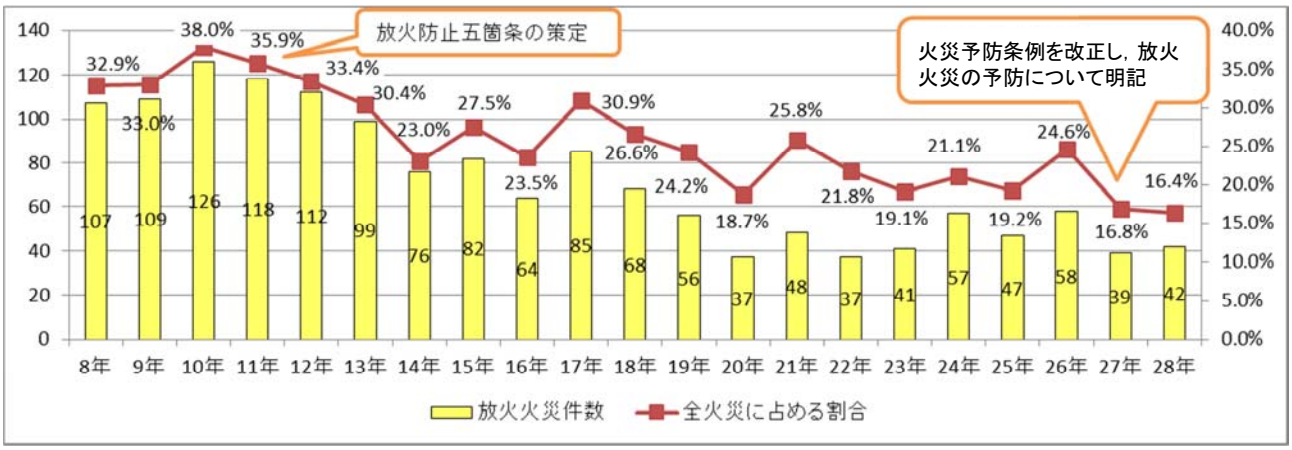

■　放火防止五箇条

京都市において放火火災は昭和 51 年から平成 27 年まで 40 年連続で火災原因の第 1 位を占めていました。

なかでも平成 10 年には，全火災の 38%を占める 126 件の放火火災が発生したことから，翌年の平成 11 年には放火火災の防止のために市民が取り組む「放火防止五箇条」を策定し，実践を呼び掛けました。

その結果放火火災は連続して減少し，ピーク時の約 3 割まで減少するなど，大きな効果を上げました。

放火防止五箇条
① 家の周りには，燃えやすい物を置かないようにしましょう。
② 夜間，建物の周囲や駐車場は，照明を点灯して明るくしましょう。
③ 空き家，物置には鍵を掛けましょう。
④ 車やバイクなどのボディカバーは，燃えにくい物を使いましょう。
⑤ 地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

■　火災予防条例の改正

平成 27 年には，放火火災の更なる減少を目指し，市民が主体的に放火防止対策に取り組むこと及び放火防止五箇条を基にした具体的な実施事項を火災予防条例に新たに規定しました。

平成 28 年には，改正火災予防条例に基づき，①11 月 11 日の放火火災予防デーにおける一斉啓発②放火防止特別警戒の実施③放火対策プロジェクトの推進を三本の柱として取り組みました。

京都市火災予防条例（抜粋）
第６章の４　放火による火災の予防
第５４条の１３　市民は，放火による火災を防止するため，地域社会の一員として相互に協力し，放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに，関係機関と連携して，放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。
２　市民は，前項の責務を果たすため，次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
⑴　屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。
⑵　建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
⑶　夜間に，屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
⑷　放火による火災を抑制し，又は早期に発見するための機器を設置すること。
⑸　放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
⑹　その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

屋外イベント等における露店指導の状況

平成 25 年 8 月，福知山市で開催されていた花火大会で発生した火災により，多数の死傷者が発生したことを踏まえ，京都市では火災予防条例を改正し，大規模な屋外での催しの主催者等に対し，防火担当者の選任，火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど，露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。

■　火災予防条例の規定内容

項　目		規定内容
露店等開設の届出		祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者が集まる催し（以下「催し」という。）において，対象火気器具等※を使用する露店等を開設する場合，所轄消防署長への届出義務 （対象火気器具等：ガスコンロ，カセットコンロ，携帯発電機，石油ストーブ，ホットプレートなど）
消火器の準備		催しの実施に際して，対象火気器具等を使用する場合は，消火器を準備
屋外での大規模な催しにおける防火管理	催しの指定	消防長は，次の要件のいずれかに該当する催しで，火災発生時に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるものを指定催しとして指定 ①露店等の数がおおむね 100 以上の規模 ②指定区域（喫煙，たき火等が制限される区域）を有する文化財社寺等の敷地内で，露店等の数がおおむね 50 以上の規模
	指定催しの防火管理	①防火担当者の選任 ②火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び当該計画に基づく業務の実施 ③上記②の計画の所轄消防署長への届出（開催日の 14 日前まで）
	講習受講の義務	指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者に対する，火災予防上必要な講習の受講義務
罰　則		指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を届け出なかった者は，30 万円以下の罰金

※１　下線部分は京都市独自の取組

文化財防火の推進

文化財を災害から守る取組

京都市内には，世界文化遺産をはじめ，国宝，重要文化財，重要伝統的建造物群保存地区など，数多くの文化財があります。消防局では，これらの文化財を火災等の災害から守るため，様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

京都市内の文化財

■ 特定文化財対象物

特定文化財対象物とは，国・府・市の指定・登録文化財をはじめ，未指定・未登録であっても文献に掲載されている等，貴重な建造物等を消防局長が指定したものです。現在 1,045 件の社寺等を指定し，区分に応じ必要な防火指導を行っています。

区　分	指　定　対　象	指　定　件　数
1　号　対　象　物	世界文化遺産対象物	14 件
2　号　対　象　物	国，府，市が指定した文化財建造物等	190 件
3　号　対　象　物	国，府，市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	286 件
4　号　対　象　物	国，府，市の登録文化財が所在する防火対象物 その他局長が必要と認める防火対象物	555 件

■ 世界遺産「古都京都の文化財」（京都市内分）

賀茂別雷神社（上賀茂神社），賀茂御祖神社（下鴨神社），教王護国寺（東寺），清水寺，醍醐寺，仁和寺，高山寺，西芳寺（苔寺），天龍寺，鹿苑寺（金閣寺），慈照寺（銀閣寺），龍安寺，本願寺（西本願寺），二条城　≪14 社寺城≫

世界文化遺産の関係者に対し，自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充について指導するとともに，世界文化遺産の周辺地域の住民に対しても，重点的に防火指導を行っています。

■ 重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂，祇園新橋，嵯峨鳥居本，上賀茂　≪4 地区≫

歴史的な町並みを保存するため，保存地区の住民や各関係機関と連携し，自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充について指導を行っています。

文化財の防火防災対策

■ 自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検，夜間の閉門，火気使用設備・器具の点検など，出火及び放火防止対策を徹底するよう指導しています。

● **防火管理者の選任**

文化財建造物の管理権原者に対し，収容人員の多少に関わらず防火管理者を選任し，消防計画の作成等の防火管理業務を行わせるよう指導しています。

● **自衛消防体制づくり**

万一の火災発生時に初期消火，119 番通報，文化財の搬出，避難誘導等の一連の活動を迅速，確実，安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● **防災設備の設置・維持**

社寺等の実態に応じて，総合的な防災施設の整備拡充，防災施設や通報体制の自動化，日常点検の実施等について指導を行っています。

文化財防災施設

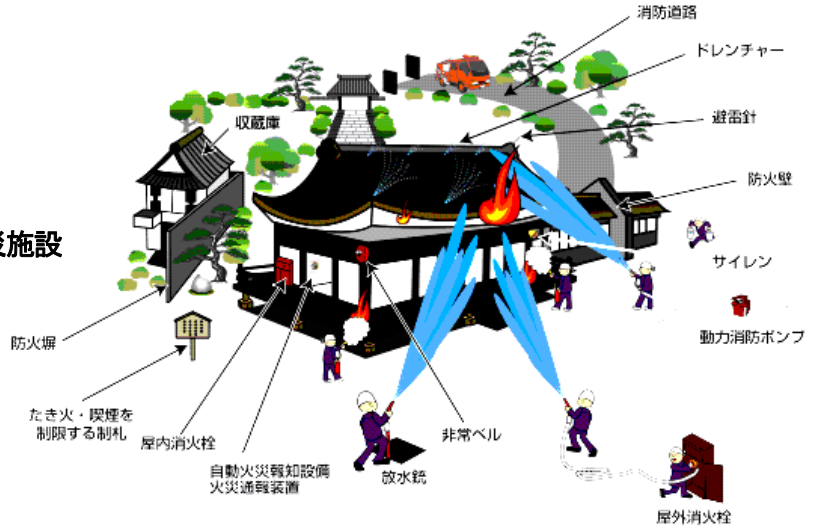

● **文化財公開時の防火管理の徹底**

展覧会等を開催し，美術工芸品等の文化財を公開する場合は，火災が発生した際の搬出計画の作成，禁煙・喫煙場所の設定，消火器の設置など，火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● **美術工芸品等の防火管理**

美術工芸品等の管理権原者に対し，火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等，火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● **届出に対する防火指導**

美術工芸品の公開，文化財建造物の改修，防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合，防火指導を行い，必要な場合は立入検査を行っています。

● **幕・カーテン等の防炎処理**

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防炎処理を施すよう指導し，火災の拡大防止を図っています。

■ 喫煙・たき火等の制限

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し，出火防止の徹底を図っています。

平成 29 年 4 月 1 日現在，京都市では国宝・重要文化財を有する 298 社寺等に対して 514 箇所を禁止区域に指定しており，この区域には，喫煙・たき火を禁止する旨の制札を掲げて広く市民や観光客等に周知と徹底を図っています。

制　札

市民等への啓発，人材育成及び体制作り

■　文化財防火・市民講座

市民の方々に文化財防火に関心を持っていただき，文化財愛護思想の理解と協力を求めるため，文化財社寺の知識と文化財防火についての講話，文化財の修復現場や防災施設の見学を行っています。昭和58年から毎年7月の「夏の文化財防火運動」に合わせて開催しています。

■　文化財防火サマースクール

平成26年度からは，未来の防火防災の担い手である小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象として，夏休み期間中に「文化財防火サマースクール」を開催しています。

文化財を間近に感じながら，京都市の文化財が火災や地震等の災害からどのように守られてきたかを学んでもらうことで，文化財に対する防火防災意識及び愛護思想を育み，将来的な防火意識の向上につなげることを目的としています。

■　京都文化財防災対策連絡会

京都大阪森林管理事務所，京都府文化財保護課，京都府文教課，京都府災害対策課，京都府警察本部生活安全企画課，京都市文化財保護課，京都市景観政策課，（公財）京都文化財団，（公財）京都市文化観光資源保護財団，（公財)京都古文化保存協会及び京都市消防局の 11 機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し，各機関相互の連絡・調整を図りながら，文化財の防火防災の諸問題に対処しています。

伝統行事等に対する防火指導

伝統行事等の関係者に対し，火災予防措置や自主警備の強化等について指導するとともに，祇園祭等の大規模な伝統行事に対しては，消防警備計画を樹立し，万一に備えています。

文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等

市内には，建造物はもとより，仏像等の美術工芸品についても，国宝や重要文化財に指定されたものが多数あります。

文化財社寺において火災が発生したとき，文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握し，搬出するため，仏像等の文化財区分，保管場所，構造，搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し，文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

事業所の査察・防火管理・防災管理

査　察

査察は，市民の生命，身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており，査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り，消防対象物の位置，構造，設備及び管理の状況について，火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

市内の事業所については，その規模や用途の実態に応じて第 1 種対象物から第 3 種対象物までに区分し，査察を実施しています。査察の実施により，消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは，当該事業所の関係者に対して是正するよう指導し，査察結果通知書等を発行しています。

違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険，人命危険が認められるときは，査察の実施を強化するとともに，当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して，違反是正の促進を図っています。

なお，措置命令等の行政処分を行った場合は，消防法の定めにより，処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため，命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などにより公示を行います。

大量のダンボールで避難上支障あり

標識による公示

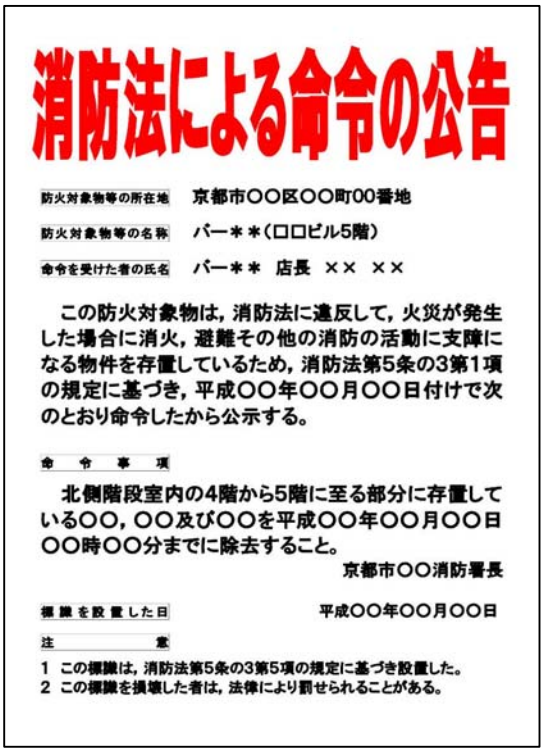

消防法による命令の公告

防火対象物等の所在地	京都市〇〇区〇〇町00番地
防火対象物等の名称	バー＊＊（ロロビル5階）
命令を受けた者の氏名	バー＊＊　店長　××　××

この防火対象物は，消防法に違反して，火災が発生した場合に消火，避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため，消防法第5条の3第1項の規定に基づき，平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで次のとおり命令したから公示する。

命　令　事　項

北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇，〇〇及び〇〇を平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに除去すること。

京都市〇〇消防署長

標識を設置した日　平成〇〇年〇〇月〇〇日

注　意

1　この標識は，消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。
2　この標識を損壊した者は，法律により罰せられることがある。

命令に係る公示標識の例

違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において，消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合，その建物の所在地，違反内容等を消防局ホームページで公表し，建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。平成 26 年 10 月から実施しています。

防火管理

百貨店，ホテル，病院，工場等の事業所は，一旦火災が発生すると，人的・物的共に大きな被害が出るおそれがあるため，一定規模以上の事業所の管理権原者は，防火管理者を選任するとともに，防火管理者に消防計画を作成させ，当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせる義務があります。

また，これらの事業所に対し，防火管理者，防火責任者等が中心となって，火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。

防災管理

東海地震，東南海・南海地震などの大規模地震の発生が切迫している状況等を踏まえ，一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し，自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には，同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため，対象事業所に対しては，個々の施設の用途，特徴を踏まえたうえで，自らができる限りの消火活動，通報連絡，救出，救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。また，テロ等の災害についても，火災，地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから，通報連絡や在館者の避難誘導について，対処する体制を整えるよう指導しています。

自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し，火災，地震等の発生時における在館者の安全確保のため，事業所の従業員等により，初期消火，消防機関への通報，避難誘導等を実施するため，統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には，自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか，自衛消防組織に内部組織（班）を編成する場合には，統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者（班長）を配置し，自衛消防業務講習を受講させる義務があります。

統括防火（防災）管理

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについて，その管理権原者は建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることが義務付けられ，統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成，避難訓練の実施，廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また，高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については，当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。

事務所における帰宅困難者対策の推進について

大規模災害の発生時には，通勤・通学先や観光地から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が，京都市内で 37 万人にも上ることが想定されています。京都市の場合，帰宅困難者には観光客も多く含まれることから，各事業所においては，従業員が帰宅困難になった場合の対策をあらかじめ準備していただくとともに，観光客等で帰宅困難になった人たちも，おもてなしの心で可能な範囲で受け入れていただけるよう，「京都市事業所帰宅困難者対策指針」に基づく帰宅困難者対策の推進に取り組んでいます。

防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては，次の講習を受講するよう指導しています。

■　防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるように，一定規模の防火対象物には，事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており，この資格を付与するため，対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また，甲種防火管理講習には再講習制度があり，高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して，5 年ごとに受講が義務付けられています。

■　防災管理講習

防火対象物の防災管理業務を適切に遂行することができるように，一定規模以上の大規模・高層建築物には，防災管理者を選任することとされており，この資格を付与するため，対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には，再講習制度があり，前回の講習終了日から 5 年ごとに受講が義務付けられています。

■　自衛消防業務講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には，火災，地震等の発生時における在館者の安全確保のため，事業所の従業員等により，初期消火，消防機関への通報，避難誘導等を実施するため，自衛消防組織の設置が義務付けられており，当該組織を指揮する統括管理者に対して，自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり，前回の講習修了日から 5 年ごとに受講が義務付けられています。

■　防火・防災受託法人等教育担当者講習

防火・防災管理業務の受託を業としている法人等の教育担当者が，教育に必要となる防火・防災管理上必要な知識，技能を習得するための講習です。

自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため，各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し，自衛消防隊の活動に関する知識及び消火，通報，避難等の技能の向上を図っています。さらに，これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では，自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

防火対象物の点検報告制度

■　防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

一定規模，用途の事業所で，火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して，火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に，火災の予防上必要な事項について定期的（1 年に 1 回）に点検させ，消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度を実施しています。

防火基準点検済証

防火優良認定証

また，防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により，消防署長が一定期間，消防法令違反がない等，防火上優良であると認めた場合，3 年間，点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお，点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では，それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。

■　防災管理点検報告制度及び特例認定制度

平成 21 年 6 月 1 日施行の消防法の一部改正に伴い，防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して，防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に，防災管理上必要な業務等について定期的（1 年に 1 回）に点検させ，消防署長へ報告する制度が創設されました。

防災基準点検済証

防火・防災基準点検済証

また，防火対象物定期点検報告制度と同様に，防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により，消防署長が一定期間，消防法令違反がない等，防災管理上優良であると認めた場合，3 年間，防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成 24 年 6 月 1 日から適用）

なお，点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では，それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

防災優良認定証

防火・防災優良認定証

ただし，防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は，両方の表示の要件を満たしている場合にのみ，その旨を表示することができます。

消防用設備等の指導と消防同意

消防法及び京都市火災予防条例では，防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防ぐとともに，いち早く火災を知らせ，119 番通報，初期消火，避難誘導等を安全・確実に行えるように，建築確認申請時の消防長又は消防署長の同意，そして消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは，建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して，建築確認を受けることになります。その際に，防火の専門家である消防長又は消防署長の同意が必要であり，消防署に送付された建築確認申請書により，消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

なお，防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については，通知事務となります。

〔建築確認（同意事務）〕

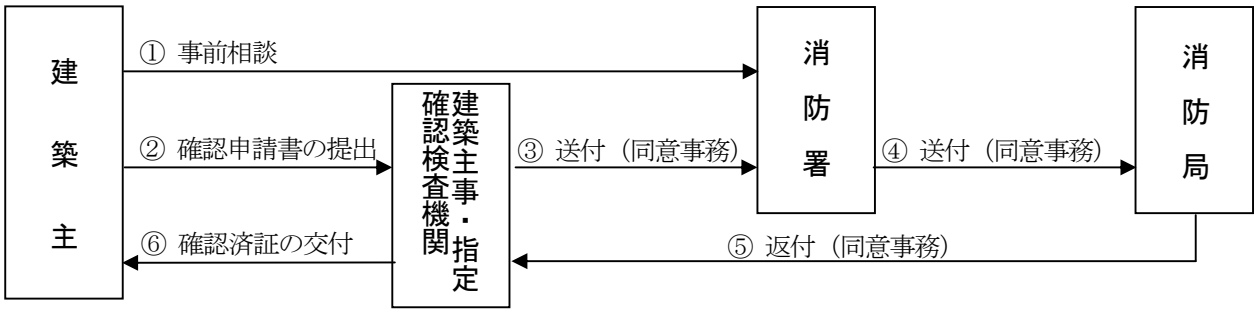

消防用設備等の設置指導

消防署では，建築物の計画・設計時の事前相談，建築確認申請書の同意審査，消防用設備等の書類審査及び検査により適正な消防用設備等の設置を図るとともに，設置後も点検結果報告を通じて適正な維持管理の指導に努めています。

計画段階から相談を受けるとともに，屋内消火栓設備や自動火災報知設備といった消防用設備等については，消防設備士が着工の 10 日前までに提出する着工届出書に基づき，消防署で審査，指導を行います。また，着工後は，完成時には壁の内側等に入って見えなくなる箇所を中心に中間検査を実施し，着工届出書のとおり施工されているかを確認します。工事が完了すれば，防火対象物の関係者は，消防用設備等の設置届出書を消防署に提出することとなっており，これを受けて消防署では，現地で完成検査を行います。

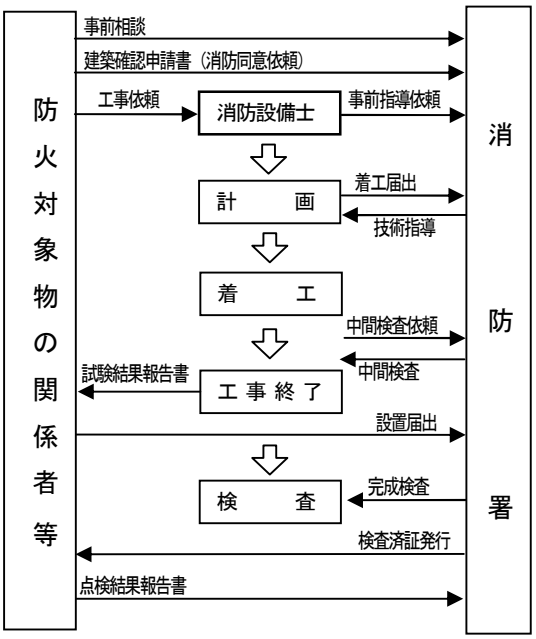

消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は，いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があり，そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では，防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に，消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など，適切な維持管理を行うことを求めています。

また，一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（１階及び２階を除く）に存する建物で直通階段が２以上設けられていないもの。）では，点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから，有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。

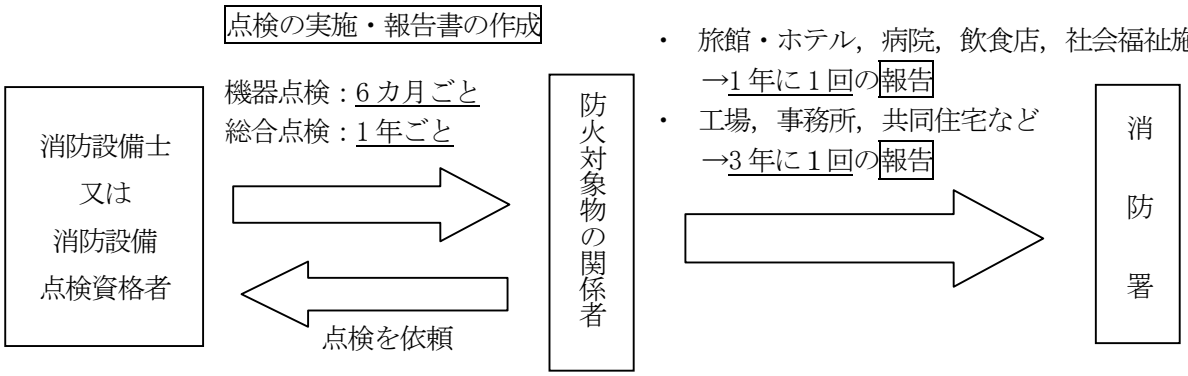

防炎物品と防炎製品

劇場，旅館，ホテル，病院，福祉施設，飲食店等のカーテン，じゅうたん，どん帳，布製ブラインド，舞台で使用する大道具用の合板，工事中の建築物で使用する工事用シートは，消防法により防炎物品を使用することとされています。

また，旅館，ホテル，病院等で使用する寝具類は，京都市火災予防条例により防炎性能を有するもの（防炎製品）とするよう努めることとされています。

防炎製品には，衣類，アームカバー，自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり，炎が接しても急に燃え広がらない性能が，火災予防に役立っています。

防炎加工したものには，次のラベルが付いています。

◆ 防炎物品

カーテン，暗幕，どん帳，合板，布製ブラインド，じゅうたん等

◆ 防炎製品

寝具類（敷布，カバー類，ふとん類，毛布類），テント類，シート類，幕類，非常持出袋，防炎頭巾，衣服，アームカバー，布張家具類，自動車・バイク等のボディカバー等

危険物及び高圧ガス等の安全指導

危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は，ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや，工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが，ひとたび災害が発生した場合には，市民生活に与える影響は大きく，時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため，危険物を貯蔵し，又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては，消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し，完成検査を行い，安全な施設となるよう指導を行っています。

■　危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても，維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで，定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては，定期点検の確実な実施を指導し，定期点検の義務のない施設の関係者に対しても，自主点検を実施するよう指導しています。

■　危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で，ヒューマンエラーに起因するものが約６割を占めていることから，随時立入検査を行い，危険物の貯蔵，取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し，適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また，講習会や自衛消防訓練指導等を通じて，危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

■　少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して，危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており，指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし，指定数量未満の貯蔵，取扱数量であっても，引火等の危険性は同じです。指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合は，事前に届出が必要です。この届出に対して，少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

■　危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や，暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても，査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵，取扱い等の安全知識の普及を図っています。

危険物施設の設置等の手続

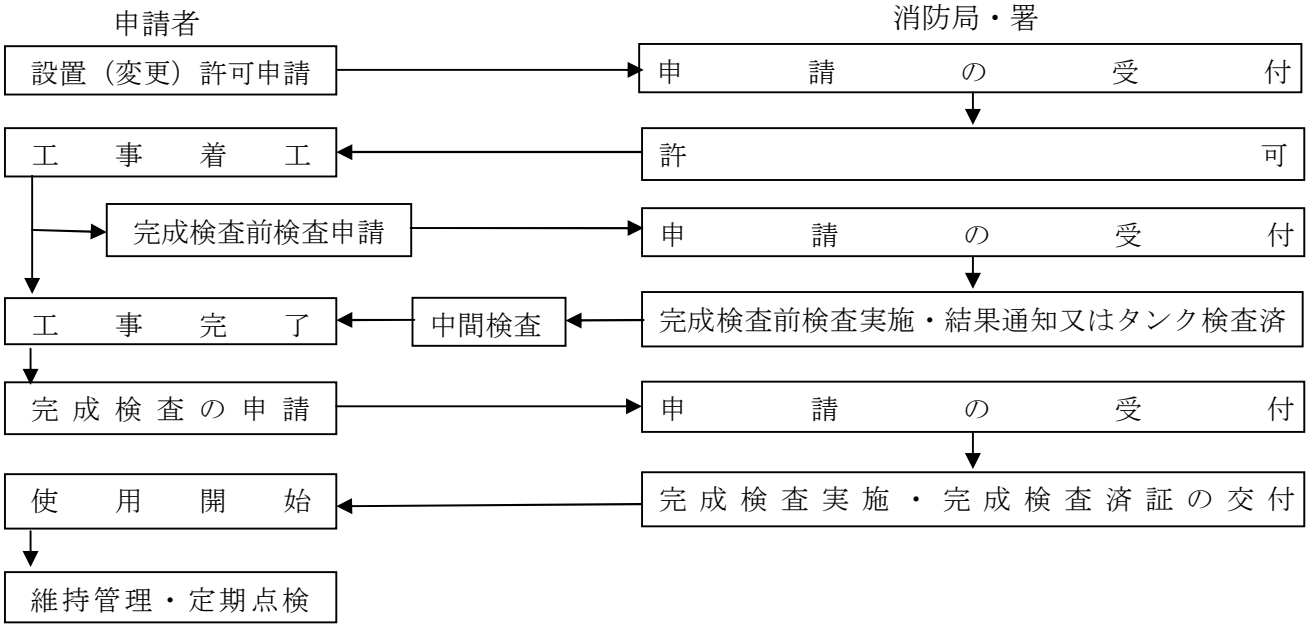

危険物給油取扱所の立入検査

危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

高圧ガス及び都市ガスの安全指導

最近の市民生活で使用される燃料は，液体及び気体燃料が主流になっている中，特に，手軽で環境にやさしいクリーンエネルギーとしてガスの需要が大きく増加しています。

■　高圧ガス関係事業所及びＬＰガス販売事業所に対する防災指導

高圧ガス保安法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき，各行政庁によるガス施設の安全指導が行われているほか，京都市消防局においても立入検査等を通じて火災予防及び災害発生時の応急措置体制の確立について防災指導を行っています。

■　ガス会社との連絡協調

都市ガス供給会社とは，定期に協議会を開催し，ガス保安全般について要望や指導を行っているほか，「ガス事故の保安対策に関する申し合わせ」を文書で行い，ガス事故への対応体制を確認しています。

■　市民に対する安全指導

市内で発生しているガス事故の多くは，ガス器具の操作ミスや不注意により起こっていることから，防災指導等の機会を通じて，ガス器具を正しく使うための安全指導を行っています。

危険物安全週間

■　危険物安全週間とは


勝島倉庫爆発火災現場＜写真提供／東京消防庁消防博物館＞

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは，今から 50 年ほど前，昭和 39 年 7 月 14 日に東京都品川区で発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し，爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿，アセトン，アルコール類などに次々と引火，大爆発を起こし，消防活動中の消防職員 18 人，消防団員 1 人が一瞬にして生命を奪われ，また消防職員・団員など 158 人が重軽傷を負うという，日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。

この災害を教訓に，危険物を取り扱っている事業所などに対して，危険物の自主保安管理の推進を呼び掛け，また，市民に対しては，危険物に関しての意識の高揚・啓発を図るとともに，市民生活の安全を確保することを目的として，平成 2 年に自治省消防庁（現総務省消防庁）によって，「危険物安全週間」が制定されました。これは 7 月に発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災のように，気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため，夏季を目前にした毎年 6 月の第 2 週（日曜日から土曜日までの 1 週間）を「危険物安全週間」としました。

制定以来，毎年，毎危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

■　危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は，事業所等において幅広く利用されるとともに，市民の生活にも深く浸透していることから，その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため，事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに，広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

■　危険物安全週間の期間

毎年 6 月の第 2 週（日曜日から土曜日までの 1 週間）

火 薬 類 の 取 締 り

火薬類の取締り

火薬類取締法は，火薬，爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し，公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に，市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため，「取締法」という名のとおり，その製造，販売，貯蔵，運搬，消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】

製造 法3条 ／ 販売 法5条 ／ 貯蔵 法11条 ／ 譲渡 譲受 法17条 ／ 消費 法25条 ／ 廃棄 法27条

火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■　火薬類の主な例

火　薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆　薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリツト
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焔管・信号火せん
	煙火（花火）

【京都御所御苑内小御所火災】
昭和29年8月16日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により，火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の市長に移譲されたことに伴い，京都市においては，平成29年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

■　火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については，市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに，専門的に取締り事務を行う必要があるため，消防局本部に専門部署を設け，一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■　完成検査・保安検査

火薬類取締法では，火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には，それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また，火薬類の製造施設や火薬庫は，法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■　火薬庫，販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では，各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い，火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

手数料関係の概要

京都府からの権限移譲を受けて，京都市消防局で新たに火薬類取締法に関する事務を行うに当たって，平成 28 年度には新たに「京都市消防関係手数料条例」を制定し，火薬類施設の審査等に係る手数料を定めるとともに，これまで「京都市火災予防条例」に定められていた危険物施設の審査等に係る手数料についても，併せて「京都市消防関係手数料条例」に定めました。

【手数料の改正概要】

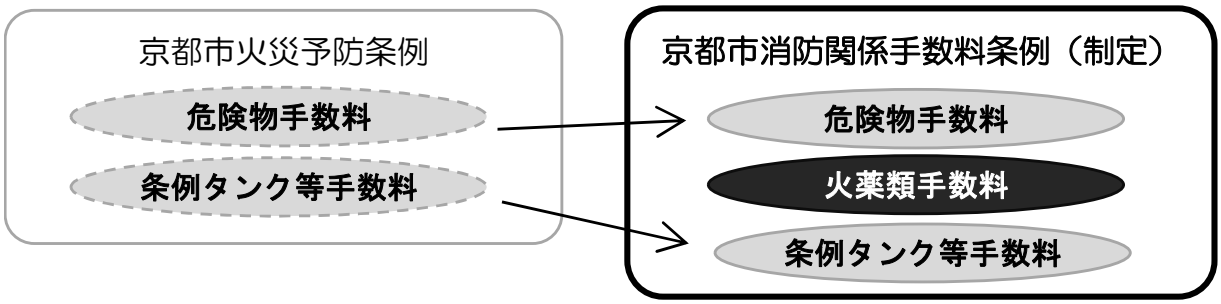

【火薬類取締法に係る手数料（抜粋）】

区　　分				手数料（1 件につき）
許可の申請に対する審査	火薬類の販売営業許可			110,000 円
	火薬庫の設置許可			73,000 円
	火薬類の消費許可			7,900 円
	火薬類の譲渡許可			1,200 円
	火薬類の譲受許可	火工品のみ		2,400 円
		その他	火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 ｋｇ以下	3,500 円
			上記以外	6,900 円
完成検査	火薬庫の設置工事に係る検査			41,000 円
	火薬庫の変更工事に係る検査			23,000 円

地域の防火防災

在宅避難困難者の防火安全対策

在宅避難困難者の防火安全対策

高齢化や核家族化が進行し，一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯の増加に伴い，高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では，高齢者や身体に障害のある方のうち，火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方を在宅避難困難者と位置付け，これらの方を火災から守るための防火安全対策を実施しています。

台所回りの点検

■　防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し，出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに，その結果に基づき指導又は助言を行っています。

◆　火災予防上の指導事項
- 火気取扱器具の正しい取扱い
- 安全な喫煙管理
- 避難の容易な場所での就寝
- 住宅用防災機器の設置と維持管理
- 介助者に対する避難救出方法の指導
- 近隣者等との避難救出協力体制づくり

防火安全指導用ビラ

■　高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため，普段，高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に，平成 10 年度から「防火アドバイザー研修」を実施してきました。

平成 26 年度に，名称を「高齢者等のための安心アドバイザー研修」に変更し，「防火対策」，「防災対策」に「家庭内での救急事故防止対策」の内容を加えた研修を実施し，高齢者宅等を訪問された際に防火，防災，救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。

■　緊急通報システム（あんしんネット 119）

消防局と保健福祉局共同で，在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障害のある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに，機器のボタン等を用いて自動的に消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また，緊急通報システムを利用されている方のうち，自力歩行できない方等を対象に，緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器を設置し，火災の煙を感知した場合，自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。

■　消防ファクシミリ

聴覚言語に障害のある方が，加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで，防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。

■　京都市Ｗｅｂ 119

聴覚言語に障害のある方が，外出中でも携帯電話のインターネット機能を利用して消防指令センターへ緊急通報できるシステムを運用しています。

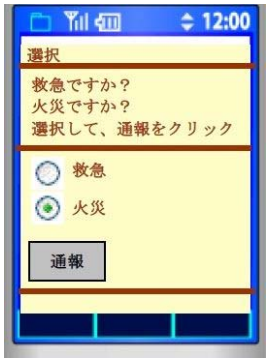

Web119 通報画面

■　ふれあい手帳

聴覚言語に障害のある方が火災や急病等の災害に遭われたときに，付近の方に通報を依頼するための緊急通報依頼カードをお渡ししています。

※この他にも，災害カードやパトカーカードも付いています。

■　安心カード

在宅避難困難者の方に住所，氏名，生年月日，かかりつけ病院等を記入したカードを常に携帯していただき，火災や急病等の災害に遭われたときに，消防隊員や救急隊員に迅速に情報提供するものです。

自主防災組織の育成・市民防災指導

自主防災組織

大地震などの大規模な災害が発生したときに，これら災害による被害を防止し，軽減するためには，日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど，地域住民の皆さんによる組織的な防災活動を行うことが大切です。

このようなことから，消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

京都市では，昭和 34 年から昭和 36 年頃にかけて住民による防火の組織として，自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は，この自主防火町制度を火災だけでなく，地震等の災害にも対応できるように発展させ，おおむね学区を単位に自主防災会を，町内会を単位に自主防災部を結成したものです。

自主防災組織は，「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で，より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに，地域のコミュニティ組織，事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

自主防災会活動

自主防災会では，各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき，防火・防災知識の普及啓発，地域の安全点検，防災訓練の実施など，様々な活動が行われています。

自主防災上級研修・自主防災リーダー養成研修

自主防災組織の災害対応力を強化するため，いざというとき，町内での初動活動の中心となる人材を養成する「自主防災リーダー養成研修」を平成 10 年度から平成 25 年度まで実施し，延べ 20,749 人を養成しました。

また，自主防災組織の役員等を対象に，地域の防災活動の指導的役割を担う人材を育成する「自主防災上級研修」を平成 24 年度から平成 27 年度まで実施し，563 人が受講しました。

自主防災組織用器材の整備

京都市では，平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓として，早期に救出救護活動を実施するには，各種防災器材の整備が必要であることを踏まえ，全自主防災会に対して，救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
バール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が選択した器材	
シート	2		

救出救護用器材及び防災器材格納庫

事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして，事業所（企業）は，自助の観点から事業所防災を推進していくとともに，共助の観点から地域防災活動に貢献し，周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため，平成 10 年度から，大規模災害時における被害軽減のため，各事業所の特性をいかしていただき，事業所と自主防災会との連携を図るという取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会とが応援協定を締結し，連携が図られているものとして，事業所側からは，防災活動の応援，防災活動（救出救護，消火，給食給水）用資器材の提供，食料・飲料水の提供，避難場所の提供などがあります。また，自主防災会側からも小規模事業所に対する防災活動を支援する例があります。さらに，防災訓練や研修を通じて，締結内容がより実効性のあるものとするとともに，相互の信頼関係を構築されています。


事業所の井戸水を活用した消火訓練

防災行動マニュアルの策定

阪神・淡路大震災では，閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち，ほとんどの方が御近所の顔見知りの方に救出されました。また，地震による火災の被害を最小限にとどめたのも，日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起こったときに大きな力を発揮するには，家庭や地域のつながりが大切であることは東日本大震災でも明らかになっています。

大規模な災害時には自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから，消防局では，自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルの策定を推進しています。策定後は各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに，より実効性の高い内容となるよう，防災訓練等を通じて検証，必要な見直しを行い，いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進します。

【防災行動マニュアル策定の流れ】

防災情報の提供
（防災マップなど）

防災行動マニュアル
・見直し
・内容の充実

⇧

防災訓練等を通じた
防災行動マニュアル
の検証

防災ワークショップ

防災行動マニュアルの策定

⇩

自主防災部の防災行動
計画の見直し

⇩

地域住民への周知

防災行動シール・ポスターの配布　※平成 29 年 9 月から配布

市民の皆様が，家族の状況や家屋の形態（一軒家又は共同住宅），地域の状況等を踏まえ，震災時，水災時及び土砂災害時にどの段階で，どのような防災行動をとるのかを記載し，冷蔵庫や玄関など目に付くところに貼っていただくシールを配布しています。さらに，共同住宅等のエレベーターホールやエントランスの掲示板に掲出できるポスターも併せて配布し，災害時に大切な防災行動及び自助・共助について啓発しています。

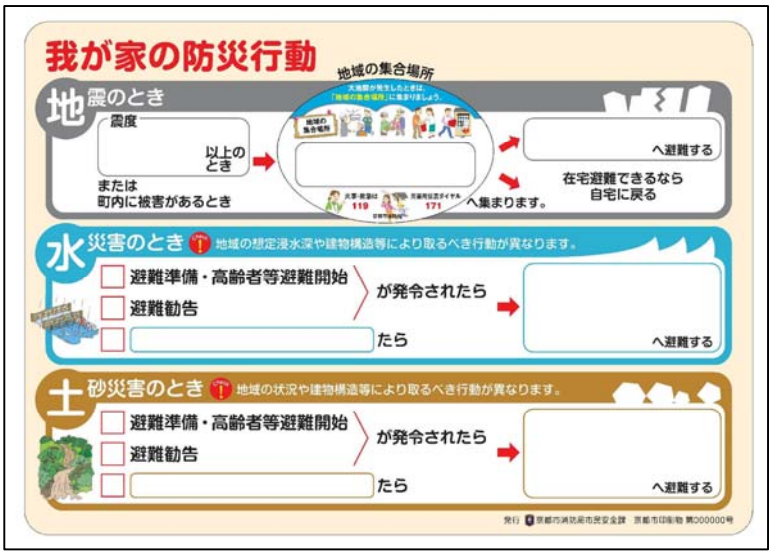

防災行動シール

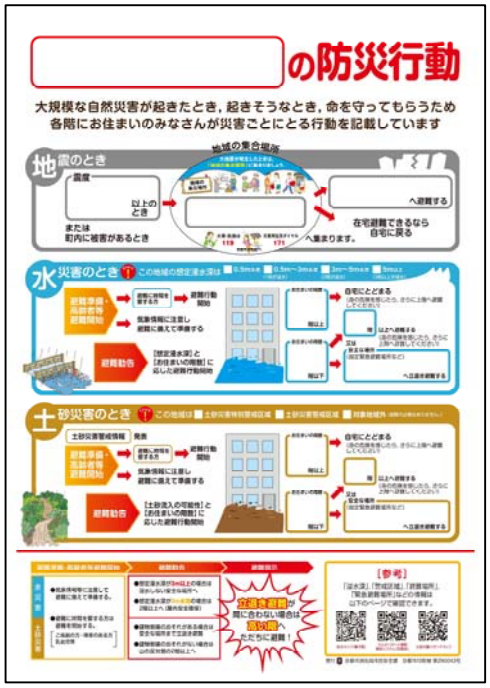

防災行動ポスター

防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち，火災や地震などの災害や家庭内の事故などに対し，適切に対応する知識や技術を身に着けていただき，災害に強いひとづくりを進めるため，自主防災組織，事業所，少年消防クラブ，子供会，老人クラブ，その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に，防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において，あらゆる機会を通じて，消火器の取扱いや地震の体験，講習会などを開催し，火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

京都学生消防サポーター

「大学のまち・京都」の特性をいかした学生による登録制の消防サポーター制度として平成 19 年 12 月に創設しました。学生に対する防火及び防災に関する知識と技能の普及を図るとともに，大規模災害の発生時には，自主防災組織と共に応急救護活動等を行うことを目的としています。

市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し，安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえるため，次の区分により表彰を行っています。

◇ 自主防災会等表彰

自主防災活動等の実践について著しく努力し，功績のあった自主防災会，自主防災部等

◇ 自主防災活動推進功労者表彰

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ 防災功労者表彰

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ 事業所表彰

自主防火管理の実践について著しく努力し，顕著な成果のあった事業所

消 防 団 の 概 要

京都市の消防団は，各行政区に設けられた 11 の消防団とおおむね学区単位に設けられた 205 の消防分団と特定の活動を行う機能別分団である機甲分団と応急救護分団をもって組織しています。

消防団は，消防局との力強い連携により，火災，震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに，市民の防火・防災に対する意識と対応力を高めるため，昼夜を分かたず活動しています。

消防団のあゆみ

江戸時代，京都には，主に禁裏（御所）の防衛に当たっていた「常火消し」と各町で組織されていた「町方火消し」があったといわれています。この「町方火消し」が明治 9 年に「消防組」，昭和 13 年ごろから「警防団」に改組され，昭和 23 年に「消防団」となって今日に至っています。

このように，京都市の消防団は，その前身となる町方火消しが誕生してから 300 年余りの長い歴史と輝かしい伝統に支えられています。

消防団の組織

消防団は，消防団本部と分団で組織されています。

■　消防団本部

消防署に設置され，団長と総務・予防・警防・教育を担当する副団長で構成されています。

■　消防分団

分団本部と部によって組織され，分団本部は分団長 1 名と総務・予防・警防・教育を担当する 4 名の副団長で構成されています。部は，各分団の地域事情に応じて編成され，それぞれの担当地域で部長を中心に市民指導や情報収集，広報活動などを行っています。

■　機甲分団

平成 21 年 11 月に創設され，分団長と分団員で構成されています。クレーン車などを所有する事業所の従業員が，大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に，重機を活用した人命救助に特化した活動を行います。

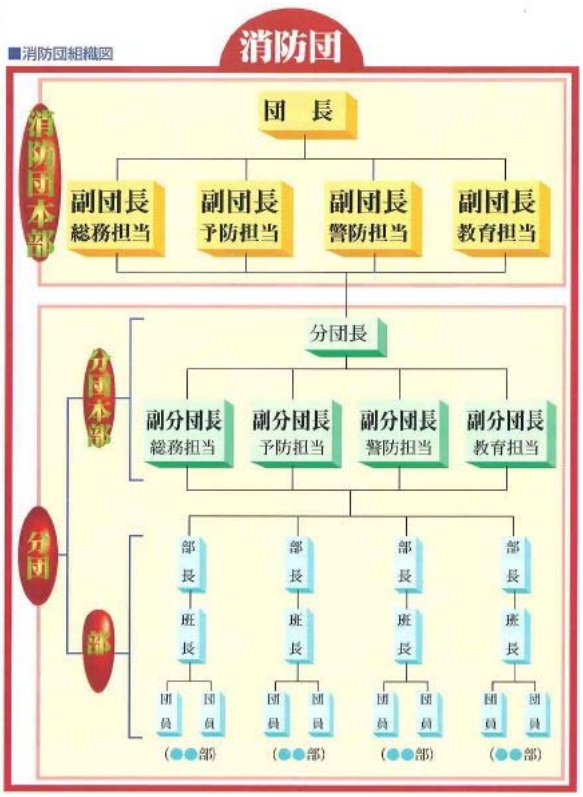

■　応急救護分団

平成 22 年 3 月に各消防団に創設され，分団長と分団員で構成されています。応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護活動に特化した活動を行います。

消防団の階級

市長から任命された消防団長は，市長の承認を得て消防団員を任命します。消防団員は，団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員の 7 つの階級に分けられ，災害現場活動等での指揮命令系統が明確にされています。

平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして，自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに，地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し，火災予防の推進活動を行っています。

京都市消防出初式における一斉放水訓練

秋の火災予防運動における予防広報活動

災害時の活動

■　火災現場活動

火災現場活動では，警戒区域の設定と群集整理，人命救助と避難誘導，物件の搬出と保護，飛び火の警戒，消火活動の支援，鎮火後の警戒などを行います。また，火災の状況により，配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り，消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

■　震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して，震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動などを行います。

京都市消防団総合査閲

各消防団から選抜された 11 分団が一堂に会し，消防団員として必要な規律を身に付ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練の披露を通じて，消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指します。

消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており，地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから，平成 25 年 12 月，「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は，地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり，国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため，必要な措置を講ずることとされていることから，京都市においても消防団員の確保，消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。

消防団充実強化実行チームによる企画会議

■　消防団充実強化実行チームの活動

平成 25 年度に開催した 35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会Ｕ－35」における意見を具体化するため，

平成 26 年 4 月に有志の消防団員 67 名が集まり，「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会で多く意見が出された「広報」，「交流」，「教育」に関するテーマごとに３つのチームに分かれ，消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し，実現に向けて取り組んでいます。

消防団活動紹介パンフレット

● 広報チームの主な取組

- フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設，運営
- 大学生等をターゲットにした入団促進活動
- 消防団紹介リーフレットの作成
- 消防団活動紹介パンフレットの作成

● 交流チームの主な取組

- 消防団フェスタの開催
  - 第 1 回　平成 26 年 11 月 30 日
    下京区　梅小路公園
  - 第 2 回　平成 27 年 11 月 29 日
    下京区　梅小路公園
  - 第 3 回　平成 28 年 11 月 27 日
    左京区　岡崎公園
- 消防団事例発表会「集まれ，団員の WA」の開催（平成 29 年 2 月 18 日）

第２回京都市消防団フェスタ

● 教育チームの主な取組

・ 消防団員教育用ホームページへ掲載する動画の作成
（小型動力ポンプ操法実施要領の詳細版，応急手当）

・ 応急手当の出前教養の実施

■ 消防団防災ハイスクール

平成 23 年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を，参加者の増加を図るために刷新し，平成 27 年度から消防団員が地元の高校生に，消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い，消防団活動への理解を深めてもらうとともに，消防団への入団促進を図る取組です。

消防団防災ハイスクールにおける放水訓練

■ 学生消防団活動認証制度

平成 27 年度から，大学等に通学しながら消防団活動に取り組み，地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。認証を受けた学生には，企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し，就職活動を支援しています。

【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

・ 本市の消防団員で，大学等の在学中に本市の消防団員として 1 年以上勤務し，真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み，地域社会に貢献した大学生等

・ 消防団長が，大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について，特に優れた功績があると認めた大学生等

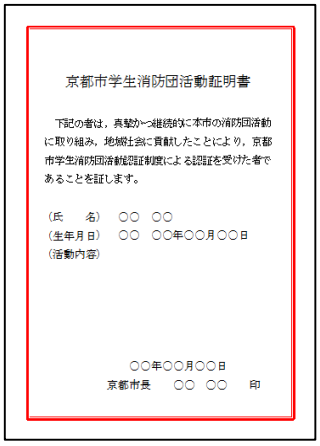

京都市学生消防団活動証明書

下記の者は，真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み，地域社会に貢献したことにより，京都市学生消防団活動認証制度による認証を受けた者であることを証します。

（氏　　名）　○○　○○
（生年月日）　○○　○○年○○月○○日
（活動内容）

○○年○○月○○日
京都市長　○○　○○　印

■ 京都市消防団協力事業所表示制度

平成 26 年 10 月から事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに事業所による消防団活動への協力を促進し，消防団員の確保を図ることを目的として，「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。

平成 29 年 4 月現在で 87 事業所を認定しています。

【認定の要件】

消防関係法令上の違反がなく，次の要件のいずれかに適合することが必要です。

・ 2 名以上の従業員が消防団に入団しており，かつ，消防団活動に配慮している事業所等

・ 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等

・ その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等

京都市消防団
協力事業所表示証

消防団の装備品

■　一般装備品

警戒ロープ	携帯ライト ※一部LEDタイプ	安全ベスト	現場保存用小型テント
警戒テープ	ワイヤレスアンプ一式	分団旗（一式）	キャップライト
電気メガホン	トランシーバー	高張提灯	救命胴衣
デジタル無線受令機	はしご	懸垂幕	ＡＥＤ収納ボックス
自動体外式除細動器 （ＡＥＤ）	携帯無線機	ベルト付水筒	手回し充電 ラジオ付ライト
	投光器一式	携帯なた	スコップ


投光器一式

消防団旗

高張提灯


デジタル
無線受令機


ＡＥＤ

■　消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消火栓キー	とび口	ホースバック
ホース	防火水槽開閉金具	組立式水槽	台車
管そう・ノズル	５０ミリホース	燃料携行缶	ホースバンテージ

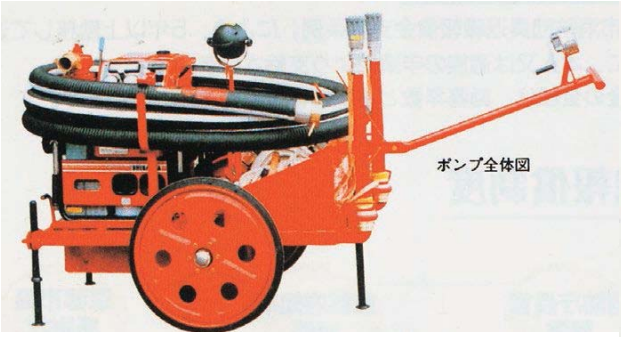

■　救助・救護活動用装備品

救護用テント	ジャッキ	ワイヤーカッター	担架
手斧（大，小）	ハンマー	つるはし	点滅式ライト
可搬式ウインチ	バール	スコップ(平，剣)	可搬式散水装置
二つ折れはしご	のこぎり	救命ロープ	防水シート
折り畳み式リヤカー		フローティングロープ	救命浮環

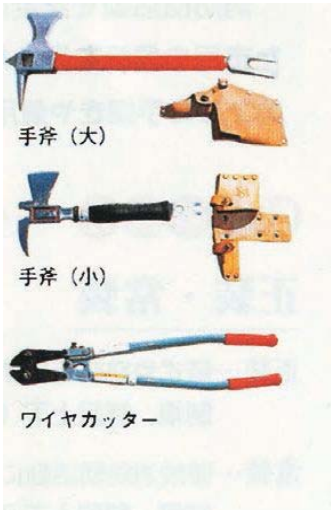

京都市消防団の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	**京都市消防局発足** (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年 6 月 1 日	**京都市消防団条例制定，公布** (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年 8 月 17 日	**京都市の消防団結成(結成式典　中京区明倫小学校)** （上，北野，加茂，下，八坂，深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3,940 人で発足）
昭和 24 年 4 月 1 日	**愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑，岩倉，八瀬，大原，静市野，鞍馬，花背，久多各村)，京都市に編入** (6 消防団 154 分団定員 4,480 人)
昭和 24 年 4 月 1 日	**中京消防団が発足－1 行政区 1 消防団制の確立** (7 消防団 157 分団定員 4,480 人)
昭和 26 年 3 月 1 日	**乙訓郡 3 箇所村(久我，羽束師，大枝各村)，京都市に編入** (7 消防団 158 分団定員 4,805 人)
昭和 30 年 9 月 1 日	**行政区の分割に伴い，北消防団，南消防団発足** (9 消防団 159 分団定員 4,805 人)
昭和 32 年 4 月 1 日	**京都市消防団指導要綱の制定** （常備消防の充実と無火災都市建設のため，消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から，市内を甲，乙，丙の 3 地域に区分し，消防事象に即応した予防活動，災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については，主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに，災害現場において警戒区域の設定，群衆整理，人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い，市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。）
	久世郡淀町，北桑田郡京北町広河原地区，京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4,945 人)
昭和 34 年 11 月 1 日	**乙訓郡久世村，大原野村，京都市に編入** (9 消防団 164 分団定員 5,085 人)
昭和 39 年 8 月 5 日	**京都市消防団員退職報償金支給条例の制定** (消防団員の永年の労苦に報いるため，退職報償金制度を創設し，処遇を改善)
昭和 40 年 5 月 1 日	**京都市消防団指導要綱の改正** (市内の地域区分を 2 区分（甲，乙）へ)
昭和 41 年 7 月 7 日	**消防団員数の適正化** (9 消防団 165 分団定員 4,550 人)
昭和 48 年 9 月 20 日	**京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定** (消防団の用に供する器具庫，詰所，ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月 1 日	**行政区の分割に伴い，山科消防団，西京消防団発足** (11 消防団 176 分団定員 4,550 人)
昭和 61 年 5 月 1 日	**京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)の誕生**

平成 4 年 10 月 1 日	**女性消防団員の採用開始** (5 消防団 11 分団において，女性団員 42 人採用)
平成 7 年度～8 年度	**大規模災害対策器材の配置** (阪神・淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ，ジャッキなどの救助活動器材を配備し，大災害時の活動能力を強化)
平成 11 年度	**消防団のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討委員会の設置** (市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動，地域との連携等について検討する委員会を設置)
平成 12 年度	**消防団活動のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討に係る市民懇話会の実施** (各行政区から選考された市民により，地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討)
平成 12 年 10 月 1 日	**京都市消防団の運営指導に関する規定の制定** (甲乙の市内地域区分を廃止し，管轄区域により指定消防団を指定)
平成 17 年 4 月 1 日	**北桑田郡京北町，京都市に編入** (11 消防団 204 分団定員 4,970 人)
平成 17 年 10 月 1 日	**西京消防団，福西分団発足** (11 消防団 205 分団定員 4,970 人)
平成 21 年 11 月 24 日	**中京消防団に機甲分団発足** (大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に，重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足)
平成 22 年 3 月 19 日	**すべての消防団に応急救護分団発足** （応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足)
平成 25 年度	**消防団 100 人委員会 U-35 の開催** （35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催)
平成 26 年度	**消防団充実強化実行チームの結成** （「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため，有志の消防団員を募り結成)
平成 27 年 4 月 1 日	**京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の改正** (任用資格の拡充，報酬制度の創設)
	京都市学生消防団活動認証制度の創設 (大学等に通学しながら消防団活動に取り組み，地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設)
平成 27 年度	**京都市消防団防災ハイスクールの実施** （消防団員が地元の高等学校に出向き，消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始)
平成 28 年 4 月 1 日	**北，山科，下京，南，右京及び西京の各消防団に機甲分団発足** (機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため，中京機甲分団を構成していた各事業所を，その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止)
平成 28 年 10 月 1 日	**左京消防団に機甲分団発足**
平成 29 年 4 月 1 日	**中京消防団に機甲分団発足**

応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発

目の前で人が倒れた場合に，居合わせた人がすぐに応急手当を始めれば，救命率は向上します。京都市消防局では，一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に着けていただくため，救命講習を開催しています。

平成 16 年 7 月に，一般市民によるＡＥＤ(自動体外式除細動器)の使用が認められたことから，ＡＥＤの使用方法等を含めた「普通(上級)救命講習」や「応急手当普及員講習」を実施しています。

さらに，平成 24 年 4 月から小学 5・6 年生を受講対象とした「救命入門コース」，平成 26 年 2 月から中学生・高校生を受講対象とした「ｅ−ラーニングを活用した普通救命講習」を開始しました。

当局では，平成 16 年度に「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定するとともに，応急手当の普及啓発を積極的に推進しており，平成 29 年 3 月末で救命講習修了者は延べ 49 万人を超えました。

また，ＡＥＤの設置促進のための事業所間ネットワークである「安心救急ネット京都」や救急事故発生時に通報の支援や応急手当をしていただく「安心救急ステーション」と連携を図り，応急手当の普及啓発をより一層推進します。

消 防 音 楽 隊 の 活 動

消防音楽隊の活動

消防音楽隊は，昭和 30 年 12 月に発足し，平成 27 年 12 月に 60 周年を迎えました。

音楽を通して，「ひと・まちの『絆 』でつくる安心都市・京都」の実現を目指し，京都市内 5 箇所(キタオオジタウン，ゼスト御池，京都駅前地下街ポルタ，イオンモール京都桂川，パセオダイゴロー)　で毎月開催している「防火ふれあいコンサート」をはじめ，市内各地で実施される防火・防災行事等に出場し，音楽を織り交ぜながら市民の皆様に防火・防災を呼び掛けています。

また，パネルシアターや替え歌を取り入れるなど分かりやすい防火・防災啓発をモットーに，演奏会場の広さに応じた演奏形態や，対象者の年代等に合わせた演奏プログラムで柔軟に対応し，市民の皆様との「ふれあい」を大切にした，きめ細やかな活動を行っています。

消防カラーガード隊の活動

京都市消防カラーガード隊は,昭和 61 年 5 月に発足し,平成 28 年 5 月に 30 周年を迎えました。女性消防団員により編成され,「きょうとファイヤーエンジェルス」の愛称で，ストレートトランペットやフラッグなどを用いて，消防音楽隊の演奏に合わせて華麗な演技を披露し，防火・防災の啓発活動に努めています。

教育・その他

消防学校の沿革

消防学校の沿革

京都市消防学校は，昭和 23 年 3 月 7 日の京都市消防局発足と同時に東山区智積院山内の旧京都府消防練習所に設置され，昭和 25 年 1 月に伏見区深草越後屋敷町に移転して同地で 59 年間を経た後，平成 21 年 4 月に現在地へ移転しました。

木造建物校舎（伏見区）

耐火建物校舎（伏見区）

現消防学校（南区）

■　京都市消防学校の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足に伴い，消防学校を設置 （東山区東大路通七条南入東瓦町 24 番地 智積院山内（旧京都府消防練習所））
昭和 25 年 1 月 11 日	伏見区に新築移転 （伏見区深草越後屋敷町 61 番地）
昭和 42 年 12 月 20 日	校舎を木造建物から耐火建物に建替え
昭和 49 年 10 月 19 日	屋内訓練場を新設
昭和 52 年 7 月 12 日	水上訓練場を新設
昭和 54 年 6 月 4 日	高層訓練塔を新設
平成 21 年 4 月 1 日	現在地に新築移転 （南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 番地の３） ※　消防活動総合センター（消防学校や訓練施設等）として運用開始
平成 29 年 4 月 1 日	京都府立消防学校と教育訓練の共同化を開始

■　歴史銘板

京都市消防局で勤務されていた職員で組織されている「消防春秋会」から，京都市消防学校の沿革を明示した銘板を寄付していただき，消防学校内に設置しました。

この銘板は，消防学校の足跡を紹介するとともに，現消防学校しか知らない若手職員にはこれまでの歴史を伝え，また，各種教育等で来校するベテラン職員には自身の初任教育生時代を思い出し，消防人としての原点に立ち返るきっかけにもなるものです。

消防春秋会から寄付いただいた銘板

１階エントランスの北側壁面に設置

消防職員・団員の教育

消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い，高度な知識と能力を備えた職員・団員を育成します。

職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画，教育体制，効果測定等について規定された京都市消防職員教育規程に基づき，教育基本計画や年度計画を定め，職員教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識，技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ，管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で，学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

職員の学校教育

■　初任教育

新規に採用の消防職員に対して，規律や共同精神を学びながら消防の責務を理解させ，職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

■　幹部教育

職責に応じて必要な判断能力，職務遂行能力，管理監督能力等を向上させるため，現任の幹部職員に対して教育を行っています。

■　専科教育

予防，警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるため，現任の職員に対して教育を行っています。

■　特別教育

初任・幹部・専科教育以外の教育で，社会人としての素養を向上させるための教育や救急救命士養成課程等，業務遂行上必要な資格取得のための教育を現任の職員に対して行っています。

消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力と精神力を確保するため，組織全体として職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者，体育副管理者，体育推進者を配置し，職員の体力管理を行うとともに，業務に必要な体力練成を積極的に行う体制を構築しています。

また，体力測定結果等から個々の体力を的確に把握し，体力診断システムを活用し，職員一人一人に適した目標と練成メニューの設定を行うなど，効率的に体力の維持管理を行っています。

消防団員教育

消防団幹部を対象とした「副団長教養講座」,「分団長・副分団長教育」,「大規模災害指揮教育」,「部長教育」，新入団員を対象とした「普通教育」,「機甲分団員教育」,「応急救護分団員教育」，専門的な知識・技術を身に着けるための専科教育「運転員・機関員教育」,「警防教育（水災課程・震災課程)」, 消防団活動に必要な資格取得等を行う特別教育「第三級陸上特殊無線技士資格取得講習」,「応急手当普及員資格取得講習」等を通じて市民指導能力の向上を図るとともに，水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています。

広 報 ・ 広 聴 活 動

市民の皆様と共に，消防行政を効果的に推進するため，日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに，市民の皆様が知りたい情報，暮らしの安全確保に役立つ情報などをタイムリーに提供して，消防行政への理解と協力が得られるよう，積極的な広報・広聴活動を実施しています。

主な広報活動

■　市民しんぶんや報道機関等を通じた広報

各種事業や防火防災行事等について，市民しんぶんへの掲載や，市政記者クラブ等を通じた新聞・テレビ等の報道機関への広報発表を行っています。

■　印刷物やビデオ等を通じた広報

防火運動の推進や防災知識の普及啓発等を積極的に行うため，消防局や消防署でポスター，ビラ，リーフレット等の印刷物を作成し，防火・防災行事など様々な機会に活用しています。

また，消防署や市民防災センター等における消防を紹介するオリジナルビデオの上映や，写真・イラストによる広報パネル等の展示により，上映，展示し，広く市民の皆様に防火・防災を呼び掛けています。

■　インターネットによる情報発信

平成 9 年 7 月から消防局ホームページを開設し，平成 22 年 1 月から消防局ホームページモバイル版を開設し，防火・防災情報の発信を行っています。市民の皆様にとって更に使いやすく見やすいものとするため，音声読上げ，文字拡大，配色変更などの機能を有し，高齢者や障害のある方々にも使いやすいように更なる充実を図り，防火・防災情報をあらゆる市民の方々へ的確に発信するよう努めています。また，平成 25 年 10 月からは消防局フェイスブック及びツイッターを開設し，タイムリーな情報発信を行っています。

京都市消防局ホームページ


京都市消防局フェイスブック


京都市消防局ツィッター

■　災害情報自動案内システム

平成 27 年 5 月から，災害情報自動案内システムの運用を開始し，災害発生場所等の情報を京都市消防局のホームページに掲載しています。

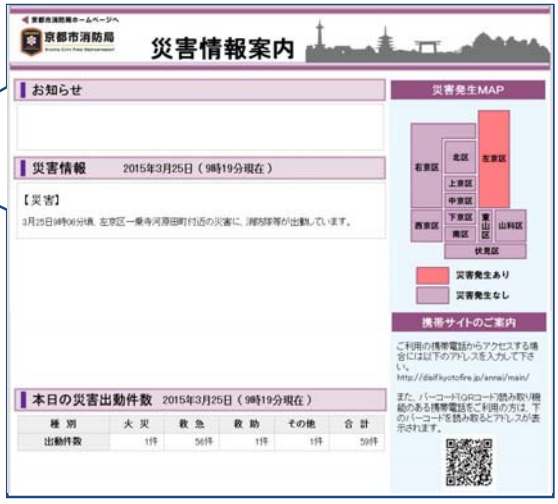

■　国際交流・視察研修等

各種団体や国内外の行政関係者などによる消防庁舎，機械器具，組織運営等についての視察研修を受け入れ，消防防災業務を分かりやすく説明し，当局の消防行政への理解と認識が深まるよう努めています。

主な広聴活動

市長への手紙をはじめ，コールセンターへの問合せ，消防の相談電話，E メール，防火防災指導等を通じて市民の皆様から寄せられた要望や苦情，問合せ等を受け付けています。

市民防災センターの紹介

災害から生命や暮らしを守るためには，市民の皆さん一人一人が，普段から我が家，我がまちを災害から守るという心構えを持ち，災害に強いまちづくり，人づくりに努めることが大切です。

市民防災センターは，市民の皆さんに，災害の疑似体験を通じて，防災に関する知識や技術を身に着けていただき，防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として，平成７年９月１日に開館し，平成 26 年３月には都市型水害に関する内容を充実させました。

市民防災体験の科目と内容

■　体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等について紹介します。
地震体験室	震度１から７までの横揺れを体験し，地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えていただきます。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し，訓練用消火器や屋内消火栓で消火します。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル，共同住宅など様々に設定できる模擬建物内で火災発生時の行動手順についての総合的な訓練を行います。
強風体験室	強風発生装置により，風速 32ｍの強風下における行動の困難性を体験します。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し，普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
都市型水害体験コーナー（4D シアター迫りくる地下街の恐怖）	4D(立体映像＋座席振動)で地下街への浸水の恐怖を表現し，水災害が予測されるときの行動について考えていただきます。
くらしの安全コーナー（応急手当体験）	救急訓練人形を使用して，応急手当の要領を実習します。

市民防災センター

地震体験室

避難体験室

4D シアター 迫りくる地下街の恐怖

■　自由体験コーナー

都市型水害体験コーナー

キッズ・ファイヤーランド（出動!! こども消防隊，消防士に大変身!!）

防災行動体験コーナー

消防ヘリコプター（シミュレーター・エアレスキューパイロット）

通報訓練コーナー

なんでも消防情報館

くらしの安全コーナー

防火・防災指導

「防災週間」や「防災とボランティア週間」，学校等の休み期間中に，講演会や防災フェア等のイベントを開催し，防火・防災思想の普及啓発を図っています。

各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や，応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習（新規講習・再講習）
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理講習（新規講習・再講習）
- 自衛消防業務講習（新規講習・再講習）
- 防火対象物点検資格者講習（本講習・再講習）
- 防災管理点検資格者講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習
- 応急手当普及員講習（本講習・再講習）
- 普通救命講習
- 上級救命講習

消防装備・安全運転教育・車両整備等

消防装備

災害現場活動に必要な消防装備の各種点検や更新，空気呼吸器等の高圧空気の製造充填を行い，消防装備の充実強化を図るとともに，大規模災害や特殊災害に対応するため，消防活動総合センターに備蓄倉庫を設け，消防器材や化学消火薬剤を一元管理して，あらゆる災害に対して直ちに供給できる体制を整えています。

■　備蓄消防装備

消防活動総合センターの備蓄倉庫では，京都市内での大規模災害発生時に備えて備蓄消防装備を保管と管理を行っています。

また，支援課特別装備隊が，災害現場で不足している消防装備品や化学薬剤等を迅速に災害現場へ搬送する体制を整えています。

大規模災害用器材	小型動力ポンプ，コンクリート粉砕器具，削岩機，エンジンカッター，チェーンソー，空気呼吸器，空気ボンベ，酸素ボンベ，立入禁止テープ，エアーテント，可搬式組立水槽等
化学消火薬剤等	メガフォーム，ドライケミカル，ハイフォーム，エアフォーム（3%蛋白液），浸透剤，可搬式組立水槽等
水災用器材	越水止め水のう，河川等止水シート，丸シャベル，つるはし，両口ハンマー等

備蓄倉庫

定置式空気製造施設

安全運転教育等

消防車等の運転技術の維持向上を目指した機械技術者認定試験，安全運転教育や訓練を実施するとともに，交通事故防止対策にも積極的に取り組み，併せて操作技術を向上させるための技術指導を行っています。

■　機械技術者の認定

消防車等を運用する運転員は，災害現場で消防ポンプやはしご装置などの特殊な機械を取り扱うとともに，緊急走行等で安全で確実な運転を行う必要があります。そのため，必要な知識や技能を有する運転員を養成する等級試験（1 級から 3 級まで）を設け，試験の合格者を機械技術者に認定しています。

3 級機械技術者	普通免許を受けた日から 2 年間経過し，適正検査や実技試験等に合格した運転員
2 級機械技術者	3 級試験に合格後，3 年間運転員としての経験を積み，更に高度な実技試験等に合格した運転員
1 級機械技術者	2 級試験に合格後，3 年間運転員としての経験を積むとともに，大型免許の取得者であり，さらに高度な実技試験等に合格した運転員。また，他の運転員を指導する機械技術指導員の資格も有する。

車両等整備状況

消防活動総合センターの車両整備工場では，近畿運輸局の指定自動車整備工場の認定を受けており，継続検査整備，定期点検整備（3 箇月点検，12 箇月点検，24 箇月点検）や臨時整備を実施するとともに，消防ポンプやはしご車，化学車等の特殊装備の点検整備も行っています。

また，市内各消防署では，整備管理補助者により，各所属配置の消防車両等の定期点検（6 箇月）を行っています。

消防救助活動器材

消防救助活動用器材の種類等

火災，救助等の各種災害活動用器材を配備して有効に活用しています。

器具の種類	器具の内容
放水器具	ホース（50 ㎜ホース，65 ㎜ホース），放水ノズル（ガンタイプ，ストレート，米田式，切替え），泡ノズル，高発泡発生装置（発泡装置），放水銃座，放水砲，小型動力ポンプ，ジェットシューター
救助器具	マット型空気ジャッキ，救助用ロープ，油圧式救助器具，かぎ付はしご，三連はしご，チェーンソー，可搬式ウインチ，削岩機、電動鋸，携帯式溶断器，救命索発射銃，空気式救助マット，救助担架，緩降機，救助用支柱器具，救助用縛帯，潜水器具，救助ボート，救命浮環，救助検索棒，空気切断器，画像探索機，地中音響探知機，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地震警報器，電磁波探査装置，二酸化炭素探査装置，水中探査装置
保安器具	ウェットスーツ，ドライスーツ，放射線防護服，化学防護服，救命胴衣，空気呼吸器，空気ボンベ，循環式酸素呼吸器，放射線測定器，有毒ガス測定器，酸素欠乏爆発ガス警報器，可燃性ガス検知器，可搬型ガスケロマトグラフ質量分析装置，生物剤検知装置，化学剤検知器
大規模災害対策用備蓄器材	大地震災害用小型動力ポンプ，小型ポンプ（台車付），可搬式放水砲，折たたみリヤカー，可搬式照明器具，携帯用救助エ具，コンクリート破砕器，油圧鉄線鋏，鉄筋カッター，レスキューザック，長尺バール，燃料携行容器，サバイバルシート
その他	船外機，可搬式発動発電機，投光器，可搬式排煙機，可搬式組立水槽，ウォーターバケット，可搬(携帯)無線機，除染シャワー，ＨＩＤ携帯型照明装置

鑑 識 機 材

鑑識機材の状況

■　京都市消防局所有の主な鑑識機材

デジタルマイクロスコープ	レンズを交換することで，20～200 倍まで拡大して撮影することが可能で，短絡痕や亜酸化銅の見分を行っている。
超音波洗浄器	超音波で水を振動させることで，付着した汚れを取り除くことが可能。
電気炉	1,150℃まで温度上昇させることが可能。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等に使用。
データロガー	温度測定したい箇所にセンサーを取り付けることで，温度と時間経過を記録することが可能。
ガスクロマトグラフ 質量分析計	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析に使用。 試料を気化し，分離した成分を抽出する。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体，液体の成分同定に使用する。
熱重量示差熱分析装置	試料と基準物質を一定速度で温度上昇させながら、重量変化等を測定し，燃焼性状等が確認できる。
ヒートガン	火災熱によって溶着した樹脂製品等を軟化させて離脱する際などに使用する。約 600℃の熱風を発生させることが可能。

デジタルマイクロスコープ

電気炉

ガスクロマトグラフ質量分析計

熱重量示差熱分析装置

■　**機動鑑識車と積載機材**（総務省消防庁無償貸付）

エックス線透過装置	表面部材を破壊することなく内部部品の状態を把握可能。
デジタルマイクロスコープ	レンズを交換することで, 5～200 倍まで拡大して撮影することが可能で，短絡痕や亜酸化銅の撮影を行っている。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定可能。
データロガー	温度測定したい箇所にセンサーを取り付けることで，温度と時間経過を記録することが可能。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定することができる。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することが可能。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ切断することが可能。
レーザー距離計	直線距離を遠隔測定することが可能。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定することが可能。
デジタルビデオカメラ	記録用
デジタルカメラ	記録用

機動鑑識車

デジタルマイクロスコープ

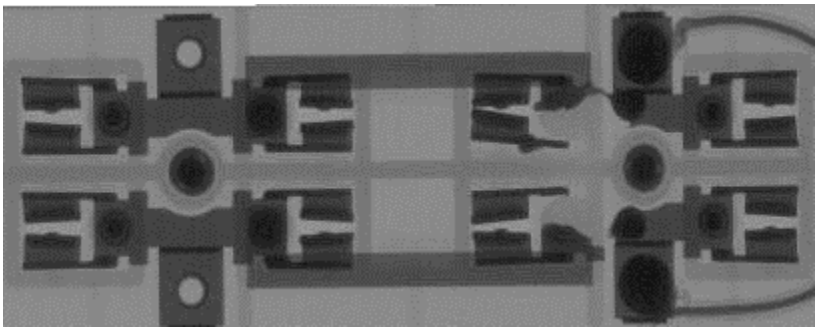

X 線透過装置により撮影した物品

統計関係

警防体制

受信・指令統計

過去10箇年の受信統計

種別／年度	災害通報				災害小計	災害以外の通報				災害以外小計	総受信件数
	火災	救急	救助	その他		通報訓練	いたずら	間違い	問合せ		
平成28年	2,531	85,260	1,442	928	90,161	3,991	1,792	5,048	5,858	16,689	106,850
平成27年	2,587	83,765	1,472	853	88,677	3,899	1,575	5,625	6,273	17,372	106,049
平成26年	2,633	83,055	1,355	984	88,027	3,760	2,825	6,467	6,678	19,730	107,757
平成25年	2,736	81,782	1,199	1,278	86,995	3,660	3,348	7,362	7,190	21,560	108,555
平成24年	2,734	79,272	1,206	1,339	84,551	3,442	3,865	8,546	7,500	23,353	107,904
平成23年	2,775	78,572	1,106	1,448	83,901	3,296	3,530	9,665	7,945	24,436	108,337
平成22年	2,769	75,581	1,031	1,584	80,965	3,371	2,763	9,318	7,976	23,428	104,393
平成21年	2,699	71,808	908	1,505	76,920	3,250	4,320	9,096	8,866	25,532	102,452
平成20年	2,608	71,172	835	1,463	76,078	3,245	5,547	9,681	8,259	26,732	102,810
平成19年	2,607	74,743	789	1,539	79,678	2,944	6,516	10,289	8,307	28,056	107,734

過去10箇年の指令統計

指令種別	災害指令																指令総数
	火災等											救急救助					
	基準	中高層	特対	林野	危険物	地下街	特災	高速	特命(火災)	応援	特命(他)	救助	救急	高速	応援	集団	
平成28年	572	236	0	27	0	2	8	12	995	6	1,393	1,707	81,974	83	34	5	87,054
平成27年	489	202	0	17	2	0	7	19	995	6	1,516	1,705	81,162	75	13	0	86,208
平成26年	437	201	1	39	0	0	0	21	939	5	1,880	1,633	80,329	61	33	4	85,583
平成25年	533	195	0	127	0	0	0	10	902	2	1,859	1,458	79,232	54	22	6	84,400
平成24年	494	220	3	61	1	0	0	11	903	1	1,895	1,418	76,644	63	58	28	81,800
平成23年	579	202	0	69	6	1	0	12	839	8	1,871	1,268	75,869	51	35	0	80,810
平成22年	437	257	0	71	0	0	0	4	866	4	1,972	1,222	72,820	79	31	0	77,763
平成21年	390	219	3	45	1	0	0	1	779	1	1,855	1,102	69,159	75	23	0	73,653
平成20年	368	167	0	33	0	0	0	5	747	2	1,831	1,044	68,366	60	45	0	72,668
平成19年	358	188	0	49	1	1	0	10	707	6	1,884	1,059	71,907	97	45	0	76,312

※　高速とは，名神高速道路，京滋バイパス，第二京阪道路，京都縦貫自動車道及び阪神高速８号京都線をいう。

火 災 統 計

過去 10 箇年の大都市の火災件数

都市＼年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
札幌市	756	729	691	640	633	577	539	545	546	517
仙台市	347	366	391	362	419	333	308	334	294	250
さいたま市	454	405	453	414	387	404	349	346	320	273
千葉市	366	310	316	317	316	295	330	300	279	265
東京都※（23 区）	4, 287	4, 219	4, 098	3, 670	3, 812	3, 745	3, 690	3, 553	3, 252	3, 010
横浜市	1, 077	1, 086	1, 010	961	1, 024	904	968	950	750	754
川崎市	434	459	372	388	425	328	337	381	370	374
相模原市	274	199	250	249	231	187	177	203	163	149
新潟市	146	156	153	151	156	155	119	160	125	140
静岡市	240	233	222	194	252	250	200	196	204	171
浜松市	315	327	303	245	277	212	241	236	201	166
名古屋市	969	1, 050	929	888	848	767	783	661	558	567
大阪市	1, 392	1, 303	1, 266	1, 172	1, 133	1, 012	1, 091	1, 021	870	849
堺市	319	333	312	324	271	302	299	239	199	178
神戸市	709	758	648	631	640	571	573	514	451	457
岡山市	303	291	257	272	227	243	214	215	177	159
広島市	505	499	475	482	437	375	384	361	289	275
北九州市	531	435	466	433	422	344	380	304	257	256
福岡市	406	434	368	378	356	337	325	307	281	283
熊本市	208	183	196	175	174	132	175	175	177	174
京都市	231	198	186	170	215	270	245	236	232	256

※　東京消防庁の資料「火災の実態」の数値を引用

過去 10 年間の大都市の出火率（人口１万人当たりの火災件数）

年 都市	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
札幌市	4.0	3.8	3.6	3.3	3.3	3.0	2.8	2.8	2.8	2.7
仙台市	3.4	3.6	3.8	3.5	4.0	3.2	2.9	3.1	2.7	2.3
さいたま市	3.8	3.3	3.7	3.4	3.2	3.2	2.8	2.7	2.5	2.1
千葉市	3.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.1	3.4	3.1	2.9	2.7
東京都※ （２３区）	5.1	5.0	4.8	4.3	4.4	4.2	4.1	3.9	3.5	3.2
横浜市	3.0	3.0	2.7	2.6	2.8	2.4	2.6	2.6	2.0	2.0
川崎市	3.2	3.4	2.7	2.8	3.0	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6
相模原市	3.9	2.8	3.5	3.5	3.2	2.6	2.5	2.8	2.3	2.1
新潟市	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.5	2.0	1.6	1.8
静岡市	3.2	3.2	3.0	2.7	3.4	3.5	2.8	2.8	2.9	2.4
浜松市	3.8	3.9	3.7	3.0	3.4	2.6	2.9	2.9	2.5	2.1
名古屋市	4.4	4.7	4.2	4.0	3.7	3.4	3.5	2.9	2.5	2.5
大阪市	5.3	4.9	4.8	4.4	4.2	3.8	4.1	3.8	3.2	3.1
堺市	3.8	4.0	3.7	3.9	3.2	3.6	3.6	2.8	2.4	2.1
神戸市	4.6	4.9	4.2	4.2	4.1	3.7	3.7	3.3	2.9	2.9
岡山市	4.3	4.2	3.7	3.9	3.2	3.5	3.0	3.0	2.5	2.2
広島市	4.4	4.3	4.1	4.1	3.7	3.2	3.2	3.0	2.4	2.3
北九州市	5.4	4.4	4.8	4.4	4.4	3.5	3.9	3.2	2.7	2.7
福岡市	3.0	3.2	2.7	2.7	2.5	2.4	2.3	2.1	1.9	1.9
熊本市	3.2	2.7	2.9	2.6	2.6	2.0	2.4	2.4	2.4	2.4
京都市	1.6	1.3	1.3	1.2	1.5	1.8	1.7	1.6	1.6	1.7

※　東京消防庁の資料「火災の実態」の数値を引用

注　人口データの算出日は各都市で異なる

過去 10 箇年の京都市の火災状況

項目 ＼ 年			平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
火災件数			231	198	186	170	215	270	245	236	232	256
火災種別	建物		187	171	149	136	180	210	186	166	170	193
	林野		9	2	4	4	5	2	6	5	2	2
	車両		21	18	24	18	19	26	16	29	35	23
	船舶						1					
	その他		14	7	9	12	10	32	37	36	25	38
焼損面積	建物（㎡）	床	3,788	6,341	4,506	4,181	6,389	5,609	5,247	3,723	4,723	4,282
		表	960	932	719	778	933	753	806	543	1,096	751
	林野（ａ）		75	95	32	48	508	53	389	15	5	26
火元棟の焼損面積（㎡）	床面積		3,347	4,822	3,908	3,381	5,346	5,072	4,065	3,364	4,268	3,381
	表面積		634	526	350	546	550	500	280	310	583	252
焼損棟数	全焼		22	44	25	23	39	33	39	25	23	33
	半焼		34	23	28	27	28	18	30	16	16	20
	部分焼		100	121	91	84	103	81	90	72	74	86
	ぼや		113	84	96	59	108	141	124	123	133	127
り災世帯数	全損		30	39	30	21	33	20	24	18	16	39
	半損		28	29	27	23	24	14	27	21	19	18
	小損		170	164	162	111	173	157	150	148	152	179
り災人員			437	462	432	294	388	363	367	349	345	392
死傷者	死者		22	16	19	15	14	15	18	17	6	15
	負傷者		60	66	79	68	84	83	50	53	61	52
損害額（千円）			358,944	488,484	298,403	252,475	424,339	351,932	252,336	239,077	264,570	310,783

過去 10 箇年の行政区別の火災状況

年 / 行政区	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	計
北	16	17	8	13	15	22	17	17	15	23	163
上京	10	7	9	5	7	7	13	16	11	8	93
左京	20	17	15	20	19	36	32	22	22	22	225
中京	20	13	14	19	7	19	15	17	21	25	170
東山	9	6	12	5	12	10	8	6	10	8	86
山科	24	21	15	12	11	22	20	17	11	21	174
下京	13	7	8	12	16	11	21	11	19	19	137
南	25	25	18	17	28	27	22	26	23	22	233
右京	21	22	22	12	27	33	30	24	29	30	250
西京	18	16	17	18	22	16	13	11	27	19	177
伏見	55	47	48	37	51	67	54	69	44	59	531
計	231	198	186	170	215	270	245	236	232	256	2, 239

過去 10 箇年の主な火災原因

平成１９年		平成２０年		平成２１年		平成２２年		平成２３年	
放火（疑含）	56	放火（疑含）	37	放火（疑含）	48	放火（疑含）	37	放火（疑含）	41
たばこ	40	たばこ	31	たばこ	27	たばこ	20	たばこ	34
ガスこんろ	14	天ぷらなべ	20	天ぷらなべ	13	天ぷらなべ	10	コード	19
天ぷらなべ	12	ガスこんろ	14	コード	11	たき火	10	ガスこんろ	14
コード	9	コード	13	電気ストーブ	6	コード	10	たき火	13
電気ストーブ	9	電気ストーブ	12	ガスこんろ	6	ガスこんろ	7	天ぷらなべ	10
火遊び	8	ローソク	8	火遊び	5	石油ストーブ	5	電気ストーブ	10
ガス類引火	7	石油ストーブ	4	油類引火	5	電気ストーブ	4	ローソク	8
ライター	7	ガス類引火	4	たき火	5	ガス類引火	4	プラグ	8
石油ストーブ	6	交通機関内配線	4	溶接・溶断機	5	自然発火	4	ガス類引火	7
平成２４年		平成２５年		平成２６年		平成２７年		平成２８年	
放火（疑含）	57	放火（疑含）	47	放火（疑含）	58	放火（疑含）	39	たばこ	50
たばこ	32	たばこ	33	たばこ	27	たばこ	35	放火（疑含）	42
天ぷらなべ	23	たき火	19	天ぷらなべ	12	ガスこんろ	13	ガスこんろ	18
ガスこんろ	16	天ぷらなべ	17	たき火	12	電気ストーブ	12	たき火	13
ローソク	12	コード	15	コード	11	天ぷらなべ	11	天ぷらなべ	10
コード	12	ガスこんろ	11	ガス類引火	10	ローソク	10	ガス類引火	8
電気ストーブ	11	電気ストーブ	10	電気ストーブ	7	たき火	10	コード	8
ライター	10	火遊び	9	ガスこんろ	7	コード	8	リチウム電池	6
ガス類引火	7	ローソク	7	ローソク	7	排気管	8	ローソク	5
たき火	6	線香	6	ライター	7	ガス類引火	6	電気ストーブ	4

救 急 統 計

過去 10 箇年の救急出動件数の推移

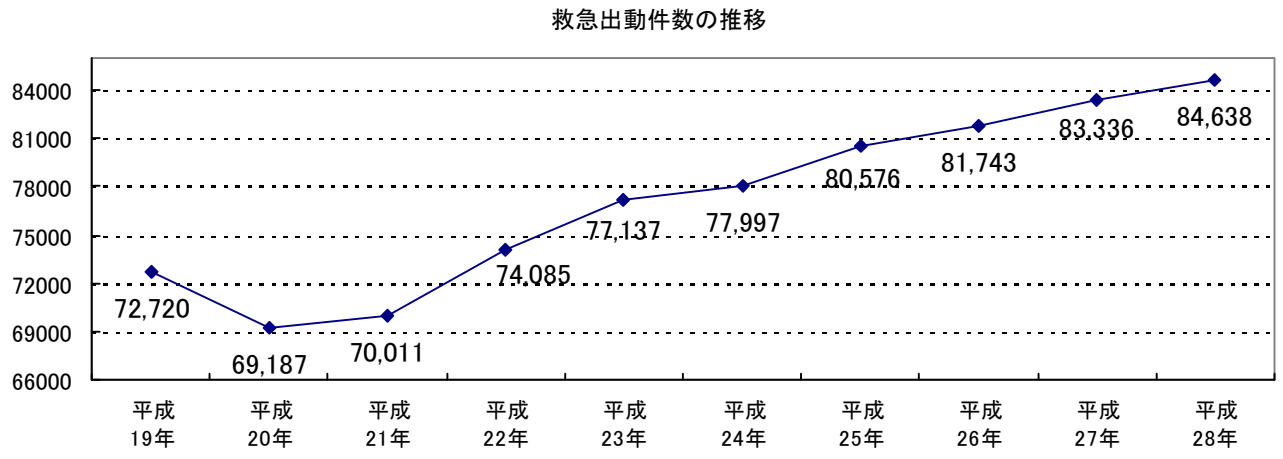

過去 10 箇年の救急出動件数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出動件数	72,720	69,187	70,011	74,085	77,137	77,997	80,576	81,743	83,336	84,638
対前年増加件数	▲ 335	▲ 3,533	824	4,074	3,052	860	2,579	1,167	1,593	1,302
対前年増加率(%)	▲0.5%	▲4.9%	1.2%	5.8%	4.1%	1.1%	3.3%	1.4%	1.9%	1.6%
1日平均件数	199	189	192	203	211	213	221	224	228	231
1隊平均件数	2,797	2,661	2,693	2,840	2,857	2,812	2,803	2,794	2,778	2,798
1隊1日平均件数	7.7	7.3	7.4	7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	7.6	7.6

過去 10 箇年の事故種別救急出動件数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
火　災	374	358	356	376	415	349	336	290	370	387
自　然	2	2		1	1	3	4	4	2	1
水　難	14	8	9	9	20	24	21	12	15	11
交　通	10,462	9,243	9,301	9,800	9,529	8,929	8,956	8,735	8,215	8,033
労　災	427	375	364	359	403	371	424	413	492	494
運　動	296	265	272	254	273	253	318	313	311	334
一　般	9,503	9,195	9,362	10,143	10,873	11,332	11,461	11,958	12,786	13,295
加　害	738	640	635	655	640	568	564	548	550	499
自　損	1,013	997	1,075	991	985	802	859	816	722	753
急　病	45,260	43,917	44,452	47,054	49,243	50,569	52,665	53,621	54,920	55,647
転　院	3,440	3,173	3,159	3,191	3,346	3,364	3,711	3,827	3,711	3,898
その他	1,191	1,014	1,026	1,252	1,409	1,433	1,257	1,206	1,242	1,286
計	72,720	69,187	70,011	74,085	77,137	77,997	80,576	81,743	83,336	84,638

過去 10 箇年の事故種別救護人員

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
火　災	87	98	126	93	105	94	68	81	77	71
自　然	2	1				2	2	2	1	1
水　難	5	2	6	3	10	4	11	4	7	4
交　通	10,546	9,158	9,124	9,619	9,197	8,711	8,591	8,532	8,056	7,793
労　災	426	375	362	352	398	363	409	397	487	485
運　動	312	274	267	255	279	254	320	313	310	333
一　般	8,911	8,578	8,699	9,371	10,022	10,424	10,626	11,231	11,936	12,409
加　害	706	566	574	563	550	491	479	496	457	420
自　損	810	794	825	723	741	565	613	638	544	557
急　病	41,205	39,692	40,208	42,175	43,770	44,981	47,004	48,622	49,817	50,202
転　院	3,355	3,092	3,097	3,130	3,308	3,323	3,682	3,776	3,635	3,805
その他	125	131	109	137	100	114	137	113	65	20
計	66,490	62,761	63,397	66,421	68,480	69,326	71,942	74,205	75,392	76,100

救 助 統 計

救助活動の状況

■　過去 10 箇年の救助事故種別活動件数及び救出人員

年 ＼ 事故種別		火　災	交　通	機　械	建　物	水　難	その他	計
活動件数	平成 28 年	19	52	7	568	12	228	886
	平成 27 年	10	59	10	568	19	232	898
	平成 26 年	21	73	10	495	20	218	837
	平成 25 年	26	69	10	422	25	214	766
	平成 24 年	19	59	5	423	35	164	705
	平成 23 年	24	54	15	377	27	180	677
	平成 22 年	28	55	9	325	27	205	649
	平成 21 年	28	75	16	265	17	187	588
	平成 20 年	25	59	10	250	29	167	540
	平成 19 年	32	70	19	223	23	168	535
年 ＼ 事故種別		火　災	交　通	機　械	建　物	水　難	その他	計
救出人員	平成 28 年	18	56	7	327	7	203	618
	平成 27 年	13	65	16	287	8	224	613
	平成 26 年	16	69	9	270	11	199	574
	平成 25 年	16	66	11	241	17	253	604
	平成 24 年	15	59	17	250	10	160	511
	平成 23 年	19	49	43	257	11	175	554
	平成 22 年	34	57	27	208	19	168	513
	平成 21 年	20	74	21	191	8	163	477
	平成 20 年	15	64	11	177	15	147	429
	平成 19 年	22	70	23	173	11	167	466

航空隊の出動状況

過去 10 箇年の消防航空隊の出動件数

事故種別 / 年	火災	救助	救急	その他(※)	合計
平成 28 年	21	32	90	16	159
平成 27 年	12	22	69	8	111
平成 26 年	19	40	97	11	167
平成 25 年	29	40	68	13	150
平成 24 年	23	28	73	24	148
平成 23 年	50	28	54	28	160
平成 22 年	29	23	60	2	114
平成 21 年	22	24	73	0	119
平成 20 年	28	28	88	0	144
平成 19 年	35	34	97	3	169

※　林野等で発生した火災と紛らわしい煙に対する情報収集活動や名神等の高速道路上における事故等における情報収集活動，地震等により被災した他府県における情報収集活動等など

火災予防

住宅火災・予防関係

過去10箇年の住宅火災の状況

■　住宅火災発生件数と建物火災に占める割合

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	合計	平均
火災件数	231	198	186	170	215	270	245	236	232	256	2,239	223.9
うち建物火災 a	187	171	149	136	180	210	186	166	170	193	1,748	174.8
うち住宅火災 b	133	125	100	86	124	135	122	111	101	122	1,159	115.9
住宅火災の割合 b/a	71%	73%	67%	63%	69%	64%	66%	67%	59%	63%	66%	64%

■　住宅火災等における焼死者の状況

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	合計	平均
焼死者数	22	16	19	15	14	15	18	17	6	15	157	15.7
うち放火自殺者等を除く	19	14	11	10	11	10	14	13	5	14	121	12.1
うち建物火災死者	19	13	11	10	11	10	14	13	4	13	118	11.8
うち住宅火災死者 a	19	12	10	9	10	10	13	13	4	13	113	11.3
うち高齢者等 b	16	11	8	5	6	7	11	11	3	12	90	9.0
高齢者等※割合 b/a	84%	92%	80%	56%	60%	70%	85%	85%	75%	92%	80%	80%

※　高齢者等…65歳以上の高齢者及び身体に障害のある者

■　住宅火災の主な原因

平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
たばこ	27	たばこ	24	たばこ	21	たばこ	14	たばこ	26
放火	24	放火	18	放火	19	放火	14	放火	13
暖房器具	17	暖房器具	14	暖房器具	9	暖房器具	10	こんろ	11
こんろ	16	天ぷらなべ	14	天ぷらなべ	9	こんろ	9	暖房器具	9
その他	49	その他	55	その他	42	その他	39	その他	65
計	133	計	125	計	100	計	86	計	124

平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
たばこ	23	放火	22	放火	25	たばこ	24	たばこ	33
こんろ	15	たばこ	18	たばこ	21	放火	10	放火	15
天ぷらなべ	15	暖房器具	13	暖房器具	10	こんろ	10	こんろ	15
放火	14	コード	10	天ぷらなべ	8	暖房器具	9	天ぷらなべ	8
その他	68	その他	59	その他	47	その他	48	その他	51
計	135	計	122	計	111	計	101	計	122

指定催しの指定状況

平成26年8月1日の京都市火災予防条例改正から計120件指定しています。

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	醍醐	計
平成26年度(※1)	1	3	8	2	3	1	3	3	3	1	2	1	31
平成27年度	4	4	9	6	4	1	2	5	3	0	4	1	43
平成28年度(※2)	2	4	13	5	4	1	4	5	3	0	4	1	46
計	7	11	30	13	11	3	9	13	9	1	10	3	120

※1　平成26年8月1日～平成27年3月31日

※2　平成29年3月31日現在

文　化　財　関　係

京都市内の主な文化財火災（年表）

発生年月	概要等		
昭和5年12月	南　区	教王護国寺（東寺）	伽藍堂焼失
昭和7年4月	伏見区	醍醐寺	五大堂（国宝）焼失
昭和11年5月	東山区	蓮華王院	三十三軒堂（国宝）床下焼損
昭和14年8月	伏見区	醍醐寺	経蔵（国宝）焼失
昭和22年5月	東山区	智積院	寝殿焼失
昭和25年5月	文化財保護法制定		奈良県法隆寺金堂の火災（昭和24年1月26日）を契機に，文化財保護法を制定
昭和25年7月	北　区	鹿苑寺（金閣寺）	金閣（国宝），木造坐像（国宝）焼失
昭和37年7月	中京区	壬生寺	本堂，地蔵菩薩坐像（重文），木造四天王立像（重文）焼失
昭和37年9月	右京区	妙心寺	鐘楼（重文）焼失
昭和41年5月	右京区	霊雲院（妙心寺内）	書院（重文）壁紙焼失
昭和41年7月	北　区	大徳寺	方丈の障壁画（重文）焼失
昭和50年8月	伏見区	與杼神社	本殿（重文）焼失
昭和51年1月	左京区	平安神宮	拝殿及び本殿焼失
平成5年4月	右京区	仁和寺	金堂，御影堂（重文）等の一部焼失
平成5年4月	左京区	三千院	往生極楽院（重文）の一部焼失
平成5年4月	東山区	青蓮院	茶室好文亭焼失
平成12年5月	左京区	寂光院	本殿，地蔵菩薩立像（重文）焼失

特定文化財対象物の火災発生状況（Ｓ２３～）

※「特定文化財対象物」とは，国・府・市の指定・登録文化財をはじめ，未指定・未登録であっても文献に掲載されている等，貴重な建造物等を消防局長が指定したものです。現在1,045件の社寺等を指定して，指導の強化を図っています。

■　年別の火災発生状況

京都市消防局が発生した昭和23年から平成28年までに156件の火災が発生。年間平均約2件。

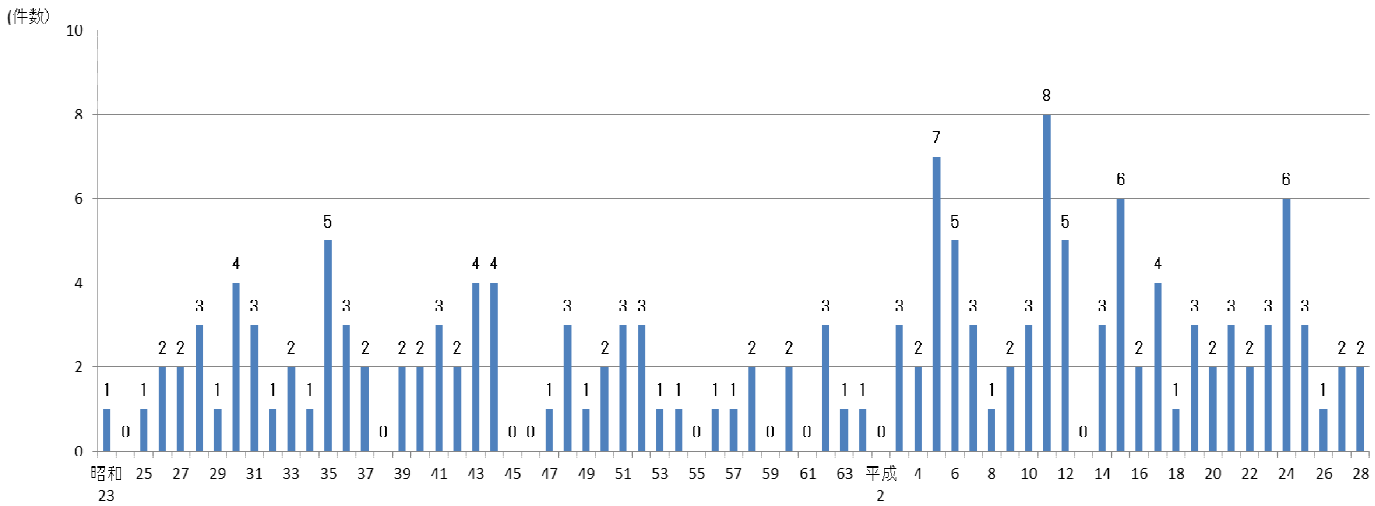

■　原因別の火災発生状況

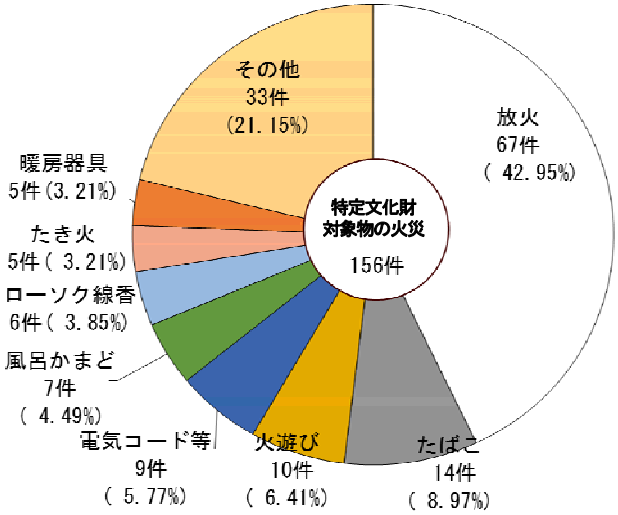

■　月別の火災発生状況

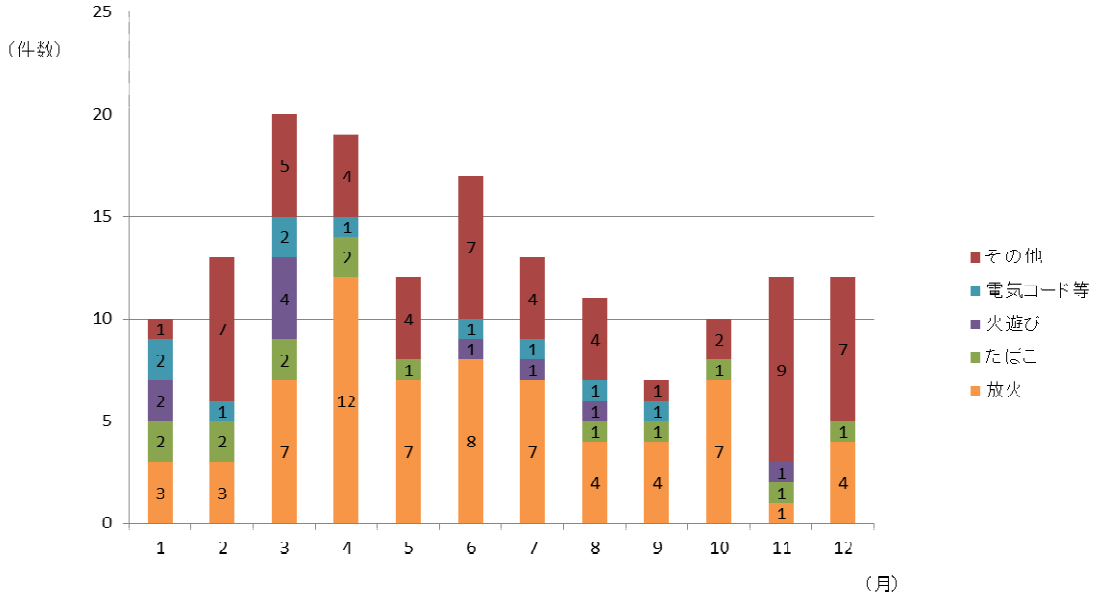

■　時間別の火災発生状況

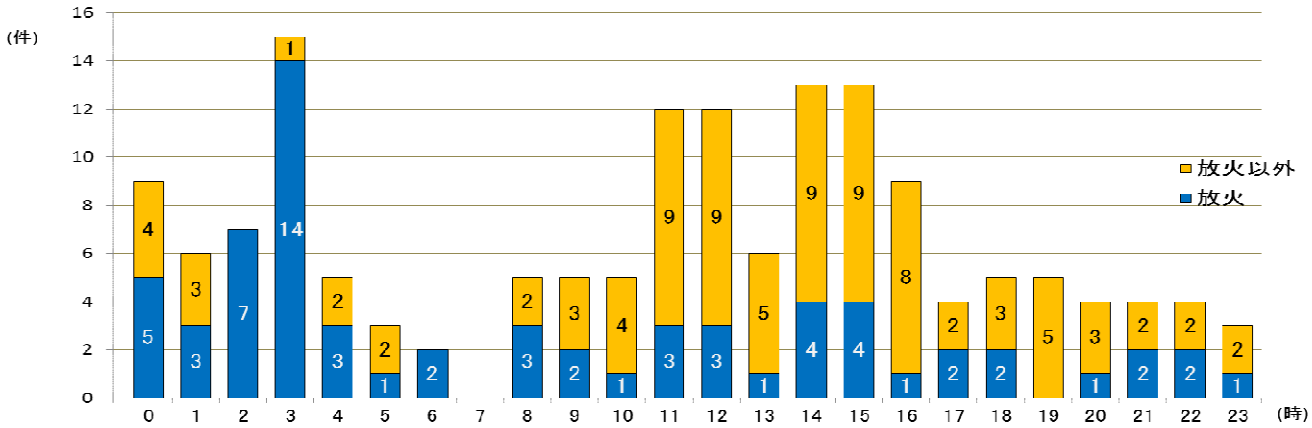

文化財マイスター養成数

	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ関係団体	タクシー関係団体	ﾊﾞｽｶﾞｲﾄﾞ関係団体	その他	小　　計
平成 28 年度	90	6	0	10	106
平成 27 年度	39	3	8	6	56
平成 26 年度	68	5	10	0	83
平成 25 年度	29	10	12	2	53
平成 24 年度	47	0	9	2	58
平成 23 年度	40	4	13	0	57
平成 22 年度	38	8	13	0	59
合　　計	351	36	65	20	472

文化財市民レスキュー体制一覧（238 対象物）

行政区（体制数）	対象物名				
北（12）	氷室神社	平野神社	光悦寺	源光庵	賀茂別雷神社
	大徳寺	清水寺	円成寺	常照寺	久我神社
	正伝寺	遣迎院			
上京（13）	頼山陽書斎	雨宝院	宝慈院	本満寺	浄土院
	北野天満宮	廬山寺	妙覚寺	妙顕寺	石像寺
	宝鏡寺	引接寺	大報恩寺		
左京（30）	来迎院	曼殊院	心光院	草生町公民館	霊鑑寺
	峰定寺	寂光院	聖護院	涌泉寺	勝林院
	満願寺	岩倉具視幽棲旧宅	積善院	檀王法林寺	貴船神社
	大原観音堂	由岐神社	野村町公民館	三宅八幡神社	賀茂御祖神社
	岡崎神社	鞍馬寺	浄楽堂	帰源寺（慈眼堂）	栖賢寺
	志古淵神社	崇道神社	瀧澤家住宅	吉田神社	駒井家住宅
中京（18）	旧神先家	下御霊神社	梛神社	矢田寺	川崎家住宅
	八木（南）家	神泉苑	本能寺	行願寺	蓮光院
	八木家	京都ハリストス正教会		堀野記念館	京都聖三一教会
	壬生寺	小川家住宅	天性寺	日本キリスト教団京都御幸町教会	
東山（48）	清水寺	龍眠庵	霊雲院	法観寺（八坂の塔）	妙法院門跡
	宝徳寺	勝林寺	桂昌院	清閑寺	新日吉神社
	東福寺	善慧院	願成寺	新熊野神社	蓮華王院
	霊源院	大機院	天得院	尊勝院	方広寺
	同聚院	一華院	萬寿寺	粟田神社	安井金比羅宮
	正覚庵	芬陀院	浄心寺	良恩寺	高台寺
	永明院	東光寺	常光院	大蔵寺	春光院
	光明院	南明院	清住院	法性寺	圓徳院
	栗棘庵	荘厳院	建仁寺	瀧尾神社	
	盛光院	即宗院	金剛寺	正法寺	
山科（30）	福應寺	三之宮	大圓寺	厨子奥公会堂	日向大神宮
	勧修寺	當麻寺	諸羽神社	折上神社	阿弥陀寺
	八幡宮	西宗寺	徳林庵	雙林院	本願寺山科別院
	南殿光照寺	長福寺	大石神社	毘沙門堂	岩屋神社
	随心院	歓喜光寺	岩屋寺	妙応寺	安祥寺
	大乗院	阿弥陀寺	山科神社	本圀寺	稱名寺
下京（13）	角屋	保昌山	平等寺	大行寺	長性院
	輪違屋	透玄寺	常楽寺	光薗院	金光寺
	長講堂	燕庵	仏光寺		
南（4）	大福寺	倉掛神社	福田寺	光福寺	
右京（32）	高山寺	車折神社	般若寺	法金剛院	福徳寺
	神護寺	今宮神社	平岡八幡宮	常寂光寺	慈眼寺
	木島坐天照御魂神社	檀林寺	二尊院	落柿舎	宝泉寺
	天龍寺	祇王寺	厭離庵	化野念仏寺	中道寺
	金剛院	滝口寺	慈眼堂	愛宕念仏寺	常照皇寺
	臨川寺	梅宮大社	西明寺	八幡宮社	清涼寺
	福王子神社	春日神社			
西京（21）	淨住寺	玉村家住宅	本願寺西山別院	樫本神社	勝持寺
	大歳神社	地蔵院	喜春庵	谷ヶ堂最福寺延朗堂	華厳寺
	善峯寺	月読神社	五社神社	千光寺	長福寺
	廣見寺	法輪寺	大原野神社	宝菩提院願徳寺	正法寺
	松尾大社				
伏見（17）	西養寺	藤森神社	常泰寺	龕前堂	御香宮神社
	與杼神社	観音寺	上三栖薬師堂	飛鳥田神社	伏見稲荷大社
	赤間薬師堂	恵福寺	萱尾神社	善願寺	天穂日命神社
	西方寺	法界寺			

建　　築

建築物同意及び通知事務取扱状況

	同　　意	通　　知
平成 28 年度	3, 633	2, 302
平成 27 年度	3, 775	2, 214
平成 26 年度	3, 810	2, 057
平成 25 年度	3, 989	2, 667
平成 24 年度	3, 651	2, 319
平成 23 年度	3, 469	2, 246
平成 22 年度	3, 445	2, 262
平成 21 年度	3, 325	2, 148
平成 20 年度	3, 469	2, 371
平成 19 年度	3, 777	2, 630

消 防 用 設 備 等

消防用設備等の届出件数

	着工届出書	設置届出書
平成 28 年度	2, 366	3, 467
平成 27 年度	2, 060	2, 907
平成 26 年度	1, 782	2, 508
平成 25 年度	1, 713	2, 419
平成 24 年度	1, 586	2, 369
平成 23 年度	1, 399	2, 159
平成 22 年度	1, 389	2, 284
平成 21 年度	1, 318	2, 133
平成 20 年度	1, 438	2, 192
平成 19 年度	1, 661	2, 331

各消防用設備等の完成検査件数

種類	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
消火器具	1011	953	942	932	893	976	1062	1182	1197	1645
屋内消火栓設備	228	198	171	171	146	170	173	159	124	184
スプリンクラー設備	251	225	218	270	225	275	252	276	255	196
水噴霧消火設備	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
泡消火設備	19	15	15	14	13	10	13	20	11	14
不活性ガス消火設備	9	6	14	12	7	10	6	6	5	3
ハロゲン化物消火設備	14	13	8	12	8	19	25	14	10	10
粉末消火設備	76	45	35	31	36	32	40	38	28	27
屋外消火栓設備	7	12	13	14	9	11	9	12	8	15
動力消防ポンプ設備	1	1	1	1	1	0	2	2	2	21
自動火災報知設備	1434	1331	1262	1391	1303	1450	1531	1458	1420	1769
ガス漏れ火災警報設備	20	17	15	14	9	10	9	11	8	14
漏電火災警報器	12	20	14	17	13	23	12	29	14	7
火災通報装置	76	64	65	64	72	77	81	56	73	79
非常警報設備	164	158	162	151	149	148	171	182	149	156
放送設備	223	241	214	252	228	323	316	242	263	187
避難器具	438	291	254	235	237	274	274	285	232	283
誘導灯	930	984	921	1013	1038	1160	1132	1293	1371	1837
消防用水	4	4	4	2	2	7	0	2	3	5
排煙設備	9	1	4	11	7	8	9	10	8	6
連結散水設備	4	6	2	9	6	7	8	7	5	15
連結送水管	175	111	76	82	74	101	91	73	64	73
非常コンセント設備	50	25	16	21	10	26	19	17	21	21
無線通信補助設備	3	2	2	1	0	1	7	10	15	8
合計	5158	4723	4428	4720	4487	5119	5242	5384	5287	6576

危険物施設等の火災

危険物施設等の火災状況（危険物に起因する火災）

発生年月	行政区	施設等区分	概　　要
平成 16 年 11 月	南区	少量危険物施設	化学工場内で危険物の減圧蒸留作業中，化学反応により発生したガス，固形物等が大量に噴出し，敷地内に被害が拡大したもの。国道が約 3 時間にわたり，通行止めとなった。
平成 18 年 12 月	山科区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて，バイクに給油した際にオーバーフローしたガソリンが静電気火花により着火したもの。給油口及び座席裏面を焼損。
平成 21 年 7 月	伏見区	危険物運搬車両	運搬中の金属製携行缶を，車両バッテリー上部に置いていたため端子と接触しショートしたもので，金属携行缶が破損し，流出した混合油に引火したもの。金属製携行缶及び道路表面塗装が焼損。混合油 2 リットル及び衣類の一部消失。
平成 22 年 10 月	東山区	危険物運搬車両	荷台に固定せず積載していたドラム缶移動用器具が，停車時に移動してポリ製容器を破損，流出した灯油が排気管に接触し，発火したもの。車両 1 台及び積載物を焼失並びに樹木 2 本等を焼損。
平成 26 年 9 月	右京区	一般取扱所	印刷機の静電気除去装置の劣化等により，静電気が発生し，印刷用接着剤が着火したもの。印刷機 1 基，ガラス戸及び蛍光灯 2 基の一部焼損。
平成 28 年 4 月	伏見区	製造所	製造所内で溶剤（危険物）を使用し，混合槽内を洗浄中，静電気火花が発生し，滞留した可燃性蒸気が着火したもの。作業中の従業員 1 名が両下腿部に熱傷を負い，着衣の一部を焼損。

地域の防火防災

市民への研修関係

自主防災上級研修の実施状況

年　　度	研修実施回数	受講人数
平成 27 年度	2	138
平成 26 年度	3	138
平成 25 年度	2	131
平成 24 年度	2	156
合　　計	9	563

※　受講人数に再受講は含まない。

自主防災リーダーの養成状況

年　　度	研修実施回数	養成人数
平成 25 年度	27	618
平成 24 年度	40	1, 186
平成 23 年度	54	1, 515
平成 22 年度	39	1, 096
平成 21 年度	35	977
平成 20 年度	31	706
平成 19 年度	27	806
平成 18 年度	38	951
平成 17 年度	27	750
平成 16 年度	46	1, 133
平成 15 年度	87	2, 109
平成 14 年度	96	2, 413
平成 13 年度	73	1, 911
平成 12 年度	69	1, 966
平成 11 年度	70	2, 182
平成 10 年度	24	430
合　　計	783	20, 749

安心アドバイザーの養成状況

年　　度	研修実施回数	受講人数
平成 28 年度	284	6,365
平成 27 年度	203	5,372
平成 26 年度	211	6,016
合　　計	698	17,753

消　防　団　関　係

消防団員数の状況

■　消防団員の減少傾向と高齢化

消防団員数は，10 年前から比べ減少傾向にありましたが，平成 29 年 4 月 1 日現在で 4,343 人となり，平成 28 年 4 月 1 日現在と比べて 96 名増加しました。

また，消防団員の平均年齢は緩やかに上昇を続けており，平成 29 年 4 月 1 日現在で 49.1 歳と，10 年前の 47.2 歳と比較して，1.9 歳上昇しています。

【消防団員数と平均年齢】

（各年４月１日現在）

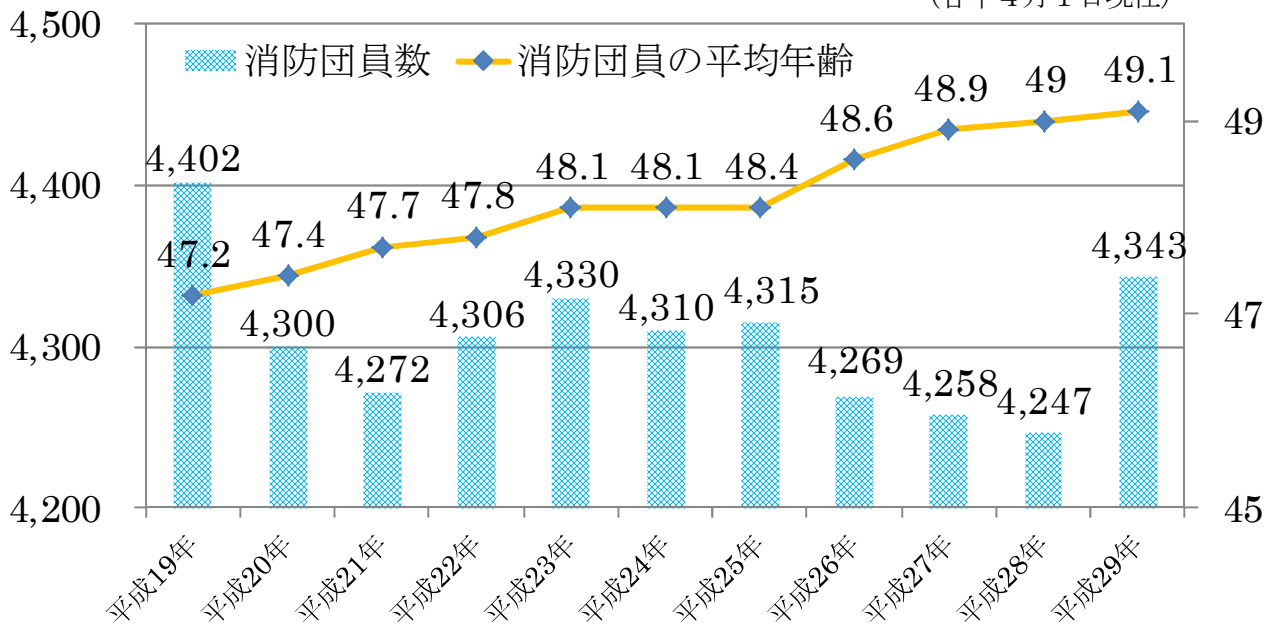

■　女性消防団員の増加

消防団員数が減少傾向にある中，女性消防団員数は増加傾向にあり，10 年前には全消防団員数に占める割合が 6．9%であったのが，8.7%を占めるまでになっています。

【女性消防団員数と割合】

（各年４月１日現在）

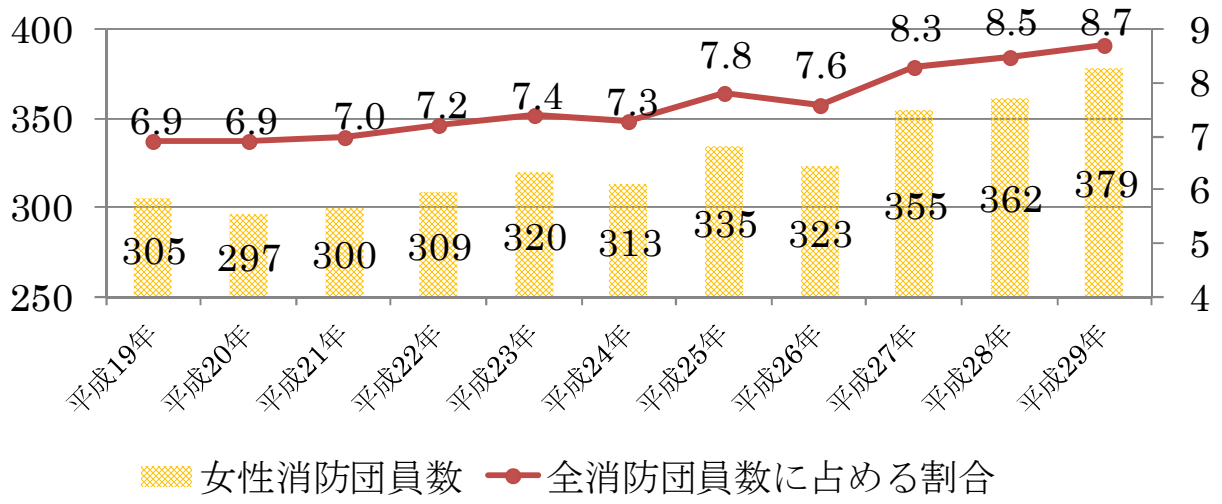

■　**学生消防団員の増加**

消防団員数が減少傾向にある中，学生消防団員数は増加傾向にあり，6 年前には47名であったのが，135 名と約 2.8 倍となっています。

【学生消防団員数と割合】　（各年４月１日現在）

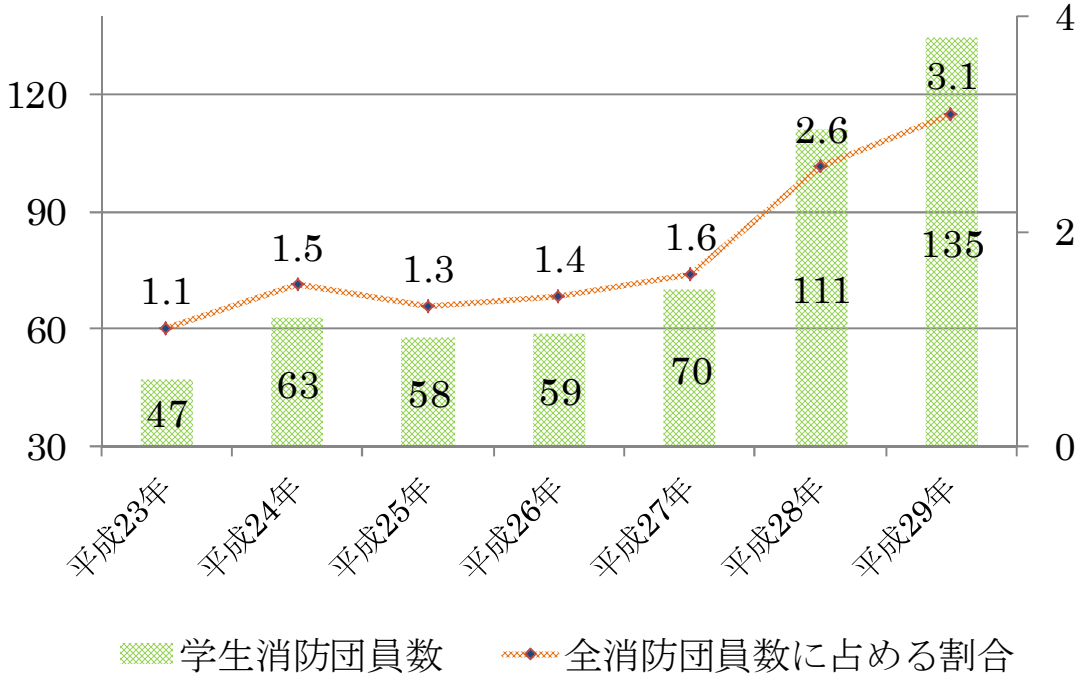

京都市消防団総合査閲の状況

■　**京都市消防団総合査閲の開催状況**

昭和 32 年～昭和 39 年	10 月	各地元で開催
昭和 40 年～昭和 50 年	9 月	
昭和 51 年，昭和 52 年	9 月	消防学校（伏見区）
昭和 53 年～昭和 59 年	8 月	
昭和 60 年，昭和 61 年	7 月	
昭和 62 年～平成 20 年	6 月	
平成 21 年～平成 26 年	6 月	消防活動総合センター（南区）
平成 27 年，平成 28 年	5 月	

■　**京都市消防団総合査閲の実施内容**

昭和 32 年～昭和 50 年	点検礼式，消火栓操法，小型動力ポンプ操法，防水シート操法
昭和 51 年～昭和 58 年	点検礼式，消火栓操法，防水シート操法
昭和 59 年～平成　8 年	点検礼式，消火栓操法
平成　9 年～平成 17 年	点検礼式，小型動力ポンプ操法
平成 18 年～平成 26 年	点検礼式，小型動力ポンプ操法（分岐管使用に変更）
平成 27 年～平成 28 年	点検礼式，消防訓練（放水を伴う訓練に変更）

※　他に業務実績及び各種簿冊の点検を昭和 32 年から継続して実施

■　過去 10 年の消防団総合査閲受閲分団

受閲分団名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
北　消防団	楽只分団	紫野分団	柊野分団	金閣分団	中川分団	出雲路分団	小野郷分団	待鳳分団	鷹峯分団	雲ケ畑分団
上京消防団	聚楽分団	中立分団	待賢分団	乾隆分団	仁和分団	西陣分団	嘉楽分団	京極分団	小川分団	出水分団
左京消防団	吉田分団	北白川分団	鞍馬分団	東山分団	岩倉南分団	下鴨分団	大原分団	岩倉北分団	修学院第二分団	八瀬分団
中京消防団	乾分団	日彰分団	朱雀第五分団	梅屋分団	生祥分団	朱雀第七分団	龍池分団	銅駝分団	朱雀第六分団	明倫分団
東山消防団	有済分団	六原分団	修道分団	粟田分団	弥栄分団	月輪分団	新道分団	貞教分団	今熊野分団	一橋分団
山科消防団	山階南分団	大宅分団	大塚分団	百々分団	安朱分団	陵ケ岡分団	小野分団	音羽川分団	西野分団	音羽分団
下京消防団	淳風分団	尚徳分団	豊園分団	光徳分団	梅逕分団	崇仁分団	西大路分団	皆山分団	永松分団	郁文分団
南　消防団	久世分団	唐橋分団	塔南分団	東和分団	上鳥羽分団	山王分団	弘道分団	九条分団	南大内分団	陶化分団
右京消防団	太秦分団	西京極分団	黒田分団	宇多野分団	嵯峨野分団	山ノ内分団	山国分団	御室分団	花園分団	葛野分団
西京消防団	川岡分団	松尾分団	大枝分団	大原野分団	新林分団	川岡東分団	桂徳分団	福西分団	桂分団	嵐山東分団
伏見消防団	稲荷分団	住吉分団	醍醐分団	下鳥羽分団	砂川分団	板橋分団	醍醐池田分団	横大路分団	深草分団	南浜分団

消防団充実強化のための取組状況

■　消防団防災ハイスクールの実施状況

平成 27 年度	16 校	3, 399 名
平成 28 年度	16 校	2, 632 名

■　京都市学生消防団活動認証制度の認証状況

平成 27 年度	10 名
平成 28 年度	15 名

■　京都市消防団協力事業所表示制度の認定状況

平成 29 年 3 月 31 日現在	87 事業所を認定

■　消防団充実強化実行チームの活動状況（広報チーム，交流チーム，教育チームの活動　）

平成 26 年度 3 チーム 計 67 名	第 1 回京都市消防団フェスタの開催（平成 26 年 11 月 30 日，梅小路公園）
	消防団フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設
	消防団紹介リーフレットの作成（17, 650 枚）
	団員教育用ホームページの開設及び掲載動画の作成
平成 27 年度 3 チーム 計 74 名	第 2 回京都市消防団フェスタの開催（平成 27 年 11 月 29 日，梅小路公園）
	消防団フェイスブックページ「おこしやす消防団」の運営
	消防団活動紹介パンフレットの作成（25, 000 部）
平成 28 年度 3 チーム 計 85 名	第 3 回京都市消防団フェスタの開催（平成 28 年 11 月 27 日，岡崎公園）
	消防団フェイスブックページ「おこしやす消防団」の運営
	消防団充実強化実行チームによる入団勧奨（合計 12 回）
	消防団事例発表会（集まれ，団員のＷＡ！）の開催
	団員教育用ホームページの内容充実

救 命 講 習 関 係

過去 10 箇年の救命講習等の実施状況

	普通救命講習		上級救命講習		応急手当普及員講習		救命入門コース	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 28 年度	1, 729	38, 411	33	841	34	522	85	4, 602
平成 27 年度	1, 639	39, 150	54	1, 036	28	477	68	4, 348
平成 26 年度	1, 567	36, 980	59	971	34	521	82	4, 441
平成 25 年度	1, 511	35, 864	47	832	35	549	81	4, 985
平成 24 年度	1, 487	33, 960	57	1, 066	27	426	45	2, 035
平成 23 年度	1, 386	32, 780	38	1, 004	21	450		
平成 22 年度	1, 537	33, 931	37	833	22	410		
平成 21 年度	1, 401	30, 527	38	870	22	287		
平成 20 年度	1, 405	30, 196	38	942	21	408		
平成 19 年度	1, 395	32, 521	38	883	18	317		

消防音楽隊の演奏

過去10箇年の消防音楽隊の演奏状況

年　度	消　防	京都市	市民団体等	その他	計
平成28年度	167	23	66	7	263
平成27年度	162	26	61	7	256
平成26年度	146	22	58	6	232
平成25年度	149	23	52	4	228
平成24年度	222	22	20	13	277
平成23年度	193	26	19	6	244
平成22年度	253	28	3	11	295
平成21年度	206	47	17	5	275
平成20年度	227	54	12	5	298
平成19年度	247	64	2	10	323

その他

職　員　数

職員数の状況

	現在員	初任教育生	再任用職員
平成 29 年度	1,645	35	117
平成 28 年度	1,670	42	89
平成 27 年度	1,688	40	75
平成 26 年度	1,719	34	67
平成 25 年度	1,744	46	42
平成 24 年度	1,765	72	28
平成 23 年度	1,819	50	23
平成 22 年度	1,867	50	9
平成 21 年度	1,891	66	0
平成 20 年度	1,901	75	5
平成 19 年度	1,902	43	5

※職員数は初任教育生及び再任用職員を除く。

広 報 ・ 広 聴 活 動

過去 10 箇年の主な広報活動の状況

年　　度	情報提供	取材対応	市民しんぶん	業界紙（誌）
平成 28 年度	174	136	176	21
平成 27 年度	175	81	192	16
平成 26 年度	189	121	158	10
平成 25 年度	187	165	160	15
平成 24 年度	217	147	142	9
平成 23 年度	250	211	152	15
平成 22 年度	251	84	151	38
平成 21 年度	241	103	172	32
平成 20 年度	225	124	196	18
平成 19 年度	360	212	195	32

過去 10 箇年の内外の行政機関等の視察状況

年　度	国際交流		消防関係者		行政関係者等		計	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
平成 28 年度	3	34	14	52	3	87	20	173
平成 27 年度	4	69	8	87	3	54	15	210
平成 26 年度	2	31	13	36	4	66	19	133
平成 25 年度	2	29	26	180	3	44	31	253
平成 24 年度	4	55	25	229	14	128	43	412
平成 23 年度	2	43	26	120	14	81	42	244
平成 22 年度	10	54	35	240	9	66	54	360
平成 21 年度	9	110	58	655	18	106	85	871
平成 20 年度	6	50	14	132	3	22	23	204
平成 19 年度	9	71	21	132	4	54	34	257

過去 10 箇年の主な広聴活動の状況

■　消防相談電話

年　度	情報種別							計
	苦情	要望	意見	相談	問合せ	感謝	その他	
平成 28 年度	8	4	1	22	2,722	2	5	2,764
平成 27 年度	12	4	2	25	2,761	3	10	2,817
平成 26 年度	7	1	3	19	2,808	1	8	2,847
平成 25 年度	3	3	2	17	2,915	1	0	2,941
平成 24 年度	6	4	2	9	2,331	3	0	2,355
平成 23 年度	13	6	2	24	2,477	2	0	2,524
平成 22 年度	15	7	4	49	2,692	5	3	2,775
平成 21 年度	6	5	1	33	2,788	3	14	2,850
平成 20 年度	13	3	1	28	2,035	6	87	2,173
平成 19 年度	14	27	3	18	2,391	2	284	2,739

■　消防情報

年　度	情報種別							計
	苦情	要望	意見	相談	問合せ	感謝	その他	
平成 28 年度	56	816	18	261	109	182	79	1,521
平成 27 年度	57	1,022	22	293	111	185	122	1,812
平成 26 年度	86	1,087	15	293	147	161	162	1,951
平成 25 年度	79	1,009	17	230	116	212	140	1,803
平成 24 年度	58	946	5	284	129	218	166	1,806
平成 23 年度	73	935	16	364	141	227	209	1,965
平成 22 年度	80	964	31	409	225	232	212	2,153
平成 21 年度	34	1,055	22	448	328	314	276	2,477
平成 20 年度	85	957	29	369	188	322	264	2,214
平成 19 年度	84	976	19	354	168	262	268	2,131

市民防災センターの来館者数

過去 10 年間の市民防災センターへの来館者数

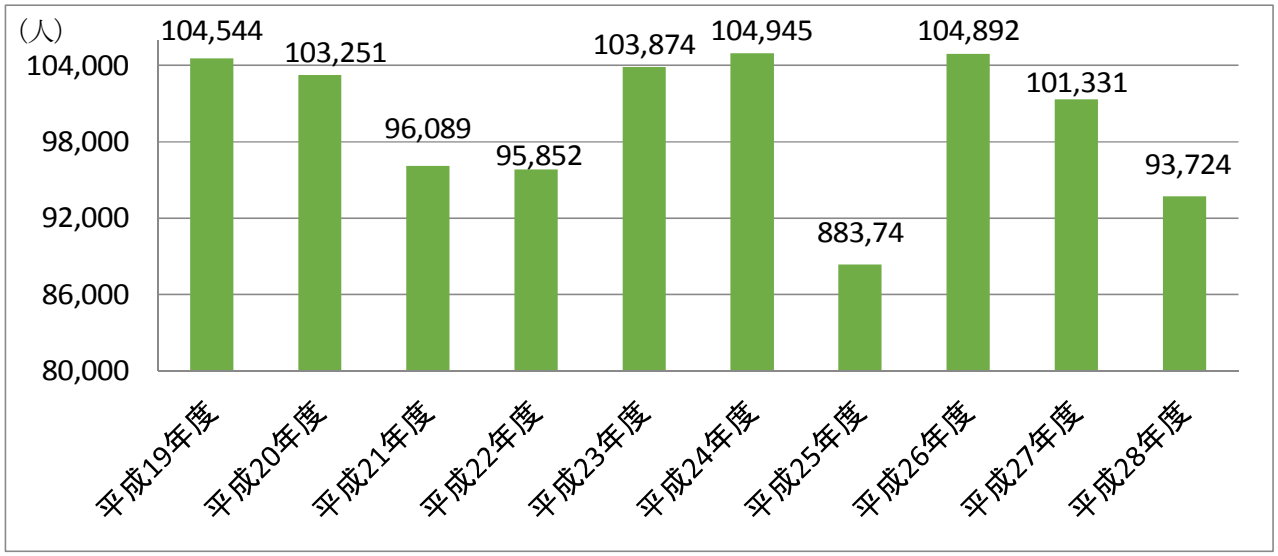

機械技術者の認定

機械技術者の認定数

年　　度	1級(名)	2級(名)	3級(名)	合計(名)
平成28年度	428	385	595	1,408
平成27年度	383	583	731	1,697
平成26年度	344	578	738	1,660
平成25年度	370	660	788	1,818
平成24年度	344	578	738	1,660
平成23年度	341	530	760	1,631
平成22年度	324	475	811	1,610
平成21年度	326	450	801	1,577
平成20年度	328	435	782	1,545
平成19年度	299	414	823	1,536

鑑　　識

過去 10 箇年の鑑識状況

■　京都市で発生した火災の鑑識及び技術支援の数

	鑑　　識			技術支援	合　計
	電気関係	油類関係	その他※1	※2	
平成 28 年度	24	14	2	53	93
平成 27 年度	32	19	0	52	103
平成 26 年度	15	25	4	42	86
平成 25 年度	33	21	8	43	105
平成 24 年度	13	19	4	89	125
平成 23 年度	6	20	2	101	129
平成 22 年度	1	19	1	127	148
平成 21 年度	0	17	0	94	111
平成 20 年度	12	17	1	62	92
平成 19 年度	18	32	4	56	110

備考：※1　「その他」は，電気関係及び油類関係以外の鑑識　（例　火災現場から収去した衣服の繊維種別の分析，オイルの発火点測定等）

※2　「技術支援」は，署員が実施する火災原因調査に対し，研究課員が撮影補助，資料提供及び助言等を行ったもの。